

令和4年3月 4日から  
令和4年3月10日まで

標 茶 町 議 会  
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和4年標茶町議会第1回定例会会議録目次

### 第1号(3月4日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	9
教育行政方針	19
総務経済委員会所管事務調査報告	25
厚生文教委員会所管事務調査報告	26
一般質問	27
本多耕平君	27
鴻池智子君	29
鈴木裕美君	32
渡邊定之君	39
深見迪君	42
松下哲也君	57
類瀬光信君	62
延会の宣告	79

### 第2号(3月7日)

開議の宣告	83
一般質問	83
類瀬光信君	83
決議案第1号 ロシアのウクライナ侵略を断固糾弾し、ロシアの軍事作戦の中止を求める 決議	98
議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について	99
議案第4号 工事請負契約の変更について	100
議案第5号 工事請負契約の変更について	100
議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	103

議案第 7号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第 8号	標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	108
議案第 9号	標茶町新規就農者誘致特別措置条例の全部を改正する条例の制定について	110
延会の宣告		114

### 第 3 号 (3月8日)

開議の宣告		119
議案第10号	令和3年度標茶町一般会計補正予算	119
議案第11号	令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	119
議案第12号	令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	119
議案第13号	令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	119
議案第14号	令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	119
議案第15号	令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算	119
議案第16号	令和4年度標茶町一般会計予算	135
議案第17号	令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	135
議案第18号	令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算	135
議案第19号	令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算	135
議案第20号	令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	135
議案第21号	令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	135
議案第22号	令和4年度標茶町病院事業会計予算	135
議案第23号	令和4年度標茶町上水道事業会計予算	135
延会の宣告		146

### 第 4 号 (3月9日)

開議の宣告		151
議案第16号	令和4年度標茶町一般会計予算	151
議案第17号	令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	151
議案第18号	令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算	151
議案第19号	令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算	151
議案第20号	令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	151
議案第21号	令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	151
議案第22号	令和4年度標茶町病院事業会計予算	151

議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算	151
--------------------------	-----

第5号(3月10日)

開議の宣告	167
議案第24号 教育委員会委員の任命について	167
議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算	168
議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	168
議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算	168
議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算	168
議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	168
議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	168
議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算	168
議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算	168

(令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

意見書案第1号 ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書	171
閉会中継続調査の申し出について(総務経済委員会)	172
閉会中継続調査の申し出について(厚生文教委員会)	172
閉会中継続調査の申し出について(広報委員会)	172
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	172
閉議の宣告	172
閉会の宣告	172

## 令和4年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和4年 3月 4日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 一般質問

### ○出席議員（12名）

1番 渡邊定之君	2番 類瀬光信君
3番 長尾式宮君	4番 松下哲也君
5番 熊谷善行君	6番 鈴木裕美君
8番 深見迪君	9番 本多耕平君
10番 黒沼俊幸君	11番 鴻池智子君
12番 後藤勲君	13番 菊地誠道君

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副 町 長	牛崎康人君
総 務 課 長	齊藤正行君
企 画 財 政 課 長	武山正浩君
税 務 課 長	齋藤和伸君
管 理 課 長	齊藤昇一君
農 林 課 長	長野大介君
住 民 課 長	伊藤順司君
保 健 福 祉 課 長	石塚剛君
建 設 課 長	富原稔君

観光商工課長	三 船 英 之 君
水道課長	油 谷 岳 人 君
育成牧場長	若 松 務 君
病院事務長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
農委事務局長	川 村 勉 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中 島 吾 朗 君
議事係長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(菊地誠道君) ただいまから、令和4年標茶町議会第1回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
8番・深見君、 9番・本多君、 10番・黒沼君  
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から3月10日までの7日間といたしたいと思います。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から3月10日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・佐藤君。  
○町長(佐藤吉君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思います。

なお、次の4点について補足いたします。

- 1点目は、去る2月21日から22日にかけての暴風雪の対応についてご報告いたします。  
前線を伴った低気圧が、20日から21日にかけて急速に発達しながら三陸沖から千島近海に進みました。また、上空約5,000メートルには氷点下39度以下の寒気が流れ込み、北海道付近は強い冬型の気圧配置となりました。このため釧路・根室地方では20日夜から暴風雪に見舞

われ、本町においては、気象に関する警報は発令されなかったものの、虹別地区においては国道243号線・主要道道3路線が通行止めとなり孤立状態となったところです。これに伴い、2月21日13時に「災害対策本部」を設置し、13時40分、虹別酪農センターに避難所を開設いたしました。避難所では4名の避難者の受け入れを行いました。翌朝の通行止めの解除を受け、22日8時には避難者も不在となり、避難所を閉所し災害対策本部も解散したところであります。

今回の暴風雪の被害等ですが、生乳は集荷を前倒しする対応をいただき、廃棄などの影響はなかったとの報告を受けております。

学校、保育園の関係では、この2日間で虹別小学校、虹別中学校の2校が臨時休校となり、ひまわり保育園も園児受け入れを停止し、町営バスは一部運休となるなどの影響がありました。

今回の暴風雪では全道的に被害が報告されていますが、本町においては、現時点ではあります。甚大な被害の報告は入っておりません。

本町においては、事前の気象情報の提供や道路管理者等の関係機関との密接な情報交換、ホームページ等への防災情報掲載を行い注意喚起に努めたところであり、今後とも「安全で安心なまちづくり」を進めるため、さらに防災対策の充実に努めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、令和4年度の町立病院診療体制についてご報告いたします。

常勤医師の負担軽減のため、かねてより医師確保対策を行ってきたところではありますが、本年4月から常勤医師として北海道から自治医科大学卒業医師の派遣をいただける見込みとなり、現在作業を進めているところであります。

お名前は、西畑淳也先生、現在関東在住の内科医でありまして、卒業後8年目の医師であります。派遣期間につきましては、令和5年3月31日までの1年間となっております。

これにより、内科は、院長、副院長、西畑医師の3名体制となる見込みであります。

今後の診療体制につきましては、広報しべちや、病院ホームページ等でお知らせをしてみたいと考えております。

内科外来の診療については、平成26年4月から内科常勤医師の業務負担軽減と看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科の外来日に合わせて火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、当面は継続させていただきますことに、ご理解を賜りたいと存じます。

内科医師の業務負担軽減を図るため、宿直医師につきましては、札幌市の「札幌第一病院」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただけるほか、函館市の「函館おおむら整形外科病院」に勤務する整形外科医師が月2回、木曜日の宿直業務を、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が月1回、火曜日の宿直業務をしていただけることになりました。

そのほか、月に2～3回程度、平日の宿直業務を行っていただける医師が1名おります。また、令和元年から日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を人材紹介会社を通じ募集してい

るところであります。令和4年度は全て決定済みとなっております。

外科は、北大消化器外科Ⅰから1週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても、今までどおり対応していただけることとなり、これにより救急指定病院としての機能を維持できることになりました。

小児科につきましては、旭川医大小児科から昨年と同様、週1回、火曜日とインフルエンザの予防接種期間については月1回、水曜日の医師派遣をしていただけることになりました。

産婦人科は、札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、昨年度と同様、月1回木曜日及び金曜日の2日間、派遣していただけることになりました。

なお、出張日が2か月前に決定されることから、町の広報や病院のホームページ等で周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

道内三医大関係医局の状況は、医局員が増えないという大変厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣いただけることとなり、心より感謝を申し上げます。

今後とも町民皆さんの命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は、本町内における新型コロナウイルス感染症の感染状況等についてご報告いたします。

さきの令和4年第1回臨時町議会において、ご報告いたしました後の感染状況につきましては、北海道において1月27日から「まん延防止等重点措置」が適用され、北海道全域に感染防止対策の徹底が要請されました。

1月25日の段階では2月20日までの期間でしたが、北海道知事の要請により、2月18日に開かれた国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、北海道の適用期間が3月6日まで延長されることとなりました。

要請の背景としましては、新規感染者数が高い水準にあったこと、とりわけ60代以上の新規感染者が増加し、医療の負荷を高めるおそれがあったこと、病床使用率、重症病床使用率が増加傾向にあったこと、医療施設などで集団感染が増加し、一般医療への影響が高まる状況への懸念があったこと、などによるものでした。

現に2月5日公表分では、全道で初めて4,000人を超え4,046人、2月10日公表分では、最高値となる4,098人となり、その後も3,000人台を推移するなど、ようやくここに至るまで前週を下回る日が続くようになってきたところではありますが、3月2日に北海道知事は、病床使用率が高止まりの状況が継続するなど、予断を許さない状況が続いているとし、国に対しまん延防止等重点措置の再延長を要請しました。

措置内容等につきましては、国の基本的対処方針を踏まえ、改めて検討することとしております。

本町におきましては、北海道が公表する1週間累計報の市町村別の患者の状況では、令和4年1月23日～1月29日の週で累計34人、1月30日～2月5日の週では累計1人、2月6日

～2月12日の週では累計11人、2月13日～2月19日の週では累計4人、2月20日～2月26日の週では累計6人となるなど、いまだに患者が確認され、2月23日には、本町水道課職員1名の感染が確認されましたが、職場内の消毒、他の水道課職員の抗原定性検査を実施し、職員への聞き取りなどから職場内における濃厚接触者はいないと判断し、業務を継続してきたところであります。

また、小中学校の休業では、2月26日までの学級閉鎖1校を最後に、現在は学級閉鎖あるいは学校閉鎖となっている学校はございません。

町としましては、町ホームページなどにおいて、まん延防止等重点措置の延長やさらなる基本的な取り組みの実践のお願いについて周知し、感染拡大の防止に向け取り組んでまいりました。

今後につきましても、国や北海道からの情報収集に努め、適切な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、光回線の整備状況についてご報告いたします。

昨年度より、町内光回線未整備エリアにおいて総務省の高度無線環境整備推進事業を活用し、NTT東日本により光回線の敷設工事が進められておりましたが、先般、NTT東日本から、令和4年7月に町内全域サービス提供開始が可能との報告がありました。

NTT東日本からのニュースリリース後、詳細な日時等発表となる予定でございますが、令和2年度より整備が続けられておりました町内全域の光回線の整備について、完了予定報告とさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、事前申し込みされた710回線の個人あるいは企業に対しては、NTT東日本と協力し、工事が遅れたこととサービス提供開始の情報について、個別に郵送にてお知らせする予定でございます。

今後、本町としても広報しべちゃや町ホームページ等において、広く周知させていただくこととしておりますのでご理解を願います。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和4年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物を持ちまして詳細に報告いたしておりますが、以下5点について補足し、ご報告申し上げます。

初めに、昨年12月に実施しました「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

標茶町では、町独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果について申し上げます。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生と4年生は、社会と理科を加えて4教科、小学校5年生から中学校2年生は、英語を加えて5教科で実施しました。

結果の概要につきましては、小学校ではどの学年もおおむね全国と同等程度の正答率でしたが、一部学年において社会と算数に課題があることがわかりました。中学校では全体として全国をやや下回る正答率でしたが、小学校と同様に社会と数学において課題が見られました。

経年変化を見ていきますと、昨年度と比較して改善が見られた学年もあり、その学年集団の特性などを多角的に捉えて要因を分析し、今後の指導改善に生かしていくことが大切だと考えております。

また、総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣について、おおむね肯定的な回答が多い状況であります。一人一人の児童生徒がどのように回答しているかを各学校で適切に捉え、個別の指導に活用していくことが肝要だと考えております。

今回の結果は、さきに行われた「全国学力・学習状況調査」の結果を裏づけ、さらに課題のある学年や教科が明らかになり、今後の指導に生きる貴重な資料となりました。

各学校においては、自校の結果を分析し、課題の改善に向けて取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの困り感等に個別に対応する具体的な指導に役立ててまいります。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの推進に努めてまいります。

2点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、スポーツ庁が小学校5年生、中学校2年生を対象に実技に関する調査と質問紙による調査を、昨年4月から7月にかけて実施したものです。本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概要についてご説明いたします。

実技に関する調査については、8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計点においては、小学校、中学校ともにやや全国平均を下回る結果となりました。

種目別では、おおむね小中学生ともに「握力」「20メートルシャトルラン」「ボール投げ」で全国平均を上回っております。一方で「50メートル走」「上体起こし」は小学校、中学校ともに全国平均を上回ることができませんでした。

調査結果については、教育委員会及び各学校における体力向上計画の作成に活用し、それに基づいた体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は、日常的な全身を使った遊びや運動、そして生活習慣の改善等、家庭や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要を保護者にも配布し、共通の課題意識を持って体力づくりの推進に努めてまいります。

3点目は、町条例に基づく令和3年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期表彰者21名、後期表彰者51名で前期・後期合わせて72名の児童生徒の表彰となり、賞の内訳につきましては、努力賞30名、奉仕賞8名、親切賞10名、体育賞12名、学芸賞12名となりました。

4点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月9日、コンベンションホールういずにおいて、新成人50名が出席し、成人式が晴れや

かに挙行されました。

今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来賓及び町関係者の来場を制限して実施したところです。

式典終了後には、新成人の皆さんに「標茶クラフトビールプロジェクト」からクラフトビールの提供がございました。

また、前日に実施していた成人式前夜祭は中止し、式典終了後に交流会が行われております。この交流会は、新成人が自ら実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催したものであり、恩師のビデオメッセージや町の特産品などが当たる抽選会を行うなど、ほほ笑ましい交流会となりました。

1月28日から2月6日まで開発センター町民ホールにおいて、令和3年度標茶町民憲章推進書道展を開催し、今年度は北海道にまん延防止等重点措置が適用されたことから表彰式は中止いたしました。各賞につきましては、出展作品466点の中から、特別賞3名、特選8名、入選66名、奨励賞26名の方々を表彰しております。

5点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

12月4日、札幌市で開催された「第52回北海道中学校アイスホッケー大会」に、標茶中学校の生徒5名が、釧路合同チームのメンバーとして出場しましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。

1月7日から9日、江別市で開催された「第40回北海道中学校新人バドミントン競技選手権大会」に、虹別中学校2年の末柄大和さんが出場し、男子シングルス3回戦敗退となりました。

1月7日から9日、苫小牧市で開催された「第52回北海道中学校スケート大会」に、虹別中学校3名、中茶安別中学校1名、塘路中学校1名の5名が出場し、虹別中学校3年の加藤礼門さん、同校2年の笛木慶悟さん、同校1年の加藤夕李さん、塘路中学校3年の内藤心愛さんが、全国大会の出場権を得ました。

1月12日、札幌市で開催された「第37回道新杯北海道中学選抜卓球大会」に、標茶中学校女子卓球部団体8名が出場し、3位トーナメント敗退となりました。

1月29日から2月1日、長野県長野市で開催された「第42回全国中学校スケート大会」に、虹別中学校3年の加藤礼門さんが種目500メートルと1000メートルの部、同校2年の笛木慶悟さんが3000メートルと5000メートルの部、同校1年の加藤夕李さんが500メートルと1000メートルの部、塘路中学校3年の内藤心愛さんが500メートルと1000メートルの部に出場し、加藤礼門さんが500メートルで5位入賞、加藤夕李さんが500メートルで6位、1000メートルで5位入賞を果たしました。

また、文化面での活躍では、北海道主催の「令和3年度林野火災予防作品（標語・ポスター原画）」において、中茶安別小学校6年の館石恋音さんがポスター原画の部で最優秀賞にあたる北海道知事賞に入選しました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

- 議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。  
諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。  
以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。  
休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

- 議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎施政方針

- 議長（菊地誠道君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

- 町長（佐藤吉彦君）（登壇） 令和4年標茶町議会第1回定例会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに

いまだに世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの日常が奪われ、日々の生活や経済活動が大きな影響を受けています。このような中、皆様の忍耐強いご努力ご協力に心から感謝申し上げます。引き続き、当たり前の生活を取り戻すための3回目のワクチン接種などの感染拡大防止対策と同時に、経済活動の支援などに全力を挙げ取り組んでまいります。

基幹産業である酪農・畜産においては、ヒグマによる被害により、多くの生産者の皆さんに影響が出ました。いまだ捕獲には至っていませんが、1日も早く皆さんの不安を取り除くことができるよう取り組んでまいります。

生乳生産は順調な生産を上げ、対前年比103%となりました。しかし、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、牛乳や乳製品の需要が低迷し、これまでにならぬ規模で生乳が廃棄されるおそれがあるほか、減産型の計画生産が求められるなど、主産地として看過できない重要な課題となっています。

基幹産業、酪農の維持・発展のためには、まちを挙げての消費拡大が必要と考え、年末にJAしべちや、集荷業界と町が連携し、牛乳贈答券を全世帯に配布させていただきました。

第2弾の牛乳贈答券配布も1月末から行われており、さらに春休みの対応として第3弾の

牛乳贈答券配布を3月中に行いますので、今後とも皆さんにはご理解・ご協力をお願いいたします。

私は、町長就任以来、まちが元気になる情報発信の取り組みを心がけており、その一つにふるさと納税があります。昨年で3年目となりますが、12月末の速報値で1億5,000万円を超える寄附をいただくことができました。ふるさと納税は、特産品のPRや町全体の経済の活性化、観光での来町の期待などさまざまな効果が期待できる取り組みで、着実に寄附額を伸ばすことができたのは、返礼品を提供いただいた事業者の皆さんのご努力、一人一人が広告塔になりご協力くださった町民の皆さん、そして標茶を選んでいただいた方々のおかげと心から感謝申し上げます。4年目に向けて、企業版ふるさと納税の拡大も含め、標茶をさらに全国に発信してまいります。

また、昨年5月から地域おこし協力隊の協力により「北海道標茶町地域おこし」のYouTubeチャンネルを開設し、新たなまちの情報発信を始めています。多くの皆さんのチャンネル登録をお願いいたします。

近年、世界各地においては、これまで経験したことのない豪雨や大型台風などにより、深刻な自然災害が頻発しており、その大きな要因として、地球温暖化が指摘されています。国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

標茶町においても、このような状況を認識し、二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」に向けた取り組みを開始します。

もはや地球温暖化問題は、気候変動の域を超えて気候危機の状況にあるとの認識を町民誰もが共有し、できることを地道に、そして着実に取り組んでまいります。

さまざまな課題が山積しておりますが、このまちは、逆境の中でも、苦しさを乗り越え、新たな道を開き、今の標茶を築き上げてきた歴史があります。コロナ禍の中でも、このまちが持つ無限の可能性を引き出し、多くの町民の皆さんの英知を結集して、持続して発展する「元気なしべちゃ」を町民の皆さんと共につくり上げるため全力で取り組んでまいります。

町政の特徴について

本町の令和2年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は8.7%全道降順で95位、将来負担比率は27.7%全道降順80位であり、経常収支比率は88.5%と、依然厳しい財政状況にあります。

政府が閣議決定しました令和4年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としましても、今後も厳しい財政運営が予想されます。

岸田首相は施政方針演説の中で、「経済再生の要は、『新しい資本主義』の実現です。私は、成長と分配の好循環による『新しい資本主義』によって、この世界の動きを主導していきます。官と民が全体像を共有し、協働することで、国民一人一人が豊かで、生き生きと暮らせる社会をつくっていきます。さまざまな弊害を是正する仕組みを、『成長戦略』と『分配戦略』の両面から、資本主義の中に埋め込み、資本主義がもたらす便益を最大化していきます。分

配や格差の問題にも正面から向き合い、次の成長につなげます。こうして成長と分配の両面から経済を動かし、好循環を生み出すことで、持続可能な経済をつくり上げます。」と述べております。

一方、私たちの地域では昨年も新型コロナウイルスによるさまざまな影響を受けました。特に経済面では飲食業、旅館・ホテル業、観光業を営む事業者の方々は大変苦勞をされております。

「成長と分配の好循環による『新しい資本主義』によって、国民一人一人が豊かで、生き生きと暮らせる社会」が私たちの町で実感できる日が果たしていつになるのかわからない中、令和4年度当初予算における町税につきましても、令和3年度と比べて2.2%の増加を見込めますことは、町民の皆さんの日ごろのご努力とご理解のたまものと感謝をするところであります。

自主財源の軸である町税の確保に努め、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理と収納対策に力を注いでまいります。

今後も持続可能な町政を目指し、さまざまな行政課題にきめ細やかに取り組んでまいります。

令和4年度で取り組む主要な施策としまして、1点目は、地域活性化対策として、馬を核とした地域間交流事業を進め、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、ふるさと納税の拡大・充実に努め、企業版ふるさと納税の取り組みを進めます。また、憩の家かや沼について、引き続き施設改修を推進してまいります。光回線が全町敷設され、使用可能となります。また、マイホーム応援事業を充実してまいります。

2点目は、農業振興対策として、酪農再興事業を継続するとともに、新規就農者対策も継続してまいります。牛乳・乳製品の消費拡大に取り組んでまいります。また、羊の安定供給とブランド化を目指し、めん羊事業を進めてまいります。

3点目は、教育対策として、標茶中学校旧校舎・旧講堂、旧学校給食共同調理場の解体と、コロナ禍においても学びの継続・保障ができるよう1人1台端末の効果的な活用を進めてまいります。

4点目は、子育て支援として、保育料・幼稚園保育料の無料化、医療費の大学生まで無料化を継続するとともに、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援、安心して子どもを育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

5点目は、安全・安心対策として、引き続き防災無線のデジタル化を進め、災害情報伝達のため、戸別受信機、車載無線機などを整備するとともに、標茶市街川東地区の内水処理計画の策定に着手するとともに阿歴内防災井戸の調査を実施してまいります。

以下、施策の概要について申し上げます。

#### 1. みんなで魅力と価値を生み出すまち

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛川・ホマカイ川」「西別川」の上中流

域に位置する本町の責務を踏まえ、下流域の各自治体、団体及び住民との連携を強めてまいります。

先ほど、ゼロカーボンシティへの取り組みを表明いたしました。基幹産業である酪農畜産を生かした家畜ふん尿由来によるバイオガスプラントや、地球温暖化の主な原因と考えられている温室効果ガスの1つのメタンという気体を含む牛のゲップ削減の研究を進めてまいります。また、森林が町面積の55%を占めており、豊富な吸収源も有している地域にあります。町有車両のEV化や、町有施設の照明器具のLED化などに取り組んでまいります。

町民の皆さんにも、さまざまな再生エネルギーの有効活用、食品ロスの削減など、一人一人ができることから、取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

基幹産業の酪農につきましては、畜産クラスター事業導入による効果をはじめ、生産者個々の経営努力や規模拡大により、令和3年の生乳生産量は、対前年比103%の17万7,531トンとなりました。

一方、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、牛乳・乳製品の需要が低迷し、減産型の計画生産が実施され、生乳廃棄のおそれも生じていることから、引き続きしべちゃ牛乳の学校給食への提供をはじめ、町民一体となった取り組みを計画するなど、牛乳・乳製品の消費拡大に努めてまいります。

また、令和4年度におきましては、標茶酪農再興事業を継続実施し、草地更新の促進とバイオガスプラント及び畜舎排水処理施設設置に対する支援を行うとともに、しべちゃ農楽校を拠点に、担い手育成協議会を構成する関係機関や関係団体と連携し新規就農対策を推進してまいります。

ふん尿処理等の酪農業のさまざまな課題解決に向けては、バイオマス産業都市構想に基づき、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心にバイオガスプラントの早期導入に向けた協議・検討と、農業者や住民への周知に努めてまいります。

家畜伝染病対策につきましては、生産者の規模拡大により予防の重要性が増していることから防疫アドバイザーを配置し、専門的知見による防疫体制の強化及び飼養衛生管理基準のさらなる普及・農場における指導を強化してまいります。

昨年度から取り組みをスタートさせている、釧路町と標茶町との広域連携ブランド化推進事業につきましては、新たな特産品の開発等の研究を進めてまいります。

野菜生産は「釧路ほくげん大根」のブランド名も定着し、本町にとっても重要な産業の一つとなっています。本年も安定的な生産をする上で重要な土壌改良に対して、継続して支援してまいります。

標茶町育成牧場は、農業者の分業化の進展により利用者ニーズの高い哺育から育成までの一貫養育に 대응できるよう、きめ細やかな飼養管理に努めます。健康な牛を育てるための良質な土・草・水の利用に努め、道営事業による粗飼料基盤整備などに向けた草地整備改良工事に着手します。また、これまで進めてきた綿羊の血統群改良整備を生かし、綿羊生産振興を発展させるため、地域おこし協力隊や官民連携のもと将来のブランド化に向けた取り組みを強化してまいります。

林業につきましては、持続的な森林の管理・経営の確立による、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止などへの取り組みが求められております。本町においても森林整備計画に基づいた計画的な森林整備を促すとともに、森林環境譲与税を活用し、森林の整備及びその促進に対する支援などを行ってまいります。

町有林につきましては、既設林道などの維持補修を行い、計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による捕獲の実施と、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、資源としての有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

また、令和元年から相次いで発生しているヒグマによる家畜被害対策については、追い払い機材設置の支援などを継続するとともに、北海道や広域で連携し、問題個体の捕獲に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

令和2年に発効された日米貿易協定は3年目となり、本年4月1日から関税がさらに引き下げとなります。TPP11、日欧EPAの動静も含め、国内市場への影響、消費者ニーズの多様化などから、今後の農林業への影響と、国や道が講じる対策などを注視するとともに、より一層関係機関、関係団体と連携し対応してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギのふ化放流による増殖事業への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取り組みを地域の皆さんとともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては、ふるさと納税による需要の拡大を図り、また、商工会の運営支援に努めるとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを推進するほか、新たに創業される方や既存事業を拡大される方に対してはGOGOチャレンジショップ支援事業により引き続き支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、いまだに新型コロナウイルスによる影響の終息が見えない状況であることから、金融連絡会議での議論や町内情勢などを踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図ってまいります。

また、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、新たに策定しました「観光振興計画」に基づき、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かした事業の展開とともに、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関との連携を強化し、引き続き誘客活動を推進するための事業を積極的に取り組み、SNSや動画配信サービスなどを活用した観光情報の発信を進め、交流人口・関係人口の拡大を目指してまいります。

また、町民の憩いの場であり、さらに本町の観光拠点施設である憩の家かや沼については、より快適な滞在環境を創出できるよう引き続き施設改修を進めてまいります。

雇用環境につきましては、厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注や冬期

雇用対策事業の展開による経済的安定化を図るとともに、釧路北部地域雇用創造協議会による地域の「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための効果的な取り組みを推進してまいります。

## 2. みんなで支えあう健やかなまち

町民誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、各種福祉施策を展開するとともに、町内関係団体との連携に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染への予防効果が期待されているコロナワクチンですが、令和4年度も引き続き集団接種体制を継続し、感染予防対策に努めてまいります。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の運営につきましては、運営主体と密に連携を図り、実施してまいります。また、各種医療給付事業につきましては、適切な実施に努めてまいります。

脳ドック検診の一部助成につきましては、より多くの町民が利用できるよう内容を見直し引き続き実施してまいります。

保健事業の推進につきましては、関係機関や団体と連携し、健康まつりなどの事業展開による健康意識の向上を推進します。また、高齢者の疾病予防と重症化予防の効果的な実施に向け、介護予防と一体的な取り組みとするため、高齢者保健事業の実施体制づくりを検討いたします。

さらに、総合住民健診に合わせ、特定健診や各種がん検診の同時受診を継続し、受診率の向上に向けた取り組みを継続してまいります。

歯科保健対策として、歯周病検診を引き続き実施するとともに、う歯予防対策として、保育所や幼稚園でのフッ化物洗口を継続してまいります。

妊娠や出産に対する支援として、特定不妊治療に対する経済的支援や妊産婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施してまいります。

子育て困難世帯に対する早期の支援体制を構築するため、出産前後の妊産婦の心身の変化に対応できるよう、24時間の相談体制と産後ケア事業により継続して支援を行ってまいります。

さらに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援の環境づくりを充実させてまいります。また、新生児聴覚検査費用の助成を引き続き実施し、早期発見と早期支援に努めてまいります。

町立病院の運営につきましては、現状の医療体制を維持するとともに、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、地域全体で包括的に支え合う体制づくりを進めるとともに「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がい者や障がい児が、自立した生活を営むことができることを基本に、多様化するニーズに対応するための支援体制の構築を推進してまいります。また、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき各種施策の着実な実施に努めてまいります。

社会福祉につきましては、引き続き「ほっとらいふ制度」により、高齢者世帯や低所得世帯等への助成を行ってまいります。

子育て支援につきましては「第2期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈や大学生までの医療費の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図るとともに、生後7か月の乳児に絵本を贈るブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、保育料の無料化を継続して実施してまいります。また、適正かつ効率的な運営や地域との交流を通じて連携を図りながら、多様な子育て支援の環境づくりを推進するほか、引き続き待機児童の解消に向け努力してまいります。

さらに、町内産の食材を活用した「ふるさと給食」の取り組みについても、「ふるさと標茶」に対し愛着を持ってもらう取り組みとして引き続き進めるとともに、へき地保育所への給食提供も継続して実施してまいります。

乳幼児を持つ保護者が交流できる場として、子育てサロンを継続し、また、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に関係機関の協力を得ながら事業の充実を図るとともに、児童の健全な育成に資するよう標茶児童館の利用促進を図ってまいります。

### 3. みんなが安心して暮らせるまち

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに、重要な役割を果たしております。

広域道路網の幹線となる国道・道道につきましては、継続して整備促進と地域から寄せられた道路環境の整備について関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。また、全町的な課題となっています舗装道路の老朽化対策につきましては、道路パトロールや舗装個別施設計画に基づいて計画的に補修を実施し、安全性の向上を図ってまいります。

橋梁などの道路施設につきましても橋梁個別施設計画に基づく定期的な点検と計画的な補修により、施設の長寿命化を図り安全性の確保に努めてまいります。

除雪及び災害時の対応につきましては、道路パトロールによる情報収集を基本としながら、民間事業者との任務分担を図り、安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

河川管理につきましては、継続的にパトロールを実施し適正な管理に努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスについては、利用者や沿線の地域会と連携を図りながら、適切に運行してまいります。

また、本町も交通弱者の足を支える公共交通の確保が課題となっており、市街地循環バスの試験運行を行いながら、公共交通のあり方を検討してまいります。

J R釧網本線につきましては、J R北海道が、単独では維持することが困難な路線として

位置づけしています。本町としましては「くしろ湿原ノロッコ号」や継続運行が決まった「SL冬の湿原号」などの観光列車を貴重な資源として、また、通勤・通学などの足として必要不可欠な路線であることから「JR釧網本線維持活性化推進協議会」及び北海道をはじめとする関係機関や関係団体とともに路線維持、利活用のための対策に引き続き取り組んでまいります。

高度情報化への対応につきましては、令和2年度から進めております光回線が本年度町内全域に整備されます。高速ブロードバンド環境がこれからの産業や生活の基盤をなすものであることから、今回整備された地区の方を対象に、Wi-Fi無線局の購入費用の一部を助成する制度を開始いたします。

また、町ホームページやSNSを活用し多様な情報の提供を進め、デジタル技術やデータを活用し、業務効率化や行政サービスの向上に努めてまいります。

都市計画につきましては、まちづくりの将来目標を示し、総合的かつ体系的な施策を行う基本方針である「都市計画マスタープラン」に基づいて、町民が安全で快適に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画の基本方針に沿って定期的な点検を実施し、安全で快適な公園施設の管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、老朽管の更新及び私有地内に埋設されている配水管の移設更新により管網整備を行うとともに、昨年に引き続き、配水池の耐震診断を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、施設の改修及び計装機器の更新を行うとともに、虹別地区における水量・水質の安定に向けた導水施設の整備を行ってまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の能力検証及び標茶処理場の電気設備改修工事を行うとともに、雨水管の更生工事を行ってまいります。

また、整備区域の水洗化の促進とあわせ、集合処理区域外における合併処理浄化槽設置者への助成事業を推進することで生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ってまいります。

しべちゃ斎場につきましては、引き続き指定管理者による運営を行うとともに、適切な管理に努めてまいります。

住民要望のある合葬墓につきましては、建設に向け調査を実施してまいります。

廃棄物処理につきましては、循環型社会の構築に向け、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、焼却施設及び最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。また、令和3年度から供用を始めたマテリアルリサイクル推進施設を最大限活用し、資源のリサイクルを進めてまいります。

さらに、ごみ減量化・資源化を図るために、電気式生ごみ処理機・コンポスター・排出用ダストボックス・ディスプレイに係る購入費用に対する一部助成事業を継続してまいります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき継続中の桜団地の住戸改善事業を実施し、虹別団地につきましても改良に向けた実施設計を行い、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。

昨年から実施したマイホーム応援事業は希望者も多く、波及効果も期待されることから充

実を図ってまいります。

建築行政につきましては、住宅や建築に関する相談への的確な対応や情報提供に努めてまいります。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、防災意識を高めることが重要であります。

地域の防災力向上には、町内会・地域会との連携が不可欠であり、自主防災組織の設立や活動の支援を行うこととあわせ、コミュニティ・タイムラインの策定を進め、それに基づく防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、関係機関とともに策定した釧路川の氾濫に備えた「多機関型タイムライン（事前防災行動計画）」を活用するとともに、防災無線のデジタル化、戸別受信機の設置、防災ハンドブックの改訂など災害時の情報伝達などの整備を図ります。また、標茶市街地の抜本的な内水処理対策を講じるため内水処理計画の策定に着手するとともに、阿歴内地区の防災井戸の確保を目的とした地下水調査を実施してまいります。

消防機能の強化につきましては、消火栓の設置を進めるとともに、消防職員・団員の訓練・研修による、たゆまざる研さんにより、消防・救急体制の整備を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関や関係団体と連携を図り、交通安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進してまいります。

消費者対策につきましては、消費者に対する勧誘などの手口が巧妙化し、個人では対応しきれない状況が増加しています。消費者被害を未然に防止するため、標茶消費者協会と連携した啓発活動及び町広報紙による情報提供に努めるとともに「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用し、多様化する消費生活相談に 대응できる体制の確保を図ってまいります。

#### 4. みんながいきいき学んで育つまち

教育環境の整備につきましては、2か年で進めてきた標茶中学校講堂防音事業改築工事と学校給食共同調理場も昨年末に完成し、令和4年度は、標茶中学校旧校舎・旧講堂、旧学校給食共同調理場の解体と新学校給食共同調理場による標茶高校への給食提供開始を進めます。

また、国のGIGAスクール構想による1人1台端末の効果的な活用を通して、個別最適な学びの一層の充実を進めてまいります。

ふるさと教育の充実につきましては、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学生の釧路川カヌー体験を継続するとともに、学習教材費サポート事業などにより引き続き学校の教材費を公費負担とし、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

学習拠点である社会教育施設につきましては、利用者が安心して学習活動ができるよう、施設の適切な維持管理と機能の充実に努めてまいります。

本町の南の玄関口にある博物館と北海道遺産であります北海道集治監釧路分監本館の積極的な周知と活用に引き続き努めてまいります。

標茶高等学校は、地域活動の展開を通じて、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、さまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってはかけがえのない貴重な財産であるため、引き続き教育振興会を通じて支援を行うとともに、間口維持に

向けた取り組みにつきましては通学費の一部助成を実施してまいります。

#### 5. みんなで創造できるまち

「まちづくり」の主役は、町民の皆さんです。

本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるよう、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と住民の皆さんの間には、情報の共有化が不可欠なことから、まちづくり町民講座を継続して開催するとともに、広報広聴活動の充実に努めてまいります。

また、審議会や各種委員会の意見を聴取することと併せ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

合宿の誘致につきましては、昨年度は東京オリンピック開催とコロナ禍による影響を受け、合宿誘致は行われませんでした。本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、全国規模の大会における誘致活動を推進するため合宿誘致推進員や関係団体と連携してまいります。

平成29年度から事業展開しています地域間交流事業「馬と共に暮らせる町・・・標茶」につきましては、引退した乗用馬の引き受けを継続しながら、馬を核とした「関係人口」の創出につながる取り組みを継続してまいります。

移住の促進につきましては、完全移住者も出てきており、本町の存在を広く知っていただくため、首都圏における相談会の開催などの情報発信と、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに、塘路地区に設置した「お試し暮らし住宅」を積極的に活用し、自然環境豊かな本町の魅力を知ってもらえるよう取り組んでまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題であることから、口座振替やコンビニ収納により納税者である町民の皆様が納付しやすい環境を整えるなど、収納対策の強化を継続して進めるとともに、平成30年度から始めたガバメント・クラウドファンディングによる寄附、令和元年度から始めた特産品を返礼品とする「ふるさと納税」も引き続き、新たな商品開発の醸成や、標茶を全国に発信する有効な手段の一つとして捉え、取り組んでまいります。

また、地方創生の支援策として創設された企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を地域課題解決のための取り組みとして、引き続き活用してまいりたいと考えております。

令和4年度におきましては、多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために「第5期行政改革実施計画」を着実に実行し、行政の効率化と課題解決を図るための組織体制を構築するとともに、健全な財政運営を図りながら、基本理念である「自律と協働のまちづくり」に取り組んでまいります。

昨年度策定しました「第5期総合計画」を基本に、10年後のしべちやを見据え、取り組ん

でまいります。

おわりに

以上、令和4年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

私が町長に就任以来、町民の皆さんの温かいご支援のもと、標茶町長の重責を担わせていただき、4年目の節目を迎えております。

この間さまざまな課題に直面し、誠に厳しいものがありました。多くの町民の皆さん並びに町議会のご支援や、町内外の人的なネットワークに支えられ、ここまでやってこられたと思っております。

残された任期、さらに「元気なまち」の創造を目指して、標茶の豊かな地域資源を最大限に活用し、積極的に情報を発信し、行動することによって、このまちの可能性が大きく広がっていくと確信し、10年後、20年後を見据えた、持続して発展するまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、令和4年度教育行政方針をご説明させていただき、町民の皆様並びに町議会の皆様の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、学校は子供たちの学びの充実と感染症対策の両立に全力を挙げて取り組んでまいりました。今年度も「学校の新しい生活様式」に基づき、子供たちの健康と安全を守りながら学びを保障していくことができるよう、適切な教育環境の確保に努める必要があります。

また、この先の未来を担う、無限の可能性を秘めた標茶町の子供たちも、それぞれの夢や目標を持ち、その実現のために挑戦し続け、社会のつくり手となる力が求められております。

子供たちが「ふるさと標茶」に誇りと愛着を持ち、その未来を支えていける力を培うことができるように学校、家庭、地域がともに連携し協働で取り組んでいくことが重要であり、地域での幅の広い社会教育活動により、町民全てが生涯にわたって学び、自らの人生をよりよいものにしていくために、教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

#### 1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となるようにすることが求められております。

そのために、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有することが大切です。「社会に開かれた教育課程の実現」に向けて、学校・家庭・地域が

目的及び目標を共有し、連携・協働しながら学習指導要領の理念を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進めることが重要となっております。

以下、学校及び教職員一人一人が教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する施策について7点にわたり申し上げます。

#### 《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が保護者や地域の信頼に応えるためには、学校・家庭・地域が目指す目標や成果と課題を共有し、ともに子供たちの「生きる力」を育む教育を推進することが肝要です。

以下、そのための方策について申し上げます。

##### (1) 社会に開かれた教育課程の実現

学校は、教育目標の実現に向けて、児童生徒や地域の実態を適切に把握し、カリキュラムマネジメントに努めることで、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図ることが求められています。

そのために、教育課程を保護者や地域と共有することを通して、「知・徳・体」のバランスのとれた「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取り組んでまいります。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」につきましても、令和元年度より虹別地区でスタートし着実に成果を上げております。令和4年度は中茶安別小中学校区を指定し、学校と地域が連携した持続可能な協働体制の構築を進め、そのほかの校区でもコミュニティ・スクールの指定に向けて準備を進めてまいります。

##### (2) ふるさと・キャリア教育の充実

児童生徒が将来に向けた自己実現を図るため「ふるさと・キャリア教育」の充実に努めてまいります。そのために、本町の豊かな財産である「人・モノ・こと」を活用し、小学生による釧路川のカヌー体験を継続するなど体験的な学習の充実にに向けて支援をしてまいります。また、令和3年度に改訂した社会科郷土読本「わたしたちの標茶」の一層の活用を図り、ふるさと「標茶」への理解を深めてまいります。

##### (3) 教員の資質の向上

児童生徒の「生きる力」を育むためには児童生徒の教育に直接携わる教員の資質・能力の向上が不可欠であり、絶えざる研修が求められております。そのため、標茶町教員資質向上研修を行うとともに、標茶町学校教育研究所の活動の充実、各種研修会への積極的な参加を促し、自ら研さんする姿勢を支援してまいります。また、2校を研究指定校に指定し本町の学校教育水準の向上に寄与する実践的研究を進めるとともに、国のGIGAスクール構想による1人1台端末の効果的な活用に向けた、教員のICT活用指導力向上に取り組んでまいります。

#### 《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

### (1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

標茶町標準学力調査や全国学力・学習状況調査、北海道チャレンジテストの継続的な実施から児童生徒の学習状況を的確に把握することで、実効性のある学力向上プランを策定し、検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

また、児童生徒が自ら考え、主体的に判断したり、表現したりすることを促す学習となるよう授業改善に努め、個性を生かし仲間と協働しながら学ぶ授業づくりを行ってまいります。

そして、英語力向上のため外国語指導助手2名の派遣体制を継続し、児童生徒が生きた英語に触れる機会を充実させるとともに、道教委の事業である中学校英検I B A、小学校英検E S Gを効果的に活用し、英語力の向上を図ってまいります。

### (2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、児童生徒の実態に応じ学習形態の工夫などを通してきめ細かな指導を充実させ、指導過程や学習の成果を評価し、指導と評価の一体化を図ってまいります。

また、国のG I G Aスクール構想による1人1台端末の効果的な活用を通して、個別最適な学びの一層の充実を進めてまいります。

### (3) 生活習慣・学習習慣の確立

各家庭に「早ね、早おき、朝ごはん運動の推進」及び「家庭学習習慣の確立」を呼びかけ、生活リズムチェックシート等を活用して家庭との連携を密にすることで、家庭における望ましい生活習慣と学習習慣の確立に努めてまいります。

また、「北海道学び推進月間」の標語づくりに取り組むことで、主体的に学びに向かう態度の育成を図ってまいります。

### (4) 今日的な教育課題への対応

家庭と連携しながらインターネットや携帯電話の利用等における情報モラル・情報活用能力を身につける指導に取り組み、ネットトラブル等の未然防止に努めてまいります。

また、町内全ての学校が国の「学習者用デジタル教科書実証事業」に参加し、デジタル教科書を活用した学びの保障と充実について実証してまいります。

そして、出退勤管理システムにより教員の勤務実態を客観的に把握し、「標茶町働き方改革行動計画」に基づいた実効性のある取り組みを通して、教員の多忙化解消に努めてまいります。

### 《豊かな心の育成》

規範意識や互いの個性・立場を尊重する態度、命を大切にして、他者を思いやる心など、児童生徒の豊かな人間性と社会性を育むため、以下の点について取り組んでまいります。

#### (1) 道徳教育の充実

特別の教科である道徳をかなめとして、学校の教育活動全体で道徳教育を進めながら、体験活動や学校行事などを通して児童生徒の豊かな情操と創造性を涵養してまいります。

道徳科では、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの充実を図るとともに、その取り組みを家庭や地域に積極的に公開

するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」等を計画的に進めてまいります。

#### (2) いじめや不登校への対応

「標茶町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。意図的・計画的ないじめ実態調査や、教育相談等を通して状況を的確に把握し、「SOSの出し方に関する教育」を充実するなど、組織的できめ細かな対応をしてまいります。また、「いじめ根絶に向けた1学校1運動」や「いじめ根絶子ども会議」「絆づくりメッセージコンクール」等の取り組みを通して、「いじめは絶対に許されない行為である」という未然防止の取り組みを進めてまいります。

不登校への対応については、保幼・小・中及び民間施設との連携を一層深め、「小1プロブレム」「中1ギャップ」など環境の変化による不適応状況の予防に努めるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭による専門的な相談に積極的につながることを通して、未然防止及び適切な支援を進めてまいります。

#### (3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や確かな学力の基盤として重要な活動であることから、児童生徒が日ごろから読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化や読み聞かせ、朝読書タイムの設定などに取り組み、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

#### 《子供の健康な体の育成と安全》

##### (1) 健康な体づくりの充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査や新体力テストの継続的な実施から児童生徒の体力の状況を的確に把握することで、実効性のある体力向上プランを策定し、検証改善サイクルを確立することに努めるとともに、今年度、体育エキスパート教員の配置を受け体力向上に関する取り組みを進めてまいります。

また、学校保健安全法が定める検診の実施や性教育、疾病予防や事故防止などの指導を通して、健康の保持増進を図ってまいります。

##### (2) 安全教育の充実

学校の危機管理マニュアルに基づき、地震や火災などの災害を想定した避難訓練や、地域と連携した「1日防災学校」等の実践的な防災訓練を実施し、学校の実態に即した防災体制の整備や災害から身を守るために必要な能力の育成に努めてまいります。

また、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づいた校外や登下校時の安全対策、不審者侵入時の適切な退避行動について学ぶ防犯教室の実施等について、関係機関と連携して取り組んでまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症への対応は、国の「衛生管理マニュアル」の考え方に基づいた感染症対策を徹底し、学校における感染リスクを可能な限り低減した上で、子供たちの学びの充実と感染症対策の両立に努めてまいります。

##### (3) 食育の充実

「標茶高校と連携した食育推進事業」の継続的な実施や、栄養教諭による食育に関する授業などを通して、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着に向けた取り組みを推進してまいります。

また、昨年末には新学校給食共同調理場の完成、稼働となり、標茶高校への給食提供や、さらなる地場産品の活用、衛生管理及び栄養バランスに留意した献立など、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。

#### 《特別支援教育》

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心として組織的な支援に取り組むとともに、標茶小学校に7名、標茶中学校に3名、虹別小学校に2名、虹別中学校に1名の特別支援教育支援員を配置し、きめ細かな支援環境を整備してまいります。

また、個別の教育支援計画の効果的な活用等について、校種間の連携や情報交換を行う標茶町特別支援教育連絡協議会の活動を支援し、特別な支援を必要とする子供への適切な指導の充実に努めてまいります。

#### 《幼児教育》

子供たちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与するため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向け取り組んでまいります。また、幼児教育施設と小学校等との連携・接続について、実態に即したスタートカリキュラムに基づき、円滑な接続を図ってまいります。

#### 《教育環境の整備》

各学校の教育効果の向上を図るため児童生徒数の将来動向等に留意の上、PTAや地域への情報提供を行い、よりよい教育環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

学校施設等の整備につきましては、標茶中学校旧校舎、旧講堂の解体と外構工事の完成、旧学校給食共同調理場の解体を進めます。

また、維持補修及び衛生管理、教材・器具の整備など適切に対処してまいります。

なお、教育振興対策事業及び学習教材費サポート事業により、引き続き学校における教材費等を公費負担とし、父母負担の軽減を図ってまいります。

## 2. 社会教育の充実

全ての町民が心豊かな人生を送り生涯にわたり学ぶことができるよう、活動の場と機会を提供するとともに、学んだ知識や技術を生かした社会活動への参画を奨励してまいります。

また、令和4年度は、「標茶町社会教育第8次中期計画」の最終年になります。これまでの検証と評価に基づき、社会教育委員会を中心に各種委員の皆様の協力を得て、本町の社会教育の指針となる第9次中期計画を策定いたします。

#### 《家庭教育への支援》

子育て支援センターをはじめとする関係機関と連携し、乳幼児期からの親子のふれあいや

豊かな情操を身につけるための支援に努めてまいります。

#### 《青少年教育の充実》

子供たちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取り組みの推進を図るため、各学校や各関係団体等と連携して「しべちゃアドベンチャー・スクール」をはじめ、各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。また、成人式につきましては、民法の改正により成人年齢が18歳となりましたが、20歳を対象とした「20歳のつどい」に名称を変更し、対象者自身が行う前夜祭の開催を引き続き支援してまいります。

#### 《成人教育の充実》

公民館等を中心に住民ニーズの把握に努め、趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業を推進してまいります。

また、女性のつどいや男女平等参画集会をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

#### 《高齢者教育の充実》

趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、「たんちょう大学」や地域の交流の場である公民館で行われている「各種講座」等の学習機会の充実により社会参加の機会の提供に努めてまいります。

#### 《図書館の活動》

「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」の3点を重点に、図書館が持つ幅広い機能を生かしつつ、図書の実、各種事業の展開、また、移動図書館車の運行や地域文庫、学校文庫の充実を図るとともに、高齢者や身体に障がいのある方など、図書館利用が困難な方には、個人住宅の巡回や配本を行ってまいります。

また、昨年新たにスタートした「第2次標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づいて、本と出合うための環境を整えるため、司書による学校訪問や子育て支援センターとの連携による子育てメソッド、親子の触れ合いを応援することを目的とした絵本を贈るブックスタート事業等を継続してまいります。

#### 《文化の振興》

文化振興につきましては、各文化団体等と連携を図り、各種公民館講座をはじめ、町内の社会教育施設を活動拠点とする社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭、文化講演会等に対する支援を行うとともに、文化バス事業によるすぐれた芸術鑑賞等の機会を提供してまいります。

#### 《博物館機能の充実、文化財の保護と活用》

博物館の4つの機能である「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めるとともに、外国人観覧者に対応した展示解説パネルの多言語化や博物館ボランティアガイドの人材育成に取り組んでまいります。

また、標茶町アイヌ施策推進事業計画に基づき、旧塘路駅通所の間取り復元改修を行い、あわせて本町に存するアイヌの文化や歴史等に関する内部展示の充実・保存・情報発信を図

ってまいります。

北海道集治監釧路分監本館については、北海道遺産に選定された道内の集治監があった月形町、三笠市、網走市、帯広市との積極的な連携を図り、周知と活用に努めてまいります。

#### 《スポーツの推進》

住民の誰もが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるようスポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めるとともに、標茶町スポーツ協会や各学校と連携し、駅伝競走大会をはじめ、各スポーツ大会等の事業を推進してまいります。また、全国全道大会等の出場に係るスポーツ振興助成金による支援に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、関係団体と連携し取り組んでまいります。

以上、令和4年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（菊地誠道君） 以上で、施政方針を終わります。

#### ◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項は、都市公園の現状と課題について

総務経済委員会所管事務報告書

調査日時、令和4年2月16日。調査場所は議員室であります。調査事項は都市公園の現状と課題について。出席者は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容。提示された資料に基づき説明を受け質疑を行いました。

主な説明内容

本町の都市公園は7か所の街区公園、2か所の近隣公園、1か所の総合公園、特殊公園、3か所の都市緑地の計14か所の公園を整備し供用しております。

町都市公園条例では住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上であります。12月末の1人当たり面積は89.49平方メートルとなり十分な公園面積を有しております。

設置後30年以上経過した公園が11か所と約8割を占め、そのうち6か所が40年以上経過していることから施設の老朽化が各所に見受けられる状況であります。

平成24年度に「標茶町公園施設長寿命化計画」を策定し、平成30年度に計画の見直しを行っております。通常の維持管理業務（草刈、ごみ拾い、トイレ清掃等）は、街区公園は各町

内会、特殊公園であります虹別公園はオートキャンプ場の管理委託の受託者、その他は建設課が維持管理業務の発注を行っております。

公園施設については職員による日常点検により、不都合が発見された場合には補修もしくは使用禁止や撤去等の安全対策をとっている。また、植樹した樹木が大きくなった場合は、予防対策的に剪定作業を行っているという説明がありました。

#### 主な質問

トイレの水洗化の状況はどうか、公園の安全対策上、照明の点灯時間の設定はどうなっているか、公園に行く道路横断歩道等の安全対策を図るべきではないか、ペット対策は衛生上しっかりとるべきではないか、子供たちが自然と行きたがる公園を目指すべきではないか、という質問が出されました。

#### 委員会の所見

設置後40年を超える公園が多くある中で、更新により整備された施設もあるが、いまだに多くの施設が老朽化しつつあり、安全対策上、再整備が必要である。今後についても、「標茶町公園施設長寿命化計画」に基づいてコスト縮減に努めながら再整備を実施すべきである。少子高齢化に対応し、町民の利用ニーズを把握し、考慮した中で配置の見直しや整備が進められるべきであり、各年代層からの意見集約がされるべきと考える。

年代別に応じ選択できる公園、遊具を集約し、新たな施設が設置された公園、日陰用あずまやとベンチ、芝生だけの空間的価値のある公園等、自然と子供たちが集まるような、利用度の向上が図れる多様な公園整備を目指すべきと考える。

以上であります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告について以下のとおり報告いたします。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項は国民健康保険の現状と今後の課題についてであります。

厚生文教委員会のほうでは、令和6年度から実施される全道一円の保険料水準の統一、こ

れをめぐって、目まぐるしく内容が変わってきます。皆さんのお手元に当時の調査を行った資料をお配りしておりますので、それを見て理解を深めていただきたいということで、その点の説明は省略したいと思います。いくつかの質問や意見がありましたが、やはり国保税が非常に高止まりの不満が町民の中にもあると。今後、保険料の全道統一水準、これがどう変遷していくのかということが課題になるとと思いますので、この点についてはさらに調査が必要ではないかなと思いますので、そのことを付け加えて委員会の所見を申し上げます。

#### 委員会の所見

保険料負担は、協会けんぽや組合健保などと比較すれば、国民健康保険のほうが突出して高い。今後の課題とする必要がある。

本町の保険事業について、健全に続けていくことができるのか、なお不安が残る。今後もその払拭のためにさらに検討を要する。

医療費の抑制のために、高齢者の健康を維持するための予防対策をさらに取り組む必要がある。

国民健康保険制度の維持について、将来的な展望を明らかにし、町民に対してもわかりやすく説明責任を果たすことが必要である。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番・本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） それでは、私から、通告に沿って、次期町長選及び町政担当に向けた考え方について町長に伺います。

早いもので、佐藤町長の1期目の任期も残り7か月余りとなりました。前回の町長選挙において、諸課題が山積する中、標茶町の限りない発展を目指す公約を示し、多くの町民の信託を受け佐藤町政が誕生いたしました。社会を取り巻く状況は、少子高齢化、そして人口減少による社会問題、加えて新型コロナウイルス感染症の世界的な猛威による経済の低迷と先の見えない終息という状況が続いている中の1期目の町長のかじ取りは、就任後の諸施策の推進、さらに新型コロナウイルス感染症対策など、大変であったと推察するところであります。

町長の合い言葉に、「しべちゃの未来へ、まち、人の元気を取り戻そう」があります。まさ

にその言葉、思いこそが本町の目指す姿であると思います。町民、議会、そして町政執行に携わる方々が問題意識を共有することこそ、まちづくりの原点であり、佐藤町長はその先頭に立ち町政執行されてこられました。公約も半ばとは思いますが、前町長からの継続事業をはじめ、子育て環境の充実、地域おこし協力隊の充実、憩の家の再出発、マイホーム応援事業、環境対策、光回線事業、情報化の取り組み、学校給食調理場の改築、標茶中学校体育館の改築、ふるさと納税の積極的活動などなど、取り組まれた事業は数多くあります。

佐藤町長がこの3年余り、とどまることのない住民サービスを目指し補助事業の活用や歳出抑制による財政の健全化を進めてきたことは、町民の誰しもが大いに評価しているところでもあります。私が言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症による対策で社会、経済活動が低迷し、諸課題が本町にも山積してきました。町長の公約も道半ばではあり、町民の町政に対する熱き思いを受け、その実現に向け、ぜひ引き続き町政担当に携わるべきと思います。次期町長選に向けて、抱負並びに決意を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の次期町長選挙及び町政担当に向けた考えについてのお尋ねにお答えいたします。

議員からもお話しいただきましたが、私は、さきの町長選挙におきまして、「しべちやの未来へ、まち、人の元気を取り戻そう」と呼びかけ、多くの町民の皆さんのご賛同、ご支援を賜り、町政運営のかじ取り役に押し上げていただきました。

私は、町の元気を取り戻すことが10年後、20年後も住んでよかったと思えるまちづくりの第一歩であると考え、この3年と5か月の間、全身全霊で取り組んでまいりました。それはまず第一に情報発信の強化であり、子育て支援の強化や各産業の振興、そして自ら運営会社の整理を選択した憩の家かや沼の再生も含まれます。長年の課題であった教育施設の改修にも着手し、時に財政運営を懸念する声もいただきましたが、厳しい財政事情の中、常により有利な財源の確保を検討し、また、職員にもお願いし、持続可能な行財政運営を心がけてまいりました。

しかし、いろいろな課題が明らかになり、実現できていない公約も少なからずありますし、何よりも町長就任後、1年足らずで降りかかったコロナ禍により、町民の皆さんとの触れ合いが制限された上に、町民の皆さんの暮らしや経済が脅かされる事態となり、2年を過ぎた今でさえ、確実なアフターコロナやウィズコロナが見通せない状況にあります。

このような大変厳しい状況下でもありましたが、町議会議員の皆さんや山積する諸課題に果敢に挑戦していただいた職員の皆さん、さまざまな課題にご理解とご協力をいただいた多くの町民の皆さんや町外の人的なネットワークによりまして、ここまで標茶町政を担当することができたことに心から感謝を申し上げます。

ただいま、本多議員からは、身に余るような評価のお言葉を頂戴いたしましたが、限られた財源と時間の中で、私が目指したまちづくりをなすためには、この1期4年間にはあまりにも短い時間でした。コロナ禍の始まりに立ち会った者として、いまだ山積するもろもろの諸課題を解決し、望ましい標茶の形を実現していくために、町民の皆さん方のお許しをいただ

けるならば、ぜひとも引き続き力強く町政を担当させていただきたいと思っております。

過日開催されました私の後援会の役員会において、町内の主な経済団体の皆さんをはじめ、多くの支持者の皆さんにお集まりいただき、オール標茶の支援体制を構築していただきましたので、これらの皆さんの総意にお応えするためにも、決意を固めた次第であります。

最後に、本多議員には、私に対してこのような質問をしていただきましたことに関し、心から感謝を申し上げ、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 質問ということではなくて、私のほうから、ただいま力強い決意の表明があったと理解いたします。さらなるご努力を願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番・鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、1つ目に憩の家の進捗状況について伺います。

最近、国道から憩の家の改修工事の状態が見えるようになりました。そして、「いよいよ始まったのですね」との期待の声も聞かれます。

そこで、現時点での町としての進捗状況をできる範囲、細かくお聞きしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の憩の家の進捗状況についてのお尋ねにお答えいたします。

茅沼地区観光宿泊施設の改修工事につきましては、令和4年10月31日までの工期として建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3件に分離して工事発注しております。

工種別の現在の進捗状況ですが、建設主体工事は、外部、内部とも、既存の内装や建具などの撤去及び耐震補強壁の施工を完了し、外部足場の仮設をしております。機械設備工事は、電気設備工事と同様に、既存設備の撤去及び既存浄化槽の更新に伴う撤去、再設置を完了しております。温泉掘削については、深さ1,000メートルを予定しているところですが、2月末段階で500メートルまで達しており、3月中旬に1,000メートルまで掘削が完了する見込みです。電気設備工事は、建設主体工事の進捗に合わせて既設電気設備の撤去工事を完了してお

ります。いずれもおおむね当初の工程どおりに進んでおり、2月末段階の進捗率では、全体で12.2%、温泉掘削が完了すると33.7%となる見込みです。

また、外構工事につきましては、今年度実施設計を終えており、令和4年度と令和5年度で工事を実施したいと考えております。

なお、建設主体工事と機械設備工事につきましては、当初設計では見込みなかった部分の変更が生じており、工事契約の変更について議案を上程させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 工事状況については、現在のところスムーズに進んでいるということで安心いたしました。

まだ経営についての部分については、なかなか現段階ではお答えしていただけないとは思ってはいるのですが、町内でやっぱりあそこの憩の家で働きたいという方も何名かおられますので、そのところについては、何かちょっとでもお答えできる部分がありませんか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時04分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） では、ただいまの質問は取り消しをいたします。経営内容については、今の現時点ではお答えできないということで、まず本当に町民の皆さんはすごく期待をされている部分があります。それで、あまり質問できませんけれども、今後、皆さんの期待に沿えるような、最後まで無事故の工事状況というのですか、そういうのを強く希望いたします。細かいことについては、指定管理の部分がはっきりしたら、広報とか、そういうものできちんとお知らせしていただけるものということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

工事の進捗、それから指定管理者とのやり取り、協議等が進みまして、調いまして、公表できる段階には適時町民の皆さんにお知らせをしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） わかりました。では、本当に最後まで無事故の工事状況が進むことを希望いたします。

では、次の質問に移ります。

町外病院への通院時の足の確保について伺います。

現在、町立病院での治療が難しい人たちは、町外、特に釧路への通院が必要となります。この方々から、今後の通院に対しての不安等が聞かれます。最近は悪天候になると、JRも運行停止してしまいます。予約時間に病院へ行けない、また、高齢に伴い駅の階段の上り下りが苦痛とのこと。こういう人たちが今後も多くなると思います。この方々の通院に対する支援が必要になると思いますが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の町外病院への通院時の足の確保についてのお尋ねにお答えいたします。

町外へ通院する高齢者の方々には、少なからずもご苦労があることは、町としても十分理解しております。また、近年は予防的な安全対策のためにJRの運休が増えていることや、釧路に向かう際の駅構内の階段の上がり下がりにご苦労されているとお話も伺っております。今後さらに高齢者の増加とともに移動手段に不便さを感じる方が多くなると想定されることは、議員ご案内のとおりであります。さらに、釧路の病院が運営していた、いわゆる患者輸送バスも1月末をもって運行を休止しているという状況であります。

お尋ねの町外病院への通院時に支援が必要と思うが町としての考えを伺うとのことですが、町では、いわゆる患者輸送バスを運行することは、運行費用、車両、人件費確保など課題も多く、町外の複数の病院を受診される方にとって、どのような支援が可能か含め、今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） ただいまの町長の答弁で患者輸送に対することは、今後研究をしていただけるということで、数か月とか、何年か後にはそういうことがもしかして進んでいただけたら、非常にありがたいと思っております。

実態といたしまして、町としても知っていただきたいと思いましたが、まず釧路に行くまでに階段を上り下りするのが非常に大変。釧路の駅に着きましたら今度、特に整形とかに通っている人は、駅中のエスカレーターに乗る最初の一步を踏み出すのが非常に怖いということもあり、東釧路で降りて、そこから公共交通、特にハイヤーとか、そういうのを使って病院に行っているという人が数名いらっしゃいました。ですので、こういう人たちに町としても、本当にしっかりと向き合っていて、通院困難民というの言葉も変なのですが、それによって薬が不足してくるとかということが、非常に高齢者にとっては、体力的、精神的にも負担があるのではないかと考えておりますので、本当にこういうことはしっかりと町としても向き合っていていただきたいことを思っております。これは町としても前向きに今後も取り組んでいただきたい、そういうふうを受け止めて、確認なのですが、よろしいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今、鴻池議員から、いろんな形で通院で困っている方がいるというのは十分承知しております。

それで、まず私もこれまでも、例えば標茶駅の階段を上らないと向こう側に渡れないということに関しては、JR釧路支社ともこれまでもいろんな話をしています。例えば、東釧路駅のように跨線橋、渡らないで乗り降りしている場所もあると、それはできないのですかということをお以前聞いたことがあるのですが、保安上それはできない、既存の跨線橋があるうちは、そこを最優先でということの回答をいただいて、なかなかまだちょっと時間がかかるかなとは思っていますし、やはり最優先はそれぞれの交通機関を運営している方がバリアフリーを徹底していくというのがまず第一だと思っています。釧路の駅もそうだと思いますし、そこをやっていただいて、さらに不足する部分について、地元の自治体がどこまでできるか、ただ、いろんな病院にいろんな形で通っていく方全てに同じ条件でそういう足の確保については、かなり難しい条件がいろいろそろそろだろうなということをおもっていますので、いろいろ研究させていただきながらとおもっていますので、少し時間をいただきたいとおもっていますので、ご理解をいただきたいとおもいます。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） わかりました。今後とも本当に前向きに取り組んでいただきたいことを強く希望します。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております2点について、お伺いをしたいというふうに思います。

1点目につきましては、子育て世帯18歳以下の子供に1人10万円支給所得制限撤廃をということでご質問を申し上げたいというふうに思っております。

国は、緊急経済対策として行った子育て世帯への臨時特別給付金は、年収960万円以上の世帯は対象外との所得制限が設けられております。国は、昨年12月末に、それぞれ自治体の判断で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を認める方針を打ち出したことから、所得制限をせずに支給することにした自治体も、全道でも数多くなってきております。釧路管内でもそれぞれ、釧路市をはじめとして、所得制限によって支給対象外となっている子供に支給することにいたしました。釧路町もそうですし、私の知っているところでは鶴居も所得制限を撤廃しております。

新型コロナウイルス感染症が発生してから丸2年、いまだに収束の見通しはない状況です。長引くコロナ禍は、子育て世帯全体に影響を及ぼしていると考えます。所得制限により対象外となっている子供は本町では100人と伺っておりますが、本町も所得制限の撤廃をし、子育て支援として全子供を対象に支給すべきではと考えますが、町長のお考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の子育て世帯18歳以下の子供に1人10万円支給所得制限撤廃をのの尋ねにお答えします。

本町における子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、10万円のうち、5万円を現金給付、残り5万円をクーポンとして制度設計を進めておりましたが、クーポン券に係る事務費が多額になることから、クーポン券分も現金給付として差し支えないとの国の判断により、本町では、一括現金給付として、昨年12月28日に児童手当給付世帯を対象に支給を開始し、2月22日時点で、492世帯、909人、9,090万円の支給を終了しております。

今回の子育て世帯の臨時特別給付金の目的は、コロナ禍にあつて感染症の影響が長期化し、その影響を受けている子供たちを支援し、その未来を開く観点から、18歳未満を養育する者に対して、所得制限を設け、1人当たり10万円を支給することとしたもので、その後、国は自治体での判断で所得制限の撤廃を可能とし、その財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を認める方針となったことは、議員ご指摘のとおりであります。

お尋ねの所得制限の撤廃ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、地域経済の活性化等に資する財源として効果的な活用を検討しており、所得制限の撤廃については、国が別途財源を確保しつつ全国一律に行うべきと考えております。町単独で所得制限の撤廃は考えておりませんが、今後も子育て世帯にどのような支援や対策が必要か常に研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 考えていないというふうにはっきり言われましたが、当初といえますか、地域経済活性化のために子育て支援の世帯に対してもということ、それは私も十分理解しておりますが、町長がいつもおっしゃっている子育て支援の一環としても、私は対象になるだろうなというふうに正直言って思っておりますし、町長が先ほど立起表明いたしましたけれども、さまざまな施策を提案し、特に子育てに関しては保育料の無償化などを行いましたし、へき地保育所における給食サービスも行ったということ、子育て支援に対しての手厚い支援をしているということは、十分理解しております。

ただ、先ほど町長が述べたように、地方創生臨時交付金の活用ということができるというふうになったので、それによって、多分ですよ、確認はしてはおりませんが、私の推測ですが、釧路市なり釧路町なりも、その活用に基づいて所得制限を撤廃したのではないかなというふうに思っております。釧路管内でもまだ撤廃をされていない町がありますけれども、これが標茶町以外に全ての管内の町村が撤廃をするという状況になったときは、やっぱり標茶もやらざるを得ないのではないかと。

もちろん財源の問題もありますよ。でも、これからも今の状況からいうと、経済対策として、国の交付金というのは考えられるのではないかなというふうに思うのです。そうすると、そこを財源手だてとして、できないのかなというふうにも感じるものですから、その辺2点、財源手だてと、それから管内状況を見たときのお考え方を伺いたいと思います。正直言って、きっと無理だろうなというふうに思いながらも、ご質問はさせていただいておりま

すが。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

財源につきましては、町長の答弁の中でもありましたように、国の中で一括して何か特定の財源として町村に交付されるものであれば、改めて考える余地はあるかなというふうに考えておりますが、今の地方創生臨時交付金の中では、町内経済それぞれ疲弊している部分を有効的にその交付金を活用していきたいということでもありますので、その部分については、ご理解いただきたいなというふうに思います。

また、議員ご指摘のとおり、管内何町村かはこの交付金を使ってやられているというところも調査をしておりますが、ほかの町村については、厚岸さんとか浜中さん含めて、この交付金を使ったところは今のところ考えていないという状況でございますので、あわせてご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 理解をしようというふうに思うのですが、子育ては、私、国の経済対策の中でも縛りをつけたということがちょっとおかしいなというふうに思ったりもするのですよ。困窮者ということが前提にあるのだろうなというふうに思うのですが、子育てに関しては皆等しく、所得の多い方も低い方も子供を育てるという立場からいうと、やはりしっかりとした支援策というのが重要になってくるだろうし、子供を育てることの大変さというのは、所得の高い方も低い方も私は同じだというふうに考えていますので、ぜひ簡単に切らないで、考えていないとすばつと言わないで、これからの臨時交付金なりがまたあるとすれば、その中でご検討をさらにいただきたいなというふうに思いますが、もう一度お答えいただきたいと思います。町長の政策判断。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 中身については、今、担当課長から答弁申し上げたとおりでありまして、本来やはり国がしっかり全国民に対して公平にやるべき政策だったのではないかなというふうに思っています。

臨時交付金が使えるからというの十分わかります。ただ、私どもは今何が標茶町にとって必要な政策かということで、例えば牛乳の消費拡大とか、いろんな宿泊業者、観光業者等の支援等をこれまでも行っておりますし、そういったことにやはり最優先で手当てをしていきたい、そんなふうに思っていますので、今、議員からご提案があった部分については、さらにこれから国の臨時交付金、令和4年度でどんなふうに展開していくか、まだ見えませんが、今の時点での国からの交付金の中では、最優先する目的というか、事項については、やはりそういったものにシフトさせていただいたということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ここでやり取りをやっても堂々めぐりになりますので、ぜひ新たな交付金の財源が確保されたときには、ご検討をいただきたいというふうに思います。

2点目に入らせていただきます。小中学校での感染予防対策とPCR検査を公費負担でということでご質問を申し上げます。

先ほども言ったように、いまだ収束の見えないコロナ禍は、さまざまところに影響を及ぼしております。新型コロナウイルス感染症が発生してから、丸2年が経過いたしました。今年に入り、感染力の強いオミクロン株、さらにはまた違った感染株も発生されて、北海道でも見られたというふうにも言われておりますが、感染が拡大し、本町での感染者数はマスコミ報道から、この通告時点、2月21日の時点では、本町の数字を60名というふうに理解しておりましたが、今週の報道ではさらにプラス6となっております。

また、これまでより子供への感染が多いとも言われておりますが、本町での小中学生の感染数は何名になっているのか、お伺いをいたします。

児童生徒の感染は、学校現場にとって、CO<sub>2</sub>数値状況を見ながら、あるいは見なくても、換気、さらには消毒等、教職員総出で消毒している学校もあるというのが実態で、学校現場では大変なご苦勞をされております。教職員の負担軽減のためにも、全小中学校にスクールサポーターの配置をし、感染予防対策をしっかりするべきと考えますが、いかがでしょうか。全学校に配置ということです。

また、児童生徒、教職員が感染した場合に、濃厚接触者にならない場合であっても、関係者の不安は大変大きく、特に教職員は、万が一自分が感染したらとの不安、さらには児童生徒に感染させたら大変だという思いがあるともお聞きしました。学校で感染者が発生した場合でも安心して学びができるように、教職員の濃厚接触者以外の方でも公費によるPCR検査を実施する体制の充実をするべきとも考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 6番、鈴木議員の小中学校での感染予防対策とPCR検査を公費負担でとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、今年に入りデルタ株からオミクロン株への置き換わりと思われる新型コロナウイルスの感染者が全国、全道、そして本町においても急増しております。また、学校関係者にも感染者が報告されており、各学校にはオミクロン株に対応した新型コロナウイルス感染症対策の強化徹底をお願いしております。

1点目の本町での小中学校の感染者数は何名なのかのお尋ねですが、教育委員会に報告のあった人数になりますが、今年に入って2月末までの集計で、小中学生10名であります。

次に、2点目のスクールサポーターの配置を全小中学校に配置すべきと考えるのがいかかかのお尋ねですが、新型コロナウイルス感染症対策に係る教員の業務の負担軽減のために配置されるスクール・サポート・スタッフのことと思われませんが、さきの定例町議会において答弁しておりますとおり、基本的には配置希望調査を全小中学校に実施し、配置希望のあった学校について、北海道教育委員会に申請をし、希望どおり配置決定がなされております。

令和4年度の配置希望調査も2月に行い、その結果としては、町内10小中学校のうち6小中学校から配置の希望があり、北海道教育委員会に配置申請を行っているところです。各学

校には、教員の業務支援を必要とする状況であるならば、積極的に活用するよう周知をし、調査を実施しておりますので、ご理解願います。

3点目の公費によるPCR検査を実施する検査体制の充実を図るべきとのお尋ねですが、オミクロン株に対応した運用として学校関係者に陽性者が確認された場合、感染拡大を防止する観点から、その陽性者との接触状況に応じて臨時休業の範囲や期間を定めておりますし、接触がない場合は臨時休業措置はとらず、通常どおり教育活動を続けております。感染不安などを解消するための検査体制の充実につきましては、現在、北海道によるPCR等検査無料化事業に登録されている検査事業所に予約をして検査を受けることができますし、また、教育委員会では、現在、陽性者の復職の際の安心確保目的で抗原簡易キットによる検査を受けられる体制をとっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 1つ目、スクールサポーターの件なのですが、今年度、令和4年度、6の希望の学校というふうなのですが、実は各学校の教育委員会から希望をとりますよね。そのときに、校長の理解なのか、ちょっとその辺は正直言ってわからないのですが、教職員がそれを理解されていない学校もあるのですよ、正直言って。だから、配置されている学校との教職員の交流の中で、うちの学校はそういうことを知らされていないという学校現場があるのです。それは、やっぱり管理者と教職員の意思の疎通といいますか、それがしっくりとなされていなかったのかなというふうに思いますし、12月にただしたときも、希望されていない学校のほうから皆さんに、教職員に、いや、申しわけなかったと、実態はこうだったというふうに職員会議の中で言われていたと、そして多分希望を出したというふうに伺っておりますので、10校中6校、残りの4校、もう一度確認をしていただいて、きちっと公平に、教職員に負担が及ばないように、それこそ軽減のために、授業のサポーターではなくて、このコロナ対策、感染予防のためのサポーターですから、そのために道教委が配置をしてくださっているわけですから、ぜひ残りの4校に対しても、もう一度、ちゃんと説明をして配置できるような体制というのはとれませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

今回のこの制度の部分については、昨年からそれぞれ、私も学校現場のコロナ対策では、教職員の方々の負担軽減という意味で、校長会、そして教頭会のたびに、ぜひとも使っていただきたいということを説明いたしました。学校の子供の数だとか、クラスの数だとか、あるいはその体制といいますか、校内の職員体制だとか、いろんな部分でそれぞれの学校の経営の中でどういう形がいいのかというのは、多分校長先生含めて校内で協議されているというふうに私は理解しております。教職員あるいは学校から、そういった部分できちっとされていないというようなご意見は一切こちらには入っておりませんので、特にスムーズにやっているというふうに思います。

これまで行ってきた中で、過度に教職員の方々の負担感が増したとか、実際には多少感染

対策はしていますけれども、その部分では不都合が生じているというふうには来ておりませんので、個々申し込んだ学校については、いろんな部分で軽減策を校内で協議されたというふうに私は理解しています。そういった部分では再三それぞれ確認しておりますので、その部分でどういう確認をするかというのは、私は今のところ特に考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） せっかくある事業ですから、それは私が思うには公平に、仮に学校側から希望がないとしたとしても、では通告していませんけれども、この感染対策もしくは換気等々というのは、どなたがやっているのですか。結局はそれぞれの教職員が努力をされて、感染予防対策をされているのだというふうに思います。でもそれが教育長が言うように、全然声が聞こえていないよと、大変だという声が聞こえていないと、そう言われても現場としては、多分配置されている学校にしてはそこまでは言わないというふうに思いますし、されていなかった学校にしても思っていないのかなというふうに感じるのです、やっても。

ですから、公平にもう一度置かれていない4校に対して確認をとっていただきたいなど。それで、いやいや、学校は教職員全部が僕たちで感染予防は一生懸命やっているのだからサポーターは要らないのだよとなれば、またこれは私がお質問申し上げたって仕方ないことなのですが、その辺の確認というのはしっかりとっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

鈴木議員のおっしゃる部分で、どういった経路でそういった発言が来たのかというのは、私ども承知しておりません。それぞれ学校の校内で、いろんな学校経営をする中で、校長をトップにしながら、いろんな協議をされて行っていると思います。いろんな考え方の部分で教職員の中であるかもしれませんけれども、その部分が校内の中でどういう議論されたかというのは私も承知しておりませんが、1人、2人、そういった部分のいろんな意見があって当然だというふうに思います。ただ、校内体制で組織マネジメントする上で、校内のいろんな議論をする中で、どういった体制がいいのかという部分でされたというふうに理解しておりますので、特にそれが、意見がずっと通らなかったというか、そういう部分が議論されていなかったというのだったら、ちょっと問題があるかもしれませんが、私はきちっと議論されているというふうに理解しております。今のところ特に追加というよりも、今回の来年度の要求というか、申請は締め切っておりますので、これ以降については多分追加はないと思います。もし追加の事業が出てきましたら、その時点で改めて再度申し上げたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 締め切ったということですが、もし追加があれば、その時点でぜひ対応していただきたいというふうに思います。

2点目に聞いたPCR検査を実施するべきだということなのですが、抗原キットのことも

伺っておりました。教職員に抗原キットをちゃんと持ち歩いていいよということも伺っておりましたが、私も調べさせていただきましたが、要するに抗原キットでははっきりとした結果が出ないと、持病を持っている方とか、あるいは制約があって、薬を飲んでいる方だとか、とにかく制限があるのですね、キットを使うときの。そういうことがありますし、無症状の方には特に出ないと、反応が鈍いのだというふうにも聞かされております。ただ、PCR検査、やっぱりこれははっきりとした結果が出ますからね。直接、個人でされた方もいらっしゃると思います。伺いましたら、病院のというか、検査を受けるそれぞれの場所で価格が違うのですね。安いところ、安くたって1万円以下ですよ。高いといたら1万何千円もするものですから、やはり教育現場としては、ともに学びを充実させるという意味からも、濃厚接触者でなくてもやっぱりPCR検査というのは、しっかりと受けさせるべきだというふうに思いますから、もう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

繰り返しの答えになるかもしれませんが、学校でコロナ対策で濃厚接触者あるいは校内での感染拡大を防ぐ意味で、それぞれ対応をとっております。そういった部分で、不安感は決してなくなるということはないというふうに私は理解しております。ただ、その中で、どうやってそれぞれ感染拡大にしないかという体制を個々学校で、体制をとっている状況でありまして、個人のPCR検査、現在、先ほど言いましたけれども、抗原簡易キットの検査、精度がどうということは多分いろいろ言われるかもしれませんが、これによって一定程度の安全確認といえますか、状況確認をして、さらにそれでプラスになったという状況であれば、それぞれPCR検査のほうに移行するという形になっていきますので、そういった部分で安全対策に向けての段階的な対応をとっているというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今、教育長のご答弁ですと、抗原でもってプラスになった場合とおっしゃいましたね。そうするとPCR検査に移行するというふうに言われましたけれども、抗原で出ない場合があるのだそうです。特に無症状の方とかは出ないと。それと前段で申し上げた無料化の事業もあるというふうに言われましたが、そこにはほとんどつながらないというふうに言われておりました。ですから、やっぱりはっきりと即効でわかるような、抗原ではなくてPCR検査のほうが、私は大切な検査だというふうに思うのですけれども、しつこいようですけれども、もう一度お答えいただきたいです。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

PCR検査、それぞれしたい方が全員どんな部分でできるという、いろんな全体的な国内の問題もあるかもしれませんが、できる体制には、現在そこまではなっていないのかなというふうに私は理解しています。そういった部分で、段階的な感染予防策ということで、安心・安全の部分での対応ということで、今現在でできること、どういう形でし

ているかということで、ご理解いただきたいと思いますが、無症状の部分でどういう対応をとるかということで、それは全ての方々が無症状の中であるというのが多分いろんな部分で体制的には難しい状態だろうというふうに思っております。その中で感染予防策をとりながら、なるべく学校にウイルスを持ち込まない、そういった体制をとっておりますし、その中でもし症状といいますか、体に異変が出ましたら学校に来ないという対応もとっておりますし、そういったきめ細かな対応で今まで2年を過ごしていながら、子供たちへの感染拡大が止まっているというふうに私は理解していますので、今までは家庭感染が主だというふうに今の状況では理解していますので、そういった部分で、今、症状の部分でもし変化があったら、そういった対応をとるといふことでの状況ですので、そういったことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 教育長の行政方針にも、子供たちの環境を守るためにも、感染予防対策をしっかりと努めていきたいというふうにごうたっておりますので、本当にこれ以上感染者が出ないように、特に小学生、中学生にも出ないように、予防策をさらに強めていただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、本町に埋設されている枯れ葉剤成分の早期処理について質問いたします。

猛毒の枯れ葉剤の成分「2・4・5 T剤」が全国の山林に埋まっていることが判明いたしました。枯れ葉剤は、ベトナム戦争で米国が使用した残虐兵器で、森林を死滅させただけでなく、残留するダイオキシンが、ベトナム、ドクちゃんに代表される催奇性の毒性を持つことが明らかになっています。2・4・5 T剤の危険性について、町長の認識をお聞きいたします。

1971年4月にベトナムでの米軍による枯れ葉剤作戦が中止されると同時に、当時の林野庁も2・4・5 T剤の使用を中止し、行き場を失った薬剤は全国の国有林に埋められました。埋設されている場所は、政府の資料で全国46か所、北海道では本町を含めて6か所と聞いています。町長は、この事実を承知していますか。

本町は粒剤で9キログラムと聞いていますが、本町にある国有林のどの場所にどのような状態で埋設されているか、お聞きします。

林野庁は、国会での質問や関係市町村や水道企業団体の無害化、移設の要望に対し、「地中で保全管理することが適切」として拒否してきましたが、2020年の熊本豪雨の際、埋設近くの土砂崩れの発生により、処理に向けて動き出すことになりました。林野庁は、安全な掘削の工法を検討するため、全国4か所を抽出して調査し、全国のモデルケースにしようとしたのですが、本町としても一日も早く取り除くよう要望をすべきだと考えますが、いかがですか。

また、今後どのような経過で処理が進んでいくのか、情報の提供をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の本町に埋設されている枯れ薬剤成分の早期処理をのぞねにお答えします。

初めに、「2・4・5 T剤」の危険性について町長の認識を聞くことのご質問ですが、このことにつきましては、専門的知見が、あるいは科学的知見が乏しいので、明確には答えられませんが、かつては日本でも枯れ薬剤として使用されていましたが、現在は許可されていない除草剤、農薬であり、毒物及び劇物取締法により劇物に指定されているものと認識しております。

議員ご指摘のとおり、アメリカ空軍により散布された枯れ薬剤は、ダイオキシン類の中でも最も毒性が強く、高い発がん性、催奇形性を持つ物質が含まれていたため、これを浴びた第1世代だけではなく、第2世代以降にも影響が及んでいるものと見られており、2・4・5 T剤についても、微量ながらダイオキシン類が含まれているとされていることは、生物への影響を懸念するところであります。

次の埋設されている場所は、政府の資料で全国46か所、北海道では本町を含む6か所と聞いているが、町長はこの事実を承知していることのご質問ですが、令和元年に北海道における本町以外の市町村については、新聞報道で知ることになりましたが、本町につきましては、埋設時から年2回の森林管理署による現地調査を通じて状況を確認しております。

次に、本町にある国有林のどの場所にどのような状態で埋設されていることのご質問ですが、当初コンクリートで固めたものを旧苗畑跡地内に埋設しているとの報告を受けておりましたが、その後の調査で、缶に収納し、ビニールで包んで埋設しているとし、埋設場所については立入禁止の標示を設置しているとの報告を受けております。

次に、本町としても一日も早く取り除くよう要望すべきと考えるがどうか、また、今後どのような経過で処理が進んでいくのかの情報の提供をしてほしいことのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、令和3年度において新たに掘削処理を行うことを想定した委託事業を発注したとの話も聞いていますので、それらの結果も踏まえ、安全に除去することが可能であれば、要望を考えていきたいと思っております。これらの情報につきましては、町としましては可能な限りお示ししていけるよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、年2回の調査をしているという答弁でしたけれども、場所的にはどこだということは、はっきりわかっているのですか。この場では明らかにできないのか、その辺は。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時54分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 本当はこういう劇物、そういう危険なものが埋設、全く人が行かないようなところではないのでしょうか。もしかしたら、そのそばを人が通ったり……

（「言えないんだ」の声あり）

○1番（渡邊定之君） いやいや、そんな危険な毒物があるところ、言えないで事は済まないのではないですか。

それでは、今、埋設の方法、僕もちょっとした資料から、全国で何か所か林野庁の指示に従わない埋設の仕方をしているところがあるのです。それが標茶町なのです。今聞いたら、缶で、ビニール袋で包んだぐらいだという。この処理の仕方というのは、コンクリートで固めて、もうそれぐらい嚴重にやらないとまずいですよというような毒物なのです。それが缶なんか腐ってしまって、そういう危険な状態のものが標茶町に埋まっていると。そういうもののある場所を秘密にしている、もしもその近くで、それが溶け出して川にでも流れて行って、その近くに住民がいたら、どういうことになるのですか。それはやっぱり明らかにして、ここにはこういうものがあります、それも情報として提供しなければならないのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、議員ご指摘の場所がわからなくて住民が近づいてという危険性に関しましては、まず1つは、土中に埋設されているというところで露出していないというところがありますし、周辺に立入禁止の看板と、それから、たしか有刺鉄線が巻かれているというところで、埋却地点そのものには容易には近づける状況ではないという理解しております。

それから、図面上では大まかな位置というのは私どもも承知をしておりますし、この間、林野庁からの報告等では、状況が変わっていない、異常がないという報告を受けておりますので、それに従っているという状況であります。

それから、埋設の方法なのですが、私どもも当初コンクリート塊に、塊になっているという理解でございましたけれども、実はビニールだったというところではありますが、それに関しましては、いろいろと知見といいますか、はっきりしないところでもあります。しかしながら、過去に町が経験した中では、丈夫なビニールに包んで、何十年もたっているながら、掘り返したときにはビニールがしっかり防護していたというようなものもありますので、現状それでいくしかないのかなというふうに思っております。

それから、それらもろもろ含めて議員のご心配、ご指摘なのですけれども、それにつきましては、町長、先ほど答弁されたように、現在、安定的な状況にあるという前提なのですが、やみくもに掘削をして、それによる事故が起きることのリスクも考えると、今回の実証試験の中で安全に除去できる方法が確認できたのであれば、ぜひともそういった形で要望していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今、話を聞いていて、国会の中でも、そういうやりとりをやったという資料があるのですけれども、標茶の状況というのは最悪ですね。もしかしたら1メートル下ぐらいに、それがあられるかもしれないですよ。もう一、二メートル穴を掘って埋めて、そうやって埋設している可能性もあると。そういう点では大変な、確かに開けて、それからそれが漏れ出したりしたら大変なことになるので、それも非常に、猛毒な物質を露出させないように処理しなければならないということまで言っているのです、このことは本当にいいかげんな対応では大変な問題になるという具合に理解してほしいと思います。

それと、これを処理するのに1,300度ぐらいの温度で焼却すると処理できるというような資料もあるのですけれども、標茶のをもしここでそういうことをするとしたら、この温度、焼却できる……

（「それは林野庁の仕事だ」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町のクリーンセンターの能力につきましては、担当のほうから答えていただきたいというふうに思っておりますけれども、基本的には先ほど来申し上げているように、これは林野庁の管轄下にあるものですから、そちらのほうで中心になって安全に処理をしていただく、それがまず第一だというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

本町が設置していますクリーンセンター、いわゆる焼却施設につきましては、通常、一般廃棄物の焼却施設でございます、こういったような物質を焼却するような施設ではございませんので、本町では難しいというふうに判断しておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） こういう問題、やっぱり林野庁云々あるのですけれども、こういう非常に危険な状態で標茶に2・4・5Tが埋設されているということですから、このことは早く責任ある場所にしっかりと、そういう状態を早く解決し、そういう環境保全をどうしても、危険のない状態に戻させるという働きかけを早急にして対応していただきたいという具合に思います。その辺お答えいただいて、質問を終わりたいと思いますが。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほども申し上げましたように、合理的な処理方法がやはり確立されないうちはなかなか難しいと思っておりますので、そういう方向性が見えた段階では、速やかな対応について要望をしていきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、質問いたします。

1点目は、福島原発の汚染水を海に流す計画が着々と進められているわけですが、事もあろうに、これをめぐって現地の農漁民の人たち、住民の人たちが相当反対運動も起こしてい

ますし、反対の声を上げているわけですが、これを文科省が直接、汚染水は安全だと、安全に海に流しますみたいなチラシを配ったということがわかったので、この点について質問したいと思います。

小中学校のための「放射線副読本」が昨年10月に改訂されました。文部科学省は、昨年12月に、この副読本を教育委員会を通さず全国の小中学校に直接送ったようですが、このことについての経過を伺います。

この「放射線副読本」は、学校でどのように扱われているのか伺います。また、この副読本を使用した授業は行われているのか。単なる参考として家庭に配られているのか、それともまだ使用されていないのか、実態について伺います。

今回は、この副読本と一緒に福島第一原発の汚染水、私たちは汚染水と言っているのですが、「ALPS（アルプス）処理水は安全だ」ということを主張したチラシが送られてきましたが、「ALPS処理水は放射能汚染水だ」として、多くの首長をはじめ、漁業者、漁業協同組合などが、せっかく復興の第一歩を始めたところにこういう汚染水を流すのはやめてほしいという反対の声も多く聞いています。第一次産業を主な産業としている本町として、このチラシの内容は教育現場にふさわしいと考えているのか、所見を伺います。

国際原子力機関（IAEA）というのがありますが、東電福島第一原発の処理水の海洋放出をめぐり、調査団を派遣し調査を行っています。実施した調査内容を今年4月中に報告書にまとめるとの報道もありました。国際的にも国内的にも調査し協議している、そういう段階で、このような偏った内容のチラシを学校現場に送りつけるということは、教育の中立性の観点から教育基本法にも抵触すると考えますが、いかがですか。

今回のチラシは経済産業省・資源エネルギー庁と復興庁が作成したと聞いていますが、国内外の理解が得られていないこのようなチラシは、既に全国的に県、市町村、学校で疑義が出ていることから見ても、配布を中止すべきと考えますが、いかがですか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の「汚染水は安全」とのチラシを配布すべきではないとのお尋ねにお答えします。

1点目の改訂された「放射線副読本」が学校に送付された経過はどのようなものであったかのお尋ねですが、まず、令和3年12月22日に、北海道教育庁学校教育局より放射線副読本の改訂及び配布に係る通知が教育委員会宛てに届いており、同日、各学校に通知いたしました。各学校には、冬休み中の1月中旬に冊子が送付されております。

2点目の「放射線副読本」が学校でどのように扱われているかのお尋ねですが、町内全ての学校が参考として児童生徒を通して配布済みですが、今後必要に応じて活用する場合もあると認識しております。

3点目の「ALPS処理水は安全だ」と主張したチラシの内容は教育現場にふさわしいと考えているかのお尋ねですが、チラシについては副読本と一緒に学校に送付されており、今なお根強く残る一次産業等への風評被害の背景に放射線に関する正しい知識の理解不足や

認識不足があることから、児童生徒に対して正しい知識を身につけてもらうことを目的として配布されたものです。つきましては、児童生徒がALPS処理水や福島第一原子力発電所の廃炉作業について、より正しい知識を身につけ、学習指導要領に示している放射線に関する科学的な理解を深め、情報を多角的に捉え思考、判断するために、本チラシの内容はその資料の一つと認識しております。

4点目のいまだ協議している段階で偏った内容のチラシを教育現場に送りつけるということは、教育の中立性の観点から教育基本法にも抵触すると考えるがどうかのお尋ねですが、福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る処理水の処分については、さまざまな立場から多様な考えがあると承知しております。学校現場は配布されたチラシの内容のみを指導することではなく、さまざまな情報を多角的に捉えて、広い視野から考察したり、さまざまな価値観について問題意識や批判的な目を持って考察することができる資質能力を育むよう、教育活動を行っています。このことから教育基本法に抵触するとは考えておりませんし、学習の教材の一つとして必要に応じて活用することが適切であると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目のチラシの配布を中止すべきと考えるがどうかのお尋ねですが、本チラシは、児童生徒がALPS処理水等への正しい知識と理解を促すという狙いを持って公的に作成されたものであることから、既に配布されたチラシを教育委員会として回収することは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の「汚染水は安全」とのチラシを配布すべきではないとお尋ねにお答えしますが、3点目の第一次産業を主な産業とする町として、このチラシの内容は教育現場としてふさわしいと考えているかのお尋ねについて、教育長からの答弁のとおりであります。ご指摘のチラシについては、副読本の補足説明資料として、また、海洋放出による風評被害防止のため配布されたとされており、今なお根強く残る一次産業等への風評被害が現実としてあることや、東日本大震災の復興のために何が行われているのかなど、正しい知識をつけてもらうことが必要です。

報道によれば、自治体、議会あるいは漁業関係者、関係団体から疑問あるいは懸念があると伺っております。これら原子力政策の諸問題については、国の責任において、より丁寧な説明と理解を求める努力、細心の配慮が必要であると認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私、今の答弁を聞いて、ちょっとびっくりしました。これが私たちの町の問題であつたら、一体どういう答え方をするのかなというふうに思います。

これは小中学生、高校生の放射線副読本ですね。何回か改訂されています。私、読んでいられるのですけれども、改訂のたびに何か中身が悪くなっている。全体として流れているのは、自然界にある放射能はたくさんありますよと。だから、放射線を恐れることはありま

せんよというような流れで書いてあるのですよ。例えば、スイセンの花からも放射能が出ていますよとか、レントゲン写真を撮っているのでしょうか。だけれども、福島第一原発のように事故を起こした、そういうところの放射能とは全く違うのですよ。もっとびっくりしたのは、今、東電でやっているでしょう、1キロメートル置きにパイプを通して、そこに汚染水を流すのだという。これについても世界的には、普通の汚染水ではないと、事故を起こした汚染水だということで非常に大きな反対の声も起きています。

問題のチラシはこれなのですけれども、「復興のあと押しはまず知ることから」ということで、現地の農民や漁民、岩手、宮城、福島の人たちは猛烈に、協同組合、漁連も反対しているし、反対しているのですよ。それに対して、私びっくりしたのは、裏、これ初めてこういうチラシが副読本に挟まれてきた。ちょうど今、汚染水を外に流すよ、海洋に放出するよという時期に合わせてなのですが、「浄化処理した水を安全に処分していきます」と書いてあって、こういうふうに、よく見えないと思いますけれども、イラストがあって、あたかもその汚染水を使ってみそ汁を作って食事をしているとか、そういうようなイラストになっているのですよ。これ、こっちのほうのやつは多分中学・高校生向きだと思うのですが、これなんかもっとひどいです。汚染水を直接飲んでいいると思わせるようなイラストなのですよ、これ。

だから、そういう点では、さっきご答弁された正しい知識を身につけるなんていうものではないと私は思いますよ。これ、文科省のほうでは、正しい知識を身につけるために「復興のあと押しはまず知ることから」なんていう書き方で書いていますけれども、このチラシを配ったのは、ここでも書いてあるように、資源エネルギー庁でしょう。原発推進ですよ。それから、事もあろうに復興庁ですよ。福島を復興するためにつくられた復興庁が、これを後押ししているというような内容になっているのです。先ほど教育長が答えた正しい知識を身につけるなんていうことは、このチラシや副読本からはうかがい知れない。本当に正しい知識になっていない。私はそういうふうに思います。

それから、全国的には例えば岩手県なんかは、12市町村のうち配布済みは1校だけです。あとは学校で保管するの対応。それから、保管を指示した教育委員会さえあるのですよ。それから、ほかの16市町で配られ……、宮城県なんかは、1回配布したチラシを回収までしているのですよ。そういう動きもあるのです。どこそこの校長とは言いませんが、ここの校長は、処理水が手放しに安全だと思わせる書きぶりだと。純真な子供をだますような行為だと。今、教育長が言ったことと真逆の認識なのですよ、これ。まだたくさんありますけれども、どうですか。

こういう点で、正しい知識を身につけるような副読本やチラシになっていない。現地では、これは大変だということを知って、回収したり、意見を言ったりしていると。こういう現地の動きと私、ここは第一次産業で前の福島の事故のときもいろいろありました。佐藤町長のときではありませんでしたけれども、いろいろありました。こういう問題について、本当に教育長や町長がおっしゃったような認識や回答でいいのかと私は思います。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

今回の副読本、そしてチラシの内容について、十分それが子供たちの放射線に対する資料になっていないのではないかという内容のご質問だと思いますけれども、副読本、実際放射線に関する科学的な理解を深めるとともに、福島的第一原発の事故、これを一人一人が人ごとにせず、災害を乗り越え、次代の社会形成のために何をすべきかということを考える部分の目的で作られたというふうに理解しております。実際には、その内容については、文科省が編集に当たって、それぞれ主観的な部分を排除しながら、客観的なデータに基づいて記載しているというふうに私どもは理解しております。そういった部分では原子力発電の部分でどういう、考える資料ということでもありますので、実際には学校現場で教科書が主体的な放射線についての教える部分でありますので、一つの部分の考えた資料ということ、それぞれ配布されたというふうに理解しておりますので、それぞれ学校現場に必要な部分があった場合については使いますけれども、その部分に深く掘り下げていかなかった部分ではそれぞれなかったことになっておりますので、その辺は教育委員会としては、その使い方については学校にそれぞれ委ねているところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、はっきり言って、無批判に中身も吟味しないで配ってしまったというのは間違いだと思いますよ。やっぱり水害、大津波に遭った。そして、福島は原発の事故に遭った。現地では、例えば福島の相馬市の教育委員会、ここでは、処理水というのはデリケートな問題だと、教育現場で指導することではないと言い切っているのですよ。それ、教育長のそういうさっきの発言とは真っ向から違う意見でしょう。少なくとも教育を行う立場にある人間であれば、これが教材として本当に妥当なのかどうなのかということ吟味すべきだと思うのですが、この放射性副読本とALPS処理水の特別なチラシ、これはもう最初は教育委員会には来ていないのですよね。配りますよという通知だけが来て、中身を吟味しないで学校任せにしているわけでしょう。これはおかしいと、間違いだと。私は、このALPS処理水の問題について、現地でまだまだもめていますよ。しょっちゅう新聞に出ています。処理水の問題について、やめてほしい。11年かかって、ようやく漁師の人たちが、あるいは農業の人たちが、自分たちの土地で採れたものが、あるいは自分たちの海で捕れたものが市場で受け入れてもらえるようになった矢先に、全国の小中学校に教育委員会を飛び越えてこういうのを送りつけるという、意図的ではないですか。これ、考えを変えて回収する考えはないですか。

それと、現地の実際にそういう、処理水はデリケートな問題、教育現場で指導することではないという相馬市の教育委員会、例えばですよ。ほかにもあるのですけれども、そういうような観点では、もう少し注意深く送られてきた副読本を吟味して、これが妥当なものなのかどうなのか、そのぐらいの力を教育委員会やあるいは第一次産業が主な産業である町は考えてしかるべきではないかというふうに思うのですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

それぞれ配布したものの部分では、議員ご指摘のとおり、直接各学校に送付されたもので

あります。私どもには、その通知のみが最初来ておりました。

その回収をもっと吟味すべきではないかとのことご質問でございますけれども、福島原発の廃炉作業、これに伴っての、先ほどALPS処理水の問題が討議されております。汚染されている環境生物等、私たちの健康に及ぶのではないかとということもございます。そういった部分で、風評被害がこれからどんどん大きくなるということも懸念しているところであります。そういったことで、児童生徒に対して正確な情報、いろんな情報を必要に応じて与えるものでありますので、それに必要に応じて対応すべきものというふうに考えておりますので、回収までは今のところ考えておりません。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今さら回収できないということなのだと思うのですけれども、それならば、このALPS処理水について、あるいは現地の動きについて、これも同時に問題提起を子供たちにするというのが本当の教育ではないですか。だって、これ、見たら、「トリチウムは身の回りにたくさんあります」から始まって、「トリチウムの健康への影響は心配ありません」。言い切っているのですよ。だけれども、現地の人たちの動きを見たら違うでしょう。県連の漁協連だって、農協連だって、みんな反対して何とかやめてくれと動いているわけですから、この主張と真っ向から違ったことを第一次産業の人たちはやっているわけです。しかも、こういうふうに、いかにも食卓にその水を使っているかのようなイラスト、ここでは飲んでいようなイラスト、こんなのを載せて、そして教育現場に持ち込むと。配って授業しないからいいのだという話では私はないと思うのです。私、これ、今さら回収できませんという教育長の気持ちはわからなくはないけれども、立場上。わからなくはないですけども、こういう国論を二分するような問題については、相当やっぱり注意深く扱って吟味してほしいと。

今回びっくりしたのは、教育委員会に現物、大抵は副読本が教育委員会にあって、こういう副読本というのがあって、違うでしょう、今回はね。文科省から直接小中学校にダイレクトに送られて、そして、あとは小中学校にお任せですよ。こういうあり方は教育の現場にあってはならないというふうに思うのです。だから、そういう点では、今後そういう副読本が出たり、あるいはもうちょっと考えて、こういう二分するような意見が対立しているかのような副読本やチラシが教育現場に下ろされてきたときに、判断していただきたいなど。吟味していただきたいなど。

さっき、繰り返しますが、現地の農民や漁民の人たちは、あるいは教育委員会は、そういうことを吟味して配らなかつたり回収したり、あるいは教育現場になじまないと言ったりする意見を持っているわけですから、ぜひそういう注意深い教育を行っていただきたいなどというふうに思うのですが、最後にいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 副読本の部分については、議員ご指摘のとおり、教育委員会の部分では、そのもの自体が送られてきていない状態でした。機会がありましたら、道教委を含めて、通知は道教委のほうから来たものですから、そういった分の副読本あるいは配布する

部分で直接でなくて、教育委員会を通して内容部分を送付していただくような機会があったら発言をしていきたいというふうに思います。要望していききたいと思います。

それから、本当に福島第一原発の事故に関わっては、いろんなデリケートな問題が大きくあると思います。それぞれ福島を中心とした原発事故で被災された方々の部分については、非常に苦しい分が多くあると思います。復興するためにどういった形が私たちにできるかという部分も大事なことだと思いますし、一人一人がこのことに向かい合っていないとならないというふうに思っております。そういった部分では、これから次代を担う子供たちにどういった復興の部分で問題点あるいは復興でどういう形をするかという、いろんな部分での情報提供が必要というふうに考えております。そういった部分でいろんな考え方があるというか、捉え方というのがいろいろ出てくるかもしれませんが、実際に教育現場の中で、そういった現状の状況、それからそれぞれいじめとか差別の扱いにならないような、いろんな問題を抱えている中で、どう指導していくかというのは、各それぞれ教職員の方々に深く掘り下げた中で指導していただくことをこれから期待しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今回の質問で、あえて私、町長の認識を伺ったのは、私たちの標茶町もやっぱり自分たちの身になってみれば、この放射能の恐ろしさというか、こういうことを全国のやっぱり第一次産業の人たちが自分のことのように考えていかなければならないのではないかなというふうに思ったから、認識を伺ったのです。副大臣が、副首相が「トリチウム水を飲んだって大丈夫なんだ、あんなもの」、そうしたら周りの人が「そうしたら飲んでみろよ、あんな」。そのまま沈黙してしまったということがありましたけれども、そういうものなのです。だから、ぜひ今教育長おっしゃったように、丁寧に教材を扱っていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、急速に展開する自治体行政のデジタル化、これ住民サービスの低下にならないかということを中心に心配して、今日の町長の施政方針演説の中でも、そういう効率化の問題とかをたくさん話されていましたが、そのことについて質問いたします。

昨年9月1日にデジタル社会形成基本法が施行されました。デジタル庁が業務を開始しました。住民サービスの便利さと自治体職員の負担軽減等が挙げられていますが、町長は、この自治体DX、デジタル・トランスフォーメーションというのだそうですが、このDX化についてどのような認識と評価を持っていますか。

自治体における窓口業務は、住民が行政サービスを受けるため重要と考えますが、いかがですか。

また、住民の相談を受け、住民サービスを行う大切な役割を持っていると考えますが、いかがですか。

デジタル技術や今日のコロナ禍などの状況におけるオンライン化、ネットなど利便性向上、業務の効率化を否定するものではありませんが、自治体行政における急速なデジタル化の推

進、しかも国が強力に指導する内容となっている自治体DXは、住民のニーズの把握、的確な住民サービスを行うことなど、窓口での人と人との理解や触れ合いが失われ、本来の役場の果たすべき役割が薄れていくのではないかという危惧を持っていますが、いかがですか。また、国が強力に推進する状況下で、自治体特有の住民の顔が見える自治体行政の優位性もまた失われていくのではないかと心配していますが、いかがですか。

個人情報への漏えいの心配はありませんか。過去に本町や他の自治体等で、そのような事例はありませんでしたか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の急速に展開する自治体行政のデジタル化は住民サービスの低下にならないかとお尋ねにお答えいたします。

1点目の自治体デジタル・トランスフォーメーションの認識と評価のお尋ねですが、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示されました。

本町においても同様に、デジタル技術の活用により、きめ細かな行政サービスを提供可能となることが想定されていることから、デジタル・トランスフォーメーションへの期待が強くなると考えております。

2点目の窓口業務における役割についてであります。自治体デジタル・トランスフォーメーションを進めることにより、事務改善を進め、企画立案や住民への直接サービス提供など、職員でなければできない業務に傾注できる環境を構築し、顔が見える行政サービスに手厚く対応することを目的としており、窓口業務の重要性は議員と意を同じくするところであります。

3点目の窓口での人と人との理解や触れ合い、また、住民の顔が見える自治体行政の優位性についてであります。デジタル技術の推進は、単なるIT化、つまり機器を整備、導入することを目的としているわけではありません。デジタル技術やデータを行政サービスに活用し住民の利便性を向上させる、また、業務効率化を図り生み出される人的資源を、議員指摘の住民ニーズの把握、的確な住民サービスのさらなる向上につなげられることが期待されているところです。つまり、自治体デジタル・トランスフォーメーションは手段であり、目的は住民サービスの向上であります。

これまで本町が培ってきた窓口での対応や住民サービスの把握などがデジタル技術の推進により損なわれることのないよう配慮することとともに、デジタル技術をうまく活用することが、今、私たちが取り組むべき自治体デジタル・トランスフォーメーションの方向性だと認識しております。

4点目の個人情報の漏えいについてであります。本町において個人情報の漏えいはありませんが、平成27年に日本年金機構において、個人情報の漏えい事件が発生しております。

その事件後については、セキュリティー強化対策を行い、自治体デジタル・トランスフォーメーションの中で改めてセキュリティー対策の徹底が重点取り組み事項として掲げられております。

個人情報漏えいは、さまざまな場面において発生するリスクがあると言われており、データ管理においてセキュリティー対策にとどまらず、可能性が指摘される原因や要因を分析し、必要な対策を行っていく所存でありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） この点について町長と深まった議論をするつもりはありません。なぜならば、まだ始まったばかりということなので。

ただ、いろんな論文が出ています。例えば、窓口を便利にするのではなく、窓口に来なくてもよくする、これがデジタル庁の方針だという、そういう意見を言っている人もいます。これは大変だなと。標茶の場合は、やっぱり窓口でいろんな相談に乗ってくれるから来るのですよ。さっき町長がこれは大事にしていくというご答弁だったので、ぜひ続けてほしいと思いますが、これらの問題についてはこれからどんどん進展していくわけですから、それによってまた変わってくるので、今日はその問題についてはこのぐらいにしておくのですが、問題は漏えいの問題ですね。

これは、今、町長が幾つか述べましたけれども、例えば去年の読売新聞の5月3日付、一部流出、20自治体18企業、つまり20の自治体で外部から閲覧できる状態になっているというのが読売新聞で出ました。それから、東村山市、防災アプリ登録者数、登録者約1万人の氏名や居住地区などが公開状態で外部から162回のアクセスがあった。それから、神戸市でも、道路のひび割れなどを市に通報できるアプリの利用者1万2,000人分の氏名やメールアドレスなどが流出したと。こういうような記事を目にするたびに、小さい町ですけれども、うちの個人情報の漏えいの問題は本当に大丈夫なのかなという、すごい心配があるのです。これは、そのほかの問題については、これ以上議論しませんが、今の漏えいの問題だけについて本当に安心していいのかどうなのかという、どなたか専門家の方、町も。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 議員から個人情報の関係でのご質疑がありましたので、担当より答弁させていただきたいと思います。

今後、自治体DXを進めていくこと、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、個人情報の保護を担保としながら進めていくこと、これ大前提だというふうに認識しております。これは、先ほど町長から答弁のありました総務省が示す自治体DX推進計画の重要取り組み項目にも示されているところであります。当然ながら、利便性を求めるあまり個人情報保護の部分がないがしろになってはならないというふうに認識しています。

その中で今私たちがしなければならないことは、大きく3つあるというふうに考えております。

1つ目は、制度面の見直し。具体的に言いますと条例等の整備であり、国では今年末をもって個人情報保護法の改正もあっておりますので、この個人情報の部分をどういった場面で活用できるのか、できないのか。また、利用した後はどのように措置するのかなど、制度の見直しについても慎重に確認をしながら進めていきたいというふうに考えております。

2つ目は、技術面です。これは情報活用に伴い、リスクを想定し、それを活用する前にどのように対応していくのかを考えています。デジタル技術とともに、セキュリティーを取り巻く環境も議員ご指摘のとおり、極めて急速に変化しており、これに確実に対応していくことが求められます。利便性を追求することとあわせて、高いセキュリティーを確立していくこととしています。

3つ目は、運用面です。法律や機械が進歩しても、それを取り扱う職員の意識が肝心でございます。当然ながら全職員が個人情報を守る、当たり前のことですが、そういった意識を事あるごとに確認し、ヒューマンエラーを排除していくことが大切だというふうに考えております。

この3つの考えにより、町の皆さんの個人情報を守りながら、その個人情報をルールの中で活用し、町の皆さんの利便性をどのように向上させていくのが自治体DXだというふうに認識しておりますので、ぜひご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 3点目の質問に入ります。

岸田首相は、「保育士等・幼稚園教諭・介護・障害福祉職員」を対象に、平均月額9,000円の待遇改善を昨年11月19日に閣議決定しました。これらの職種の待遇改善は歓迎すべき内容ですが、本町における申請の実態はどのようになっているか伺います。

特に、職種によって待遇改善の上げ幅が、例えば訪問介護が2.1%、デイサービスが1%など、内容が違っていると聞いているのですが、実態はどのようになっていますか。保育士や幼稚園職員も含めて伺います。

また、清掃員、給食職員等も該当するとありますが、そのとおりですか。

申請は2月に行われ、6月に2、3、4月分、5月分は7月に、6月分は8月に、7月分は9月に、8月分は10月に、9月分は11月に支給されると聞いていますが、これに間違いはないですか。全ての職種がこのような形で支給されるのか伺います。

現在のところ9月分の11月支給までしか聞いていませんが、その後10月分以降についてはどのようになっていますか。

コロナ禍の影響で政府がこれらの職種の待遇改善を実施したのは一歩前進と思いますが、それでも依然として全産業平均の30万7,700円を大きく下回っているのが現状です。それがこれらの職種の人手不足につながっていると思うのですが、町長の所見を伺います。

今後、本町としても、国に今回行った待遇改善のさらなる延長と大幅な待遇改善を求めるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

国は市町村正規保育士も賃上げ予定額に含まれているので活用してほしいと説明していますが、これによる本町役場職員の介護員、看護師、保育士、幼稚園教諭等の処遇改善はどう

なりますか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の保育士等・幼稚園教諭・介護・障害福祉職員の待遇改善をののお尋ねにお答えします。

議員ご案内のとおり、昨年11月19日の閣議決定において、公的部門における分配機能の強化等として、春闘に先んじ、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を3%程度引き上げる措置を2月から前倒しして実施するとしています。また、処遇改善については、令和4年9月以降も、賃上げ継続する取り組みや就業規則の改正、補助額以上の処遇改善を行う手法によることとされております。

1点目の本町における申請実態はどのようになっているかのお尋ねですが、介護・障害福祉職の職場にあつては、町を経由していないため、具体的な実態はわかりませんが、現在、処遇改善加算を実施している事業所でさらに処遇改善を行う場合は、給付費に一定の交付率を上乗せし、補助金を給付する仕組みとなっております。町としては、事業所に向け、各担当窓口から随時情報提供に努めているところであります。

また、処遇改善の内容が違ふと聞いているが実態はどうかにつきましては、給付費に上乗せする率を介護職の場合、サービス区分により給付費が0.5%から2.1%としているところであり、事業所報酬の総額に交付率を乗じた額を給付する仕組みであり、交付率と処遇改善の率とは異なっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、清掃員や給食職員等への処遇改善は、事業所の判断により実施可能となっております。

2点目の2、3、4月を6月に、7月以降は2か月遅れで11月まで支給されると聞いているが、間違いがないかにつきましては、国保連合会のシステムを使用する介護福祉系事務所につきましては、ご案内のとおりであります。保育所等の事業所につきましては、2月、3月分を3月に一時金として支給する形となっております。

3点目の現在のところ9月分の支給までしか聞いているが、10月分以降についても支給されると聞いているが、そのとおりかにつきましては、現時点において、国が引き続き調整・検討予定と聞いております。

4点目の処遇改善の実施は大きな前進と思うが、全産業平均の30万7,700円を下回っている。それが人手不足につながっていると思うが、町長の所見はどのお尋ねにつきましては、人手不足は国内の少子化による担い手不足や労働環境、高齢者の増加など、複数の要因が重なって起きているものと認識しており、賃金の改善等はその改善に向けた一面であると考えていますが、賃金面だけで解決できる問題ではなく、処遇全般の改善が必要と捉えております。

5点目の処遇改善の延長と大幅な処遇改善を求めるべきでないかにつきましては、処遇改善に使われる財源は、最終的には利用料や保険料として住民負担の増加に結びつく可能性もあり、どのような対応が必要であるかは状況を見ながら判断していきたいと考えております。

また、介護員、看護師、保育士、幼稚園教諭等の本町職員処遇改善はどのようになるかにつま

しては、看護師を除く職員は、事務職と同じ給料表による給料体系に属しており、職種による処遇改善等は検討しておりません。

会計年度任用職員につきましては、会計年度任用制度導入の際に夜間勤務手当の支給対象としたほか、昨年は一般職も含めて、夜間業務手当の改定を図るなど、処遇改善を行っており、現時点で新たな処遇改善を実施する予定はございませんが、今後とも働き方改革を含め、職員が働きやすい環境の構築に努めていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 3点だけ再質問させていただきます。

1点目は、ちょっと町長と認識が違うのですけれども、確かに人手不足というのは、絶対数としてあると思いますが、僕はやっぱり待遇改善というのが一番の問題だと思うのです。そこは一要因というふうに町長はお答えになりましたけれども、この待遇改善というのは、全産業平均の30万7,700円から約10万円ぐらい低いですね。だから、待遇改善というのはやっぱり、一要因ではあるけれども、要因の中で一番大きいのではないかというふうに私思うのですが、これはどうですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

確かに、議員ご指摘のとおり、賃金部分というのは大きな部分を占めている部分は確かであろうというふうに思いますが、一方で、やはり少子化、担い手層がここ何年かの間に減少傾向にあつて、本町もそういう傾向は否めない状況でありますし、一方で、介護職に限定しますと、高齢者の増加などによりそういう担い手が不足している状況もありますので、必ずしも一つの側面、給与だけが一面ではないという形で考えていただければいいかなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 中でも、給料、待遇が一番ではないかという質問をしたのです。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

給与というのは、大きな比重を抱えている部分ではあるというふうには捉えております。ただ、繰り返しになりますが、給与だけではなく、休暇であったり、最終的な退職手当であったり、そういうようないろいろさまざまな処遇面を含めて、全般的に待遇改善は必要であろうという認識に立っているというところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと質問の仕方が悪いのかもしれないけれども、求めている質問に答えていただけていないかなというふうに思うのですね。でも、いいです。私は、待遇改善は大きく左右すると思うのです。

もう一つ聞きたいのは、さっき、そこで働く、いわゆるケアの職場で働く清掃員とか給食

職員とか、これはそれぞれどこかの会社から派遣されている方が多いわけなのではけれども。それから、民間の介護事業所とかいうようなところは、役場では具体的な状態はわからないという答えだったのですが、私は、これ岸田さんがせっかく出してくれた内容ですので、実際回って歩いたら、私たちもこれに当てはまるのかとあって、こういうようなビラもありまして、これ送られてきているのですよ。だけれども、これ一読して該当しないのだとかとあって、諦めている事業所もありました。それで、そうでなくて該当するのだよということで説明して申請に至ったのですけれども、役場はやっぱり介護の職場とかケアの職場、そういうところに目を届かせて、そしてそういうところが、せっかく岸田さんがこういうのを出してきたわけで、金額というのは非常に少ないと思うのですけれども、出してくれたわけですから、それを活用するような役場の示唆があってもいいのではないかと。だって、そういうケアの職場を守るということは町民を守ることにつながるわけですから、ぜひそういうところの実態をつかまえてほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

まず、民間の事業所に対する情報提供というところでいきますと、町長の答弁にもありますとおり、随時情報提供を行っているところであります。

また、個別に聞き取りした状況の中では、障害福祉職場では申請に向けて今いろいろ資料を整備中であるというような情報も伺っておりますし、随時うちのほうからは各事業所に対して申請に向けたやり方ですとか含めて、情報提供をしていきながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 3点目の最後の質問なのですが、先ほど給料表の問題が出ました。会計年度任用職員の問題が出ました。これについては、今回は、今般の処遇改善では、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化の対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げるというのが趣旨なのだと。だから、公立の施設・事業所も対象としている。それから、「地方公務員である公設公営の施設・事業所の職員について、昨年12月の総務省公務員部の通知や、今回示している自治体の取り組み事例も参考に、積極的な実施についてご検討いただきたい」というのが来ているでしょう、役場に。

それから、会計年度任用職員の報酬改定を総務課に調整してもらっているなどと、それぞれの自治体からは回答が来て、その多くが3月議会に予算計上しているのですよ。一方で、さっきお話ししましたが、10月以降は市町村の負担が3分の1となるため、これはやっぱり対応を検討すると。持ち出しがあるからというようなニュースも入っています。

それで、私は、いつもこういうふうになると給料表があるから条例改正しなければならぬので無理、せっかく国で金を出すとやっているのに、無理だという答えが返ってくるのですけれども、今回、例えば野田聖子少子化対策担当大臣も「公であろうと私であろうと関係なく取り組んでいただきたいと願っている。」と国会で答えているのですよ。それでも、うちの町は、このことについて、公設公営、公立のケア労働者の待遇改善はできませんというこ

となのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

議員ご指摘されました給料表の部分でございますが、自治体によって給料表はそれぞれ違います。町の保育士、介護士等につきましては、一般の事務員と同じような給料表の中で、年齢とともにちゃんと適切に賃上げがされていくという状況の中で、他の現業職の給料表を持っていらっしゃる自治体と状況は違うということで今回は見送るという判断に至ったところでございます。

また、会計年度任用職員につきましては、臨時職員から会計年度任用職員への移行時に給与体系の見直しを行ってございまして、その時点で、当時の臨時の保育士さんから会計年度の保育士さんに給与体系が変わったタイミングで、年間で10万円ほど給与が上がっている状況でございまして、これらを総合的に判断した結果、今回については改定というか、改善は行わないという判断に至ったところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 今回は、2月から9月に限って岸田さんがこれをやるというふうに明言したわけですね。わざわざ公立の施設・事業所も対象としているのだと、ぜひやってほしいと担当大臣もそう言っている。これ、拒否する理由は何でしょうか。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 基本的な国の方針の考え方の部分でいきますと、2月から9月までの部分だけではなくて、継続的に恒常的な給与の上昇、待遇改善を行う場合という形で、ただし書きがおります。ですから、雇用者との協定であったりというところで、基本的にはその辺を改定して、一時金ではなくて、継続的なベースアップにつながる部分ということで、今回2月から10月分まではとりあえず補助金ベースとして国は給付するという考え方でありまして、なかなか継続的な今後ずっとそのような状況の中でいくという部分は、町の財源を含めていろいろ総合的に判断した結果というふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） わかりました。言葉は悪いけれども、ということは、岸田さんが見せ金を出して、一定程度措置しますよと。あとはおたくたちでやりなさいというようなお金だったのですか、これは。僕は、これだけのことをやって、多分多くの人たちが、ケア労働で働く多くの人たちが喜んだと思うのですよ、少ない金額だけれども。だけれども、それはうちは公立だから当てはまらないという理屈が私はやっぱりよくわからない。理解できないのです。ぬか喜びで、それでも10月以降は会計年度の場合は、3分の1は多分国3分の1、道3分の1、町3分の1だと思うのですが、こういう形になるのだと思うのですけれども、結局こういうふうに待遇改善しますよと打ち出したことが、標茶町には反映されないという

ことだというふうに解釈していいですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

保育職に関しては、先ほど申し上げたとおりでございます。

介護職の部分、今ちょっと話題になりましたけれども、介護職につきましては、その前段として、これまで国のほうで行ってきている処遇改善が3つほどございます。それらの処遇改善を実際にとっているという言い方はあれなのですけれども、処遇改善加算を行っている事業所がまず基本線、対象となります。町の介護施設、やすらぎ園ですとか、デイサービスにつきましては、現状これらの処遇改善加算をとっておりません。なぜかといいますと、当時の処遇改善加算は最終的に給付費、保険料に影響するということもありまして、当時処遇改善加算というものを町の施設であることでとってこなかったのではないかと、これはあくまで想像でございますけれども、これまでとってきていないということで、今回その処遇改善加算を改めてとった上で実施しなければならないというところで、それら給付費含めて総合的に判断した結果で待遇改善については見送ったという経過でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 最後の質問ですが、今回は見送ったという表現を使いました。私も、これ国会で議論して総理大臣がこういう、あるいは厚労大臣がこういう施策を打ち出す。そのときに、ああ、標茶もよくなるのだなというふうに思うのが普通ですよ。けれども、ことごとくそれはできない、今までもそうだったのですけれども、公立だったのでできないということだったですよ。これが国の施策がきちんと町の施策に反映するような、何かそれをやると町民が出すお金が高くなるよというようなことではなくて、これは国だって考えて出した施策だと思うので、今回はと言いましたので、この次はどういうふうになるのか、期待はしていますけれども、ぜひ考えていただきたいなど。

私は、いまだにどうしてケア労働者の賃金というか、給料が高いとは思っていませんよ、公立であっても標茶は。思っていないところに手当ををしたわけですから、岸田さんにしてはという言い方は悪いのですけれども、総理大臣になってすぐやったなという感じを持ったのですけれども、それがうちの多くのケア労働者に当てはまらないというのは非常に残念だと思うのです。ぜひ、それが直結するような、国の施策のいい部分が自治体の施策に直結するような方法を、方向をぜひ考えていただきたいということを申し述べて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時22分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

松下君。

○4番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

財政状況と自主財源確保の取り組みはということについて質問させていただきます。

町長に就任して3年5か月が経過し、残り任期もあと数か月となってきております。

今まで取り組んできた多くの事業の中で、特に町の公共施設に対する事業が集中して、これは言葉としては集中してとはなっておりますけれども、いろんな形で重なってしまったというところもあると思いますけれども、そういうことで集中して行っております。

標茶中学校の校舎、体育館の改築では旧校舎の解体等も含めて大体27億円、学校給食共同調理場の改築で14億円、憩の家かや沼の再開に向けての改修工事に約12億円。また、光回線の導入に約18億円という、非常に多額の事業が行われております。それぞれの事業を行うに当たっては、財源対策ということで職員の方も大変苦勞する中で、有利な起債ができるようなことで努力されてきてはおりますけれども、そういうことで大変そのことに対しては理解はしております。

一方、町の財政を心配する声というものも一部には聞かれてきていることもあります。その中で、現在の本町の財政は、基金、備荒資金も含め、どのような状況と認識されているのか町長の所見をお伺いいたします。

今後は、人口が標茶町のピーク時から比べますと、約半減してきている中で、自主財源の確保ということと、今後のソフト事業の検証ということが必要であるというふうに考えておりますけれども、今後の財政運営とこの自主財源確保のために、ふるさと納税の取り組みにより力を入れるべきと考えます。このふるさと納税の今年度3月末の予想状況と今後の取り組みについての方針を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の財政状況と自主財源確保の取り組みはとのご質問にお答えします。

議員ご指摘のように、標茶中学校、学校給食共同調理場、茅沼地区観光宿泊施設、さらには光回線網の整備など、大型の投資を行ってまいりましたが、どれも先送りができない課題であり、議会の皆さんにもご相談申し上げながら実行させていただいているもので、常に持続可能な行財政運営を念頭に当たってまいりました。

1点目にお尋ねの町の基金、備荒資金含めどのような状況と認識しているかについてでございますが、令和3年度末の基金残高は、現在進行中でありまして、確定値ではありませんが、35億2,267万6,000円、備荒資金は普通、特別合わせて12億6,596万1,000円と見込んでございます。ご案内のとおり、毎年度予算編成をするに当たり、収支バランスを補うために財政調整基金及び備荒資金を支消する方法で収支のバランスをとっているところであり、当初予算編成時には、財政調整基金及び備荒資金を支消する形をとっていますが、年度末には基

金をなるべく戻す形で、備荒資金については支消額を最小限にとどめる努力をしているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、先ほど申し上げました大型事業につきましては、その事業費のほとんどを国費及び地方債により賄っており、一般財源による負担は6%ほどでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私の就任時と比べますと減少していることは事実であります。私はこれまで一貫して職員にあらゆる事業に補助金や交付金のエントリーの可能性がないのか、さらには有利な起債が活用できないのかなど、果敢に挑戦するようお願いし、実際成果を上げてきております。

また、私自身もあらゆる機会を通じ、新たな財源の獲得に努めてきたところであり、結果として最小限の削減にとどめながら大型事業を展開しているところであり、令和2年度の決算では基金の年度末残高は、前年度末と比較して約5,300万円ほど増額となったことを、既にご確認いただいていると思っております。

今後の財政運営につきましても、引き続き厳しい状況に変わりはないものと考えておりますので、事業制度の見直しや行財政改革に今後も鋭意取り組み、持続可能な行財政運営を目指し、特に自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目のふるさと納税の3月末の予想と今後の取り組みの方針についてであります。議員ご指摘のように、人口減少の中で自主財源の確保とソフト事業の検証が必要なことは間違いのないところであります。

令和2年度に策定した人口ビジョン改訂版でも、令和12年度の人口を7,184人と想定しており、人口減少によるさまざまな影響の中の一つとして、収入が減少することは間違いないと考えております。

お尋ねのふるさと納税の3月末の予想でございますが、寄附総額は1億6,350万円、対前年度比で140.7%の伸びを見込み、今定例会に1,150万円を補正提案させていただいたところでございます。

今後の取り組みの方針でございますが、令和3年度にはポータルサイトを2つ増やし、6ポータルサイトとしたところであります。令和4年度についても2つほど増やす予定であります。

また、ふるさと納税開始以降、毎年度実施してきているところであります。町内事業者との意見交換や実績の報告などを4月中旬に予定しており、今年度は商工会も参加し、新たな商品開発の取り組みがなされるよう聞いております。

いずれにしましても、町は寄附者の目にとまる努力、事業者は寄附者をそそるような商品開発を進めながら、新たな寄附者を確保することも重要ですが、一度寄附された方を飽きさせないリピーターとしてとめておく努力をしなければならないと考えておりますし、多くの方々共感いただき、寄附先に選んでもらえる施策の展開も欠かすことのできないことと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） なるべく再質問はしないようにと心がけて、一般質問は細かく聞きたいところを質問したわけなのですけれども、ちょっと感想的なことで述べさせていただきたいなと思います。

特に、このふるさと納税に関しては、施政方針の中で4回出てきております。そのくらい、ふるさと納税に対する町長の意欲といたしますか、それは私は伝わってきております。その中では、企業版ふるさと納税だとか、いわゆるクラウドファンディングだとか、いろんな形での、それも全てふるさと納税の一環だとは思いますが、やはり今最後に、財政というのは、やっぱりその年によって大きく税収が上がった下がったということで、非常に動くものであって、なかなか固定されたものではない。確かに今まで町税が増えてきましたけれども、それは一次産業、基幹産業の酪農経営が非常に好条件の中で経営がなされてきたということでの町税の収入の増というのもあると思います。

でも、いかんせん今のコロナ禍の中で、下手をすると大きくそれが減収になっていくということも今後はあり得るのかなと思ったりもしておりますし、今、町長の中で、いわゆる標茶町を選んでもらえる、あくまでもこのふるさと納税というのは、標茶に対しての寄附をしていただく方が、標茶町を選んでもらえる。引き続きまた標茶町に寄附をしたいという、全く寄附する側の気持ちで大きく変わるというものがあると思いますので、これも非常に危険、危険と言ったらあれですけれども、常に努力をしていかなければ長く続けていっていただくことができないのかなと思っております。多くの返礼品をいろんなサイトの中で納税者が選ぶわけですから、その中で標茶町は、また標茶町に寄附したいという納税者の気持ちをずっとつかまえていくというようなことを取り組んでいかなければならないのかなと、そういうふうに思っております。そういう中で、今後ふるさと納税に対しての今年度はどのような取り組み、もし具体的なことがありましたら、もう一度確認のために聞かせていただきたいなと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思っております。

ただいま議員から、より具体的にというご質問でございましたが、町長の答弁にも書かせていただきましたが、町としてできることといたしますのは、答弁の中でもお答えしておりますけれども、寄附をしていただける方の目にどうとまるかというところがやはり、こういう言い方は適切ではないかとは思っておりますけれども、勝負どころとよく言われております。やはり寄附総額が多いところは、それを目にさらすサイトが多いというところがあります。ですから、私ども頑張っているわけではございませんけれども、最初は2つのサイトから始まり、4つ、2つと増やして、昨年度は6つのポータルサイトでこのふるさと納税をしていますというところで、標茶町を選んでいただきたいというところで、情報発信といたしますか、上げさせていただいたところがございます。町長の答弁にあるとおり、令和4年度につきましても、もう2つほど増やそうかなというところで考えているところがございます。

町ができることというのは、ここまでというところになろうかと思っております。やはりこのふるさと納税に賛同していただける事業者さんの努力も、大変大きなものかなというふうに考

えております。今現在、ふるさと納税に上がっている返礼品の数は約180品目ほどになっておりますが、多分今のうちの町のキャパで言ったら、これが限度ぐらいかなというふうに考えています。これ以上もしやるとすると、事業所を大きくしたり、従業員を多く雇ったりとかというような状況にないと、多分続いていかないだろうなど。

もう一つは、皆さんも御存じかと思えますけれども、白糠町においては、町長が寄附があってから1週間以内に発送すべきだというところで町を挙げてやっているというところが新聞報道でもされましたけれども、私ども意外と苦情が多いのが、「寄附をして何か月たつのですけれどもまだ来ていないのですが」という苦情も実際にあるということは事実であります。やはりこの辺が、そろそろ今の事業者さんの中で処理される部分では、限界が来ているのかなというところがあります。

それで、ここの町長の答弁にも書かせていただきましたけれども、リピーターとしてとどめておく努力をしていかなければ、今後この私どもの町のふるさと納税はなかなか続かない、伸びてはいかないのではないかなと。リピーターをとどめておいて、なおかつ新しい方に寄附をさらにしていただくという上積みがなければ伸びてはいかないと。ここを伸ばすためだけに一生懸命やっているわけではございませんけれども、この標茶というところを知ってもらうために、こういうポータルサイトに上げて、私どもの町の取り組み等に共感していただける方に寄附をしていただいているというところもございますので、今後とも事業者のほうと町と協力しながら、少しでも多くの方々に共感いただけるようなサイトづくり、あるいは商品、あるいは施策の展開をしていかなければと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○4番（松下哲也君） わかりました。

年度当初、毎日のように新聞各紙が各市町村の今年度の予算発表がある中で、やはり今、数町村は、ふるさと納税基金からの取り崩しをやって、ある程度のいろんな事業に取り組んでいるという記事を見ますと、やはり1年でも早く標茶町もそういう中で、その基金を取り崩して何かの新しい事業に向かっていくというような状況になればいいなという希望は持っております。ぜひ頑張ってやっていただきたいと思いますなど、そういうふうに思います。

次に移ります。

広域連携ブランド化推進事業の取り組みはということについてでありますけれども、昨年6月定例会において60万円の予算措置がされ、この事業が実施されました。

釧路町との事業、両町においての事業なのですけれども、昨年の末、ちょっと月は忘れましたが、両町において試食会が行われたが、テレビ等では町長のコメントは聞きましたけれども、この議場の中でも町長の感想、どうだったのか伺いたいと思えます。

今後3年間の予定で事業実施するということになっておりますが、今年度はどのような取り組みを行うのか伺います。

また、今後は、もう一つの牛肉のブランド化に結びつけて、両町で活用されて、先ほどの質問と絡みはするのですけれども、ふるさと納税の返礼品のメニューに育てていくというこ

とも必要ではあるのかなとは思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、松下議員の広域連携ブランド化推進事業の取り組みはとのお尋ねにお答えします。

1点目のお尋ねであります。事業の実施結果と試食会の感想はについてであります。本町と釧路町では、両町の地域資源を活用した特産品開発や、地球環境への影響の研究等とともに取り組むべく、昨年6月に連携協定を締結しております。

令和3年度の事業内容としましては、標茶町内の牧場で飼養されている雄ホルスタインに釧路町昆布森産の昆布を餌に混ぜて飼育し、その肉質や牛の胃液の状況を調査する取り組みを酪農学園大学の協力をいただきながら進めておりました。また、釧路町の昆布と標茶町の牛肉を活用した特産品メニューの開発や、ブランド牛のネーミングの検討などについても、取り組みを行っております。

取り組みの成果としまして、昆布で飼育した牛については、それ以外の牛よりも体が大きく育ち、毛艶がよい傾向があることがわかっており、非常に期待ができる結果が出ていると思っております。また、新たな特産品の候補として、昆布入りコンビーフや牛肉の昆布締めステーキセットなどの案が出されております。

これらの結果を踏まえ、昨年12月16日に関係者による事業経過報告と試食会を釧路町地産地消センター「ロ・バザール」で開催しており、飼育した牛肉を使ったローストビーフ、サーロインステーキ、牛カツサンドのメニューを試食しております。アンケートの結果から、肉の味、食感について、「あっさり、さっぱりしていておいしい、うまみが十分」などと高い評価を得たのではないかと考えております。

次に、令和4年度の取り組み内容はとのご質問でございますが、令和3年度事業の継続という形にはなりますが、釧路町昆布森産昆布のほか、未利用資源でありますホンダワラ等の海藻を牛に与え、海藻の栄養素が牛に与える効果を検証し、将来的には経産牛の価値を高める取り組みにつながるよう研究を進めてまいります。また、昆布やホンダワラ等の未利用海藻に牛のゲップ抑制効果があるかも検証し、地球温暖化対策、SDGsの目標実現に向けた実証実験も継続して進めていくこととしております。

最後に、もう一つの牛肉のブランド化に結びつけて両町で活用され、ふるさと納税の返礼品のメニューとして育てていく必要があるのではとのご質問についてですが、議員ご指摘のとおり、昆布や未利用資源の海藻で飼育した地球環境にも優しい牛であることが新たな付加価値やストーリーになって、釧路町、標茶町、両町の新たな特産品として育っていくことも、今回の事業の大きな目標の一つとしております。将来的に肥育をどうしていくのか、商品化を誰がするのかなど、諸課題はありますが、できれば両町のふるさと納税の返礼品としても活用していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○4番（松下哲也君） この質問を通告した後に3月の町の広報紙が配布されまして、その

中できちっと釧路町・標茶町の広域連携ブランド化推進事業ということについて、広報紙の中で載っておりました。それを見て、今、町長がおっしゃったような「あっさり、さっぱりしていて食べやすい」とか「やわらかくてしっかりした食感でおいしい」というような言葉が載っております。本当にこれから特に海の資源、利用の価値のないものですか、ホンダワラというのは。そういうことが本当に活用されて、牛肉の肥育のほうに活用されるということが、実証実験でそれがいいということになれば、非常に両町にとってもいいことではないのかなと思っておりますし、新聞にもきちっと釧路町の予算の報道の中でも、「昨年度から取り組む標茶町との広域連携ブランド化推進事業では」ということできちっと紹介されておりますので、この点については、今後とも本当に大事に取り組んで、いい結果が出ることを期待したいなと、そういうふうに思っております。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、松下君の一般質問を終わります。

2番・類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、質問します。

まず、1点目ですが、「コロナ減税」が必要な局面ではないか。

オミクロン株が想定をはるかに上回る勢いで蔓延し、現在もその猛威はやまない。1月27日から2月20日までとされていた「まん延防止等重点措置」の適用期間も3月6日まで延長され、本日の段階で再延長される可能性が高い。このことから、飲食業や観光業を中心に経済全般への影響が深刻化している。

また、基幹産業である酪農については、消費の落ち込みによる生産調整、生乳廃棄は回避されたものの、飼料や生産資材、燃料の価格高騰が経営を圧迫し、乳価に換算すると10円以上値下がりした状態が続いている。燃料の価格高騰は、除雪や輸送、コントラ業者にも大きな打撃となっている。仮に軽油の価格がリッター150円になれば廃業を考えるとと言う輸送業者もいるほどだ。コントラ事業者が軽油価格を作業料金に転嫁すれば、酪農家の経営を圧迫することは避けられない。そもそもコントラ業者が減った場合、粗飼料の収穫作業が破綻する。

12月定例会では、「コロナ後」を見据えた商工業者への支援について議論したが、町の経済状況はそこからはるかに悪化した。飲食業、観光業をはじめ、いわゆる一人親方、経営基盤の弱い企業、規模拡大中の酪農家など危機に直面している自営業者の多くは、国民健康保険に加入している。自営業者以外でも、比較的所得の少ない町民の国民健康保険への加入割合が高い。「コロナ後」を考える前に、生き残りのための有効な施策が必要であり、国民健康保険税並びに固定資産税の減額や免除を実施すべき局面ではないか。また、町としての現状認識、構想している経済対策についてお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の「コロナ減税」が必要な局面ではないかのお尋ねについてお答えいたします。

本町における税制上の新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、令和2年度に税の徴収猶予の特例を実施し、14件、約64万円の町税について、1年間の徴収を猶予しており

ます。今年度は、固定資産税について、中小事業者に係る軽減措置として49件、940万円を軽減しております。

また、国民健康保険税については、令和2年度と今年度において新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等への減免を実施し、29件、340万円を減免しております。これらの支援策は、国の税務政策に係る税制上の措置であり、減税に係る減収分は国から財政措置として補填されるため、町の財政には影響はありません。

コロナ禍は、予断を許さない状況が続いていますが、令和4年度のコロナ対策に係る税制上の支援策については、これらのようなものが実施されるかどうか、現時点では国からは何も示されておられません。

本町の現状について税の収納率で見ますと、令和2年度は以前の5年間はほぼ向上しており、コロナ禍であった令和2年度においても、前年度を上回る結果となっております。このような状況ではございますが、今後コロナ禍により収入が大幅に減少し、担税力に影響が出てくることが予想されています。

国民健康保険税は、所得に応じて応益分を7割、5割、2割軽減する制度があり、本町では国保に加入している世帯約1,200世帯のうち、半数の600世帯がこの軽減の適用を受けており、軽減制度はほかにも倒産や解雇で失業した場合に軽減する制度や、後期高齢者医療に移行した人がいる特定世帯等に対する軽減があるほか、令和4年度からは未就学児の均等割が軽減されます。

固定資産税は、土地や家屋等の資産価値に応じて課税されるもので、国民健康保険税を除いた町の税収の約半分を占める基幹税目であります。

こういった課税状況の中で、本町の歳入に占める町税の占める割合は10%を下回っており、地域のニーズに合ったきめ細かな行政サービスを提供するためには、税収の確保が大変重要であります。

地球的規模で猛威を振るう新型コロナウイルスは、終息する日が来るのかさえわからず、そのような状況の下で、地方税の一部である町税だけ税制上の措置として対応をとることは限界があり、国等と一体となった体制を組み、総合的な枠組みの中で取り組むべきであると考えます。第6波がいつまで続くのか、その後どうなるのか、国と地方の連携の下、動向を注視し、対応を図っていきます。

税は、常に負担の公平性が求められます。国民健康保険税は、所得により経済力が同等の人に対しては等しい負担を求めます。固定資産税は、保有する資産の価値を指標としており、等しい価値を有する資産には等しい負担を求めることで公平性が保たれます。コロナ禍の影響を理由として減免することは、対象者がどれくらいいるかを見定められないため、税収がどれくらい落ち込むのかわかりません。さらに、減収分を補填する財源がない中で、このような取り組みを行うことにより、歳出で見込んでいた行政サービスの提供に支障が生じる危険性もあります。

以上のことから、税制上でのコロナ対策は、町独自で税の減免等の措置は行わず、国の連携のもとで取り組むべきと考えておりますので、ご理解願います。

また、現状認識及び想定している経済対策のお尋ねですが、先日開催した町、商工会、町内金融機関で行っている金融連絡会議の中で、町内事業者の状況について情報共有や意見交換を行ったところ、「経費が2割から3割増加している事業もあり、昨年より厳しい状況だと感じている」「返済を2年間据え置きして、令和2年度から3年度に実施した町独自のコロナ資金である地域応援資金の返済が令和4年度から始まる事業者がいるが、返済が厳しいのではないか」とのご意見を頂戴しておりますし、第5波が落ち着きを見せ、人や経済が動き出した矢先の6波ということで、実質的な経済面だけでなく、精神面でもしんどさが増していると認識しております。

したがいまして、金融連絡会議でご提案いただいた、借りかえ需要に対応できるコロナ資金の再創設を中心に進めたいと考えているところであります。また、現在、町内の商工業者約300事業所を対象とした実態調査を実施しておりますので、現在の事業所の状況、事業者が求めているものを分析し、関係機関とも協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私の前に同僚の松下議員が財政状況について細かくお尋ねをしております、そのことに対する答弁と、今、町長が答弁されていることというのは、とても同じ方がお話をしているように私には感じられません。

まず、お聞きしなければいけないのは、コロナ禍であった令和2年度においても、前年度を上回る税収があったと。この原因は何だと考えられていますか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

国民健康保険税の例でお答えいたしますと、確かにこの5年間、現年、滞繰含めて収納率が向上しているわけなのですが、その反面で被保険者数は減少しております。よって、調定額は年々減少しております。そういった中での収納率が上がっている一方で、調定額は減少している。そういった対象者が減っているということも要因として挙げられるのではということと考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 令和2年以前の5年間というのは、皆さん記憶に、特に営農されている方もいらっしゃいますので、牛の个体価格が暴騰したそういう期間で、農業情勢、酪農の情勢というのが極めてバブリーな、そういう5年間であったと思います。

今回コロナ禍になって、それでも収納率もそこそこ、税収もそこそこということが、例えば令和3年の分であったとしたら、それは持続化給付金であったりとか、それから1人当たり10万円の国からの特別給付金であったりとか、そういったものを随分と含んでいるというように思うわけですが、今後そういったものが緊急事態宣言とか、今現状で言うと緊急事態ではないわけで、そういった給付金等が発動するような状況ではないわけですね。そういった公的な支援が途切れてくる可能性が非常に高い。それについてはどのように考えています

か。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今後のことでありまして、いろいろな変動予想を含んでいるというふうに認識しております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私がここで質問した、例えば農業情勢に関して言うと、酪農家そのものではなくて、そこに関わっている、例えば一人親方の酪農ヘルパー、年収が300万円の個人事業者、そこが持続化給付金を100万円いただきました。でも、次の年から仕事は3分の1以下になりました。2年目については、年が明けてからまだ3日しか仕事をしていません。国保税は当然上がりました。住民税も上がりました。商工業関係のことを金融連絡会議の中でお話しされたというふうになっていますけれども、そういったどこにも属さないような方々の状況というのは、どの程度把握されているのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

答弁の中にありました金融の会議につきましては、町内金融機関に参加をしていただいて、経済界の情報についていろいろ意見交換をさせてもらっております。

その中、決して農業が省かれているわけではありませんので、大きな変動があった場合については金融機関から情報をもたらされる可能性もあろうかというふうに思っておりますけれども、実際のところ、せんだっての会議では、農業の分野についてはお話がなかったものというふうに認識をしております。

議員ご指摘の農業関係のそういう職種の方々については、実際のところ情報を集めるすべというものは現在持ち合わせておりませんが、ふだんから農協の役職員の方の意見交換等々で情勢を探る。そんなことで穴埋めをしている実態でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） つまり今回ご答弁いただく中では、そういった農業関係の団体等などからは情報は集められていないという理解でよろしいかと思うのですが、それと結局のところ財政状況が非常にいいのだというふうに、言い方は悪いかもしれませんが、耳ざわりのいいお話をされているのですけれども、ここ数年、除雪業者が悲鳴を上げるほど例えば雪が少なく、除雪費がかかっていないです。コロナ禍ということで実施できない事業も多くて、年度末には多額の不用額も出しています。

また、コロナ対策の費用というのは、国からの特別交付金でほぼ賄われ、例えばお金が入ってきてから期間が短い場合は、繰り越していくぐらいの金額が入ってきている。経常経費で賄わなければいけないような部分も、若干はそういったところで賄われているかもしれない。そういった状況が、例えばそういう基金が減らないとか、そういう言い方というか、結びついていくのだらうと思うのですけれども、町の中の状況というのはもっともっと厳し

いですね。国と一体となって、そういった対策を行っていくのだ、つまり国からお金が出なければやらないのだというふうにも聞こえてしまうのですね。幾らコロナ資金の再創設をということを進めていっても、借金は借金です。これは町財政についても同じです。借金は借金なのです。必ず返していかなければいけない。それから、税の収納の猶予というもの、これ借金と同じですよ。必ず返さなければいけない。それができるような状況になるかならないかという、そういう判断を町としてやっていって、今間に合うときにそういう手だてをしないと、いろんなところが倒産していくのではないのでしょうか。

東京商工リサーチの調査ですけれども、各業種ごとの借入金の額、2020年3月期と2021年3月期とで比較しています。宿泊業については、2020年、月間売り上げの8.5か月分の借り入れだったところが、1年後の2021年、22.8か月分まで増えています。飲食店、同様に4.2か月分だったものが9.2か月分に増えている。道路旅客運送業、4.8か月分だったところが13.4か月分に増えている。さらに道路旅客輸送の場合は、燃料が高騰していますから、22年3月期だともっと恐らく借金はかさんでいる。インターネット付随サービス業、比較的影響の少ないところかと思えますけれども、そういったところでも1.9か月分だったところが、2.6か月分まで増えていっている。

金融連絡会議の中で、商工会のほうで会員さんがどんな状況かということ、何点か答弁の中にありましたけれども、経費が2割、3割増えて、売り上げは落ちてやっていけるところは、そうそうないですよ。床屋さんでお客さんが2割あるいは3割減ったところは、毎日毎日日本当に売り上げを計算すると言っていました。5割になんかなったら、当然経営していけないと。そういうこともあるから、12月の時点でコロナ後を見据えた業態の変更について、サポートする体制とか、そういう取り組みは必要ではないのかということをお話ししていましたけれども、今回は、それよりももっと生き残りに対してどういう措置をとらなければいけないかということ、いま一度状況をよく見て考えていただきたいなと思うわけです。

もう一つ、破綻を防ぐためにということで、北海道新聞が先月行った全道商工会議所会頭へのアンケートというのがあります。このアンケートでは、借り入れの要するに制度の拡充を求める声や、回収期間延長を望む声が目立ったそうです。ただ一方で、既に借り入れ自体が限度額に近い企業が多い、だから融資ではなく給付金などを求める、そういう意見もあったそうです。無利子とはいえ、借金がかさめば経営の先行きというのは見えないです。これ一般家庭でも多分町でも同じだと思うのです。だから、そういった考え方で、いま一度、町独自の経済対策、そういったことを、仮に減税ではなくても別に構わないのですね。町民が、それから町の事業者が生き残っていけるような、そういった施策をぜひ急いで立案していただきたい。いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、議員からご指摘がありましたけれども、町長の答弁の中で財政状況を美しく語っているというお話のようなことがありましたけれども、私は町長の答弁を聞いておまして、楽観できない厳しい状況にあるというベースについては変わっていないと、そういう理解で

おりますので、ご承知いただきたいというふうに思います。

それで、まず議員のご質問、コロナ減税が必要な局面ではないかということ、具体的に税目も出しながら減税ができないのかという、そういうご質問の趣旨だったというふうにまず理解をしております。その中で、町税単独で措置をするのは難しいというお答えをさせてもらっております。

先ほどの答弁の中にありませんでしたけれども、これまでもいろいろな場面で町税の減免ができないのかというお話をいただいたことがあります。例えば使わなくなった牛舎を固定資産税から外すことができないのかとか、そういった類いの話がありましたけれども、そのときにたしか答弁させてもらっておりますのは、町税を町単独で減免がないことにした場合については、交付税の基準財政収入額から外されてしまい、税収も減る、それから交付税についても影響を受けるということで、ダブルパンチの減収効果になってしまうということで、そうではなくて違う形での支援をしていきたいと、そういうふうにして取り組んできたのが本町のやり方だったというふうに理解しております。その立場に立つのであれば、議員のご指摘とかみ合わない部分はあるかもしれませんが、これまでやってきたような対策になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、借金はしょせん借金だというお話もありますけれども、金融連絡会議の中で、経済界に対する適切なといいますか、今打てる対策についてはやはり低利の融資制度で経済の回復を待つ、そういったことが上策ではないのでしょうかというお話をいただいて、ここまで来ているところであります。今回についても、ベースはそこです。

ただ、町長の答弁、最後のほうにあったように、今現在アンケート調査を集計中ということもありまして、また、国の交付金の活用方策等々も考えまして、議員からご指摘されている生き残りのための経済対策ということについては、十分考えていかなければならないというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしても、町民の暮らしがせつなければ、町の財政事情もそれはせつないわけです。たまたま先ほど来の松下議員の質問に対してのお答えが、私にとっては少し楽観的というふうに、私が聞いてしまったものですから、そういったようなことで、そうでないとなればそれは大変申しわけないと思うのですが、でもふるさと納税のこと一つとっても、1億6,000万円入ってくると。いろんなことに使える。でも、ポータルサイトへの支払いと原材料費、原料費、そういったものを考えたときに、例えば半分ぐらいしか手取りはないですね。要するに、町もせつないわけですね。だけれども、このままこういう民間の状況を放置していけば、町の税収というのは一気に落ち込んでいく。特に酪農の情勢を考えたときに、非常に予断を許さない状況だということ、ぜひ金融連絡会議の中で、農業のことを除外しているわけではないと、それから適宜農協さんと打ち合わせしているというふうにおっしゃっていますけれども、この年度末に向けての離農の状況だとかいろんなことを含めて、町内の経済全般について、ぜひ突っ込んだ情報の収集をして、後々ああしておけばよかったなという後悔のないように、ぜひしていただきたい。

そういう意味では、国保税に関してだけ言うと、厚生文教委員会で多少勉強したものですから、要するに町として健康増進の事業や何かをやることによって、法定外繰り入れで失われたポイントというのが回復していくと。要するに、町として頑張れば、そののところ、交付税措置の影響というのは限りなく小さくできるというようなことを先般調査の中で学ばせていただきましたので、ぜひそういったことも踏まえて、まずは突っ込んだ、徹底した情報収集、それから国との連携、それから連動を待たずとも、町独自に何かしらの対策を打っていただきたいということを述べて、私の質問は終わります。

(何事か言う声あり)

○2番(類瀬光信君) すみません。いいのですか、次も。次やるのですか。いいですか。

○議長(菊地誠道君) 類瀬君。

○2番(類瀬光信君) それでは、2点目の質問をさせていただきます。

茅沼地区観光宿泊施設改修工事並びに開設準備の進捗状況を明らかにすべき。

令和4年10月完成、令和5年4月開業予定の茅沼地区観光宿泊施設について、計画が公表された当初から、幾つかの問題点、早急に解決すべき課題を指摘してきました。それぞれについて、現状と解決の見込みはどうなっているのか。また、コロナ禍、ウッドショック、燃料価格高騰などが工期や工事費増加に与える影響が懸念されることから、その見込みについても聞きます。

項目ちょっと多いですけども、まず①工期に変更はあるか。

②工事費の増加は無制限か。

③工事支給品の引き継ぎ、処理は適切に行われているか。

④飲料水は確保できたか。

⑤温泉排水の処理に関する地権者との協議は完了したか。

⑥排水池地権者との協議が不調に終わった場合の次善策とその費用は。

⑦温泉排水と樹木枯死の関連性について結論は得られたか。

⑧温泉ボーリング工事で排出される汚水処理は適正に行われているか。

⑨指定管理者の法人化について進捗状況は。

⑩経営方針について指定管理者との協議は進んでいるか。

⑪いまだに完成予想図が示されない理由は何か。

以上です。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 2番、類瀬議員の茅沼地区観光宿泊施設改修工事並びに開設準備の進捗状況を明らかにすべきのお尋ねにお答えいたします。

1点目の工期に変更はあるのかのご質問ですが、ウッドショックや原油価格高騰のほか、半導体やICチップなどの電子部品の供給が不足していることにより、電化製品の需要に生産が追いつかず、世界的に納期に影響を及ぼしている状況です。受注者への聞き取りでは、入札後、早い段階で資材等を発注するなど、工期内での完了に向けて努力しているとのことですが、今後の先行きは不透明なところもあります。

2点目の工事費の増加は無制限かのご質問ですが、本会議に、建築資材工事及び機械設備工事につきましては、当初設計で見込めなかった部分について、設計変更による増額に係る議案を上程させていただいております。また、議員ご案内のとおり、建設資材については価格上昇が続いており、特定の資材価格の急騰により請負金額が不相当となった場合、変更を求めることができるとなっていることから、その場合、適正に対処する必要があり、予算措置があり得ると考えておりますが、無制限に増額するようなことではございません。

3点目の工事支給品の引き継ぎ、処理は適切に行われているかのご質問ですが、外装ルーバー及び家具に使用する町有林の木材につきましては、契約後、受注者と伐採場所の確認を行っており、その後、受注者と下請契約を締結した業者によって伐採し、製材工場へ納品しております。その後、受注者から製材工場への納品書の写しを添付し、支給材料受領書が提出されております。暖房機器につきましても、契約後、受注者と現地において引き継ぎを行っております。

4点目の飲料水は確保できたかのご質問ですが、既存の上水井戸を使用し、水処理設備で処理し、提供いたします。既存井戸水の分析結果では、全体的には比較的冷涼な水であります。pH値が基準値を超え、アンモニア性窒素及び色度が検出されております。水処理施設により、塩素注入によるpH値の調整、塩素注入によるアンモニア性窒素対策、活性炭ろ過装置による色度対策処理により飲料水を確保いたしました。

5点目の温泉排水の処理に関する地権者との協議は完了したのか、6点目の排水池地権者との協議が不調に終わった場合の次善策とその費用はとのご質問ですが、現在、土地所有者と引き続き既存の排水路を使用させていただけるよう協議を行っているところであります。既存の排水路の土地所有者との協議が最優先と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

7点目の温泉排水と樹木枯死の関連性について結論は得られたかのご質問ですが、以前の議会において議員から、周辺の温泉排水との因果関係を早急に調査し、対応すべきではないかのご指摘をいただいたところですが、憩の家の排水については、地権者の方にも立ち会っていただき、憩の家からの排水が漏れていることはないことを確認しております。枯死している場所が釧路湿原国立公園内であることから、環境省釧路湿原自然保護官事務所へは現状についてお伝えをしているところであり、今後も引き続き枯死が何による影響なのか引き続き情報共有を図りながら協議をまいりますので、ご理解をお願いいたします。

8点目の温泉ボーリング工事で排出される汚水処理は適正に行われているかのご質問ですが、温泉掘削ボーリングで発生する汚水は、沈砂槽にためて100%バキューム車によりくみ取り、産業廃棄物として処理場で汚泥処理を行っております。掘削完了後、揚水試験を実施する際には汚泥水が発生しますが、沈砂槽にためて土や砂を沈殿させ、上水を分離排水し、沈殿した汚泥はバキューム車によりくみ取り、産業廃棄物として処理場で汚泥処理を行う予定です。

9点目の指定管理者の法人化について進捗状況はとのご質問ですが、明確な時期は聞いておりませんが、法人化に向けて準備を進めていると聞いているところです。

10点目の経営方針について指定管理者の協議は進んでいるかのご質問ですが、釧路湿原国立公園内で唯一の温泉宿泊施設として、幅広い層の方に気楽に気持ちよく自然や温泉に触れることができる施設として、また、その立地条件を生かし、隣接する塘路湖周辺やコッタロ湿原、さらには標茶町全体の観光振興を牽引する新たな標茶町の顔となる施設として運営を目指しているところであり、指定管理者ともその考え方を共有しているところでもあります。

現在、環境省釧路自然環境事務所において、釧路湿原国立公園におけるコンテンツ創出と利用のあり方について、茅沼地区、塘路地区を対象に現状の課題や利活用イメージなど、整えるべき機能、サービス、施設の機能分担、連携のあり方等を整理した上で、官民連携のもと、それを実現するための事業やスキーム、環境省において取り組む事項をまとめ、今後の釧路湿原国立公園の利活用の方向性を検討されており、本町としても指定管理者から出されているシラルトロ湖や茅沼地区での事業アイデアを含め、意見を共有させていただいているところでもあります。

茅沼地区観光宿泊施設を核として、温泉、宿泊、食の提供だけではなく、アドベンチャー・トラベルの要素である自然、文化体験、アクティビティーについても、既存の事業者や関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

11点目のいまだ完成予想図が示されていない理由は何かのご質問ですが、広報しべちゃで基本計画及び実施計画の概要について町民の皆さんにお知らせしているところですが、最終的な図面等が整理できた際には、建物外観だけではなく、室内やレストラン、エントランスなどのイメージパースについても広報しべちゃでお知らせさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、2点目の工事費の増加は無制限かという私の質問に対して、無制限ではないと。ただ、特定の資材価格の急騰により請負金額が不相当となった場合というふうにおっしゃられているのですが、今回補正に上がっている部分というのは、要するに当初見込んでいない建物の不具合というか、そういったものについての補正なわけで、それがそういうことで増額されてくるというのは、それは仕方ないのかなと思うのですが、現状でこれだけ燃料の価格が上がっているにもかかわらず、今回その部分に関して冬季の養生とかいろんなことをしているにもかかわらず、それが補正に出てこないというのはどういうことかなとちょっと思うのです。

言葉は悪いですけども、要するに元請業者が下請業者を泣かせている状況なのか、それともタイミングが悪いのか。そういったことを考えたときに、町として今後そういったことが出てきたときに、補正要求とかが出てきたときに、そういった部分、元請の業者さんは実際には結構下を締めているけれども、町に対しては満額要求するよというようなことは考えられるのかな。それが業界として当たり前なのかどうかということはあるんですけども、そこら辺について町としてはどういう考えで、工事費の増額というものを監視していくとか、見ていくことをしているかというのを伺いしなければいけないなど。そのことで、要

するに無制限に増額するようなことがあるのかという、そういう質問になっています。

それから、3点目の工事支給品の引き継ぎ、処理は適切に行われているか。これは、まずお聞きしなければいけないのが、工事支給品として支給したそれぞれの物の取得価格、取得するときには幾らかかるかということのを計算されているかどうか、評価されているかどうか。要は、それによって現地での取り扱いとかなんとか、その金額に見合うような、そういう処理がされているのかどうかということをお聞きしなければいけないかなと思っています。

というのは、支給品の中の外壁に使うナラの木について、現地に行っていたかとわかるのですが、切り倒されかけたままとか、切り倒されたまま放置されているものとかが多数見受けられます。それから、集材したものの、玉切りも行ったものの、現地に置き去りにされているものもあります。それと、支給品のナラの木に関しては、間伐を行ったのだというふうに聞いています。現地には人工植樹した針葉樹がありますから、それに対する間伐というふうに聞いていますが、通常間伐する際に打刻であったり、テーピングであったり、あとペンキで印をつけるとか、この木を切るという、要するに目的が間伐ということをはっきりしているわけですから、この木を切るのだという印がついていなければおかしい。一つもついていないです。それどころか、日当たりをよくするためにということでの間伐と聞いていますけれども、その日当たりを確保しなければいけない針葉樹を踏み倒していたり、切り倒していたり、そういう状況になっています。

これは、結局のところ、引き継いでいます、要するに伝票なんかで確認していますよと言いながら、まずどの木を切っていいかということのを財産を管理している町として決めていなくて、工事業者に預けたと。工事業者から切る業者、それから切る業者から集材する業者というふうに、契約がいったのだと思うのですけれども、結局、一般的に行われるべき検定というものが行われていないのだらうと、そんなふうに思うわけです。だから、そのこのところ現実はどうであったのか、それは確認しなければいけないと思います。

それから、飲料水の確保はできたかという問いに対して、できましたということ。従来、既存の水道施設を使って、そこにろ過装置をつけて、色度と、それから添加機をつけてpHを調整するという、そういったことだと思うのですが、これ新生態の家というか、新しい施設でも、やはり温泉と食というのが売りになっていると思うのですが、この通常よりも何倍も塩素を入れたその水で調理もされるということなんでしょうか。これは、この施設のコンセプトに反するのではないですかね。そういう意味では、飲料水という聞き方を私はしていますから、お客様にお出しする水はそれかもしれないけれども、調理水が違うということはあるかもしれませんが、これ、大事なところだと思うのです。水によって食べる物の味は変わるわけですから、そのこのところ調理水も同じものを使うのか。

それから5点目、温泉排水の処理に関する地権者との協議は完了したか、それから排水池地権者との協議が不調と終わった場合の次善策はということに対して、これまでどおり、今現在使用させていただいている排水池について、その地権者との協議を進めると。でも、これ、このことを言ってから2年以上たっていますよね。2年半たっている。それでいて、まだ決まっていない。補助金の申請はとっくに済んでいて、この先、次善策は考えないとおっ

しゃっていますけれども、全員協議会の中で副町長からは、浄化槽を設置して、そこを通したお湯をシラルトロ湖に流すという案もなくはないという、そういった発言を過去にされています。かなり早い段階でされています。私は、それからずっと、もし不調に終わった場合、次善策というのはそういうことだなと思いつけているわけですが、ただ、今の協議を続けていって、その協議が破綻した場合のことを考えると、次善策に対しての取り組みを始めないと、間に合いませんよね。もし私が思っているようなやり方だとすると、漁協さんとの協議というのが出てくるわけです。そういった時間も含めて考えたときに、今の相手方との話をとにかく詰めるのだというのは、あまりにも非現実的だと。10月末の工期に非常に赤信号がともる。そんなふうにするのですが、その点どうお考えかと。

それから、温泉排水と樹木枯死の関連性ということで、旧憩の家の温泉排水の影響ではないということは地権者等と確認したということになっていますが、その前の質問と関連してきますけれども、次善策を探っていくときに、どういうルートでかお湯を流した場合に、そのことが樹木が枯れる原因になるかならないかというところを心配してほしいのです。今現在、関係がないというのは、それはいいと思います。でも、ルートが変わってそういう今までと違うところを通ることになったり、違うところに湛水することになったときにどうなるかという、それを考えておかないといけないのではないのでしょうか。そういう意味での質問であったわけで、その点については確認したいです。

あとは、ボーリング工事、実際には現地を見ましたけれども、現状ではほとんど水排出されないし、タンクにためられているということでしたし、実際に最終的にお湯が出たときに泥水が流出するわけですが、それを十分にためられるだけのタンクを設置して、バキュームするということですので、これは問題ないのかなと思います。

9点目の指定管理者の法人化についての進捗状況、これ何で今確認しなければいけないかという、結局、指定管理者の募集に関して疑義がありますよという議論のまま、指定管理者が決定しているわけです。指定管理者を募集する段階でいろんな条件が変更されていて、それに対して町としては影響がないと、1社しか応募しなかったのだから。でも、一般論としてはそうではないだろうという議論のまま、結局、現在の指定管理者が選定されている。そういった状況なのですね。法人化されるということは、別会社になりますから、今は任意団体の状態で、法人化されるということになると、再募集はしないかもしれないですけども、そういったいろんなことをまた話し合わなければいけない、議論しなければいけない。しかも、そういうあやふやな募集の仕方の中で決まった会社が法人化されていくということになっているわけで、それが早く立ち上がっていただかないと、そういったお話しにくい。できないですね。ぎりぎりになってもうスタートしますよという時点では、募集の段階からちょっとおかしいですよという話をするわけにはいなくなってしまうのです。法人化の話についてもというか、指定管理者の決定から既に1年ですから、時期がはっきりしないというのはいいですけども、どのような状況かというのが先ほどの答弁では全くわかりませんから、もし知り得ている部分があれば、それはお答えいただきたい。

経営方針についても同じように、指定管理者募集のときに問題になった指定管理料を公表

している件、それからいろんな議論の中でお話に出てくる使用料をもらうのだ、もらわないのだというお話、そういったこともあるわけですよ。指定管理者の状態というか、どういう指定管理者なのかということがきちんと決まらないと、そういったところの話に移っていけないですよ。何となくやむやにするような、そういう話ではないですよ。

ですから、どこまで進んでいるのかという状況、そして、なるべくそういったいろいろ相談しなければいけないことがあるということ、もっと急いでいただいているのではないかなど。ただ、相手の都合もありますから、それにしても、もうあまり時間が残されていないですから、そういったことを急いで進めていただきたい。経営方針ということの中に、温泉、宿泊、食の提供だけでなく、アドベンチャー旅行もというふうに答弁されておりますから、その中に食がメインでやっぱり入っているわけで、先ほどの調理水の話、そこにかかってくるので、まだまだ考えることがありますから、加速していただきたい。

それと最後、いまだ完成予想図が示されない理由は何かというのは、去年の広報に掲載されたパース、それから、せんだって議会だよりに掲載されたパース、同じものなのですが、町民の新しい憩の家に関するイメージは、その状態です。それで固まっている。パースはパースだからというのはいいのですけれども、もうどんどん形が出来上がってきているこの時点で、なぜ完成に近いそういった絵面が示されないのかなということ、何か理由があるのかなということをお聞きしています。結局そのパースがもととなって、外壁の材料の形状が、耳つきだとか耳つきでないとか、皮つきだとか皮つきでないとか、そんなふうに必要な議論も結局はしていたりするのです。要するに、私たちが得ている情報というのは、あのパースと、あと現地に行ってみて足場の間からかいま見える状況でしかないのです。町民に至っては、あのパースでしかない。一日も早く、こういったものになるのかということをお示ししていただきたい。

#### ◎会議時間の延長

○議長（菊地誠道君） 会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長をいたします。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

（「休憩」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時48分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 質問がたくさんありましたので、答弁漏れしていたらご指摘を

お願いいたします。

工事費の増加は無制限かの部分の質問だったのですけれども、これについては通常見えなかった部分、設計変更について以外の燃料とかが上がった部分についてということでしたけれども、ここの部分については、燃料費と鋼材については単品スライド条項という条項がございまして、そして特別な要因により主要な工事材料、今言った燃料とか鋼材とかが著しい変動をした場合の措置ということで、ただ金額が、今残っている受注金額の1%よりも大きく変動した場合に対象になり、それについては受注者からの申し出によって設計変更の対象となるものですから、現在のところ受注者からそういう申し出がございませんので、設計変更の対象になっていないということでございます。

続きまして、支給材の価格、ルーバー材の価格についてですけれども、実際設計する段階でナラ材を使用するというので、市場の価格を調査させていただいております。しかし、市場ではナラの無垢材の流通が少なく、今回、幅30センチ、厚さ3センチ、長さ2.4メートルの片耳付製材で、数量的には334枚使用することになっておりまして、そのぐらいの数となると、製品をそろえることができないので、見積もりできませんよということを見積もりを依頼した会社から回答いただいております。まだその時点で町有林を使えるということが決まっていなかったもので、市場でのナラ材に代わるものとして、タモ材の見積もりをしております。類似品としてタモ材の見積もりをしたときに、1枚当たり2万8,600円という見積価格をいただいております。今回の町有林のナラを使って製材したときの価格が1枚当たり7,840円ですので、3.3倍ぐらいの開きがあったということで、今回は町有林のナラ材を使用させていただいたということでございます。

ナラ材の木の倒れ方についてだったのですけれども、実際ナラ材の印づけなのですけれども、どのナラを伐採するかという指示については、件については行っておりません。設計するルーバー材の幅、長さ、厚さから数量を明示して、それに必要な原木の伐採を指示したという形で、原木には曲がりやひび割れ、節などの状態から1本の原木から複数枚のルーバー材を取れるものと取れないものが混在しておりますので、倒してから状況を判断するということとなり、事前にどの木、どの木というような指示が、指定ができなかった状況であったことをご理解願いたいと思います。

また、間伐した材料が既存の針葉樹の上に倒れていたりするというのでございますけれども、これにつきましても天然林であったために、機械で作業するものですから、機械幅を確保できないような箇所があった場合は、既存の樹木に与える影響を最小限で作業するように指示しておりました。ただ、その中でもやっぱり機械幅とか、あと倒す木の枝張りや樹木の間隔によって、倒す方向は天然木ですので一定の方向に倒せないものですから、枝張りとかによって倒す方向を決めることにより、一部踏み潰されたような箇所が出てきたところがあったので、その部分については仕方なかったのかなと思っているところもございましてけれども、ご理解願いたいと思います。

また、余った幹とか材が散乱しているのではないのかということですが、私どもも伐採後ではないと余った分の幹等については、その量とかを把握できませんでしたので、伐

採後に現地確認しております。発注時点では、その処分については見込んでおりませんでした。が、現地確認した結果として、利用できそうな材も多々ありましたので、その部分については無駄なことにならないように、新たな処分の方法を検討させていただいております。

あとは工事に関しては、飲料水の関係ですけれども、調理水に使うのかということですから、ちょっと工事のほうと離れていましたので。

工事に関しては以上です。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 町有林の管理の関係でございますけれども、まず間伐で択伐ではないのかというようなご指摘だったのでございますけれども、今回の伐採の部分については、許可の部分ですけれども、森林経営計画の中に登録している森林でございますので、伐採届というのは手続的には出していなくて、森林経営計画の変更で今回の施業を組み込んでおります。

その中で、伐採種というところですが、天然林の間伐というふうにしております。その理由ですが、ここの林齢というのが82年ということで、ここのエリアでの伐期というのは基本90年、ゾーンの通常天然林の80年にプラス10年している、ここは90年となっているというようなことがあります。町のほうで森林整備計画を立てて森林整備計画を遵守するというような立場でありますので、そういったところで利用間伐というようなことで、先ほど説明させていただきました天然林の間伐というような形で整理させていただいております。

先ほど集材した材を置き去りにしているというようなご指摘がございましたけれども、伐採した後の余った幹なども含めた中で、売り払いできそうな量だったものですから、その辺まとめて集材して売り払いしようかなというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 排水路、それから池の地権者との関係ですけれども、いろいろご心配をいただいております恐縮でありますけれども、経過等々含めまして今現在協議中でありまして、この場で今責任を持った回答ができる部分ではございませんので、ご理解をいただきたいなというふうに思っているところであります。

それから、指定管理者の選定で疑義がというお話がありましたけれども、指定管理料、金額を当初明らかにしながらというところ、手続的にはそれはまずいということに気づきまして、指定管理料は金額を削除させてもらったというようなところ、そのことをおっしゃっているかというふうに思いますけれども、その後、指定管理者との協議がどうなっているかというところでもありますけれども、今、経営のシミュレーション等を重ねながら、指定管理料等々の話を詰めている最中でございます。こちらについても今この場でお答えできる材料がないというところでご理解いただきたいのですけれども、これは議員ご指摘のとおり、早くしなければいけないというふうに思っております。

それから、最後の完成図、パースのお話なのですが、建築物をつくるときに、当初、完成予想図をつくる。いかに町民の関心が高い建物であっても、途中でそのパースをつくり直すというのは今までしていなかったというところで、私は当初お示ししたパース、それに近づ

ける作業を、今、現場でされているというふうに理解しておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、関連のあるものを幾つかまとめて。

まず、ナラ材の価値というのが、結局は市場に出回っていないので、よくわからないと。類似品ということでタモ材をとということになって、それで1枚2万8,600円というふうになっているということから考えても、提供した支給品のルーバーの価値というものは、とても高いですね。樹齢80年以上のナラ材が、ナラの木が、標茶広しといえども、まとめて切れる場所は恐らくそこ1か所しかなかったわけですから、その希少性とかそういったものを考えたときに、いろいろ理由、お答えしていただきましたけれども、素人から見ると、ああいうずさんに見える、そういった処理で果たしていいのかどうかという。これから使えるものは集めて処理をするということですが、それ指摘されなかった場合、本当にそういうふうなことを考えていたのかどうかというぐらい、状況としては、林業関係者の方に言わせると、不適切な状況で間伐がされている。そもそも間伐にする必要がなくて、ある程度のまとまった本数を皆伐なり択伐なりするというようなことでよかったのではないかなと思うのですが、結局間伐にしたことで、その林内のほかの木も結局無駄になってしまっている。切っているのではないのですね。支障になるものを重機でへし折ったり、踏みつけたりしているのですね。

だから、今、担当課長がおっしゃられたような、そういうきれいな話ではないですね。これは現地を見ていただければ、皆さんもわかっていただけると思うのです。残っていた木についても、もう普通に玉切りして使える状態のものだけでも、多分数が足りたから現地に残されたという状況で。私は12月28日に最後見てきていますけれども、結局どなたも、切って伝票をいただいた後、見ていないのではないですか。結局、検定はしていないということですね。何本切ったのかとか、何本無駄になったのかとか、そういったことをしていないということではないですか、皆さんのお話を総合すると。

先日、厚岸のウイスキーを入れるたるの材料として、道有林からミズナラの木が伐採されています。町では立ち会わないですけれども、所有者である道では立ち会います。もちろん樹齢は違いますけれども、でも希少性という点で、今回のナラも相当希少で貴重なものであるという、そういう認識が少し足りないのかな。

建物の最大の特徴として、周囲の自然と一体化する町の木であるナラを使うというのが、設計の中でも重要なコンセプトだったと思うわけです。その使い方に関しても、パースで示されたように、ああいうもののままになっている。私たちのイメージがそのままになっているということに関しても、あまり罪悪感がないというか。材料自体はもう2メートル50に切っているわけですから。2メートル50の木を張りつけた壁になるのですよ。どんな感じかと想像つくではないですか。でも、町民に与えられている情報というのは、全く似ても似つかないのです。そこはきちんとやっぱりギャップを埋めておく必要が私はあると思うのです。ではないと、なぜ著名な建築家に設計を依頼したのかということとか、そういうところにも

少しもやもやしたものやっぱり残ってしまいますね。あのパスだと、好きか嫌いかわけにして、何か奇抜だとか、違うのだと思いますけれども、実際には去年の12月の段階で確認したところ、全然そんなものではないということはわかっていますから、そういったものをきちんと知らせるといのが、やっぱり必要ではないかと、それは思います。

それと、調理水に関して同じかどうかについてお答えをいただけていませんけれども、食をやっぱり売り物の一つとしていくに当たって、調理水、そのまま塩素たっぷり入ったものを使うことは、まずくないですか。それについても、指定管理者のほうで結局そういった調理人も含めてメニューも含めて決めていくわけですから、困りますよね。指定管理者のほうで困る。それを置き去りにしてはいけないと思うのです。

一番問題なのは、やっぱり温泉排水について、いまだにめどが立っていないという、その状況です。これは環境省に対しても非常に失礼な話だと思うのですね。私言いましたよね。補助事業やるに当たって、用地の確定をしていない、そういう状況でスタートすることがいいのかどうかということを知っていました。ただ、それは後づけでもなればいいのか、なるのだと、努力するのだということだったけれども、いまだにそれが解決していない。このままもし、もしもの話で恐縮ですけども、地権者との話し合いが不調に終わって、別ルートあるいは別の方法で排水をするとなった場合、環境省の補助対象にならないですよ。ということは、例えば浄化槽をつける場合だと、3,000万円、4,000万円、工事費はさらに増えるということです。対象になりますか、補助の追加で、最初に上がっていないものが。ならないですよ。しかも、場合によっては、例えば利害関係の生じる漁協さんとかとの協議も必要になるのですよ。時間がないではないですか。そのところ、ただ、いや、今行っている協議をとにかくという、その根拠がないではないですか。今までやって駄目なものですから、次善策を考えるべきではありませんか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 5時07分

再開 午後 5時11分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、最初にいただいた町有林ナラ材の希少性を考えたときに、ずさんな伐採だったのでないかというご指摘でありますけれども、私どもの捉え方としては、先ほど担当のほうからあったとおり、与えられた条件の中で手続を踏んでやっているというところではありますが、いろいろな方の目線から見たときに、ご指摘を受けるような部分があるようですから、これについては改めて検証してみたいというふうに考えているところであります。

それから、外観のルーバーがナラ材の伐採に関連して変わってしまうのではないかと。新

たなパースを示すべきではないのかということでありましたけれども、これについては以前議論させてもらったことなのかなというふうに理解いたしますけれども、パースでは1枚の長い木が縦に外壁に固定されているような図でありますけれども、実際はそういった長い材については、ほとんど入手できないというところで、そばに寄って見ると、2.5メートル長のものがつなぎ合わせて縦につながっていると。ただ、建物のイメージパースとしては、やはり現在のパースと近いものを、今、施工しているというふうに押さえておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、水の関係なのですけれども、今現在使っている井戸水が時折数値が変動して基準を超えるというところに対処するために、浄水器をつけるということでもありますけれども、その超える数値が今のところはそう大きくはないというところで言うと、議員ご指摘のような何倍もの塩素になるとか、そういう状況ではないのかなというふうにも思います。ただ、調理水のことでありますので、調理の部分等々に影響がないかどうかについては確認をしていきたいというふうに思っておりますけれども、現状そう大きな影響があるという認識ではおりませんでした。

それから、排水路の関係につきましては、次善の策をということでご心配いただいております。これについては繰り返しになりますけれども、そういったことも含めて、今、相手があって協議をしているところでありますので、この場での明言については控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、排水経路が変わっても、浄化槽を新たに新設するということについては考えておりません。今、新たに設置する浄化槽のその先をどこにつなげるかという話でございますので、浄化槽新設で新たに工事費が増額になるということについては、今のところ想定しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 大体はわかりました。

ただ、指定管理者のほうの準備も進んでいない。でも、指定管理者と打ち合わせしなければいけないこともたくさんある。調理水に関しても、では、なぜ憩の家営業時に調理水を標茶から運んでいたのかとか、そういったことをきちんと検証しなければいけないし、指定管理者にもそういったことを伝えて、打ち合わせをしていかなければいけない。

それから、浄化槽については、もう設置が済んでいるわけですから、新たにでは設置しないということであるとしても、ルートは変わるわけですね。放水のルートは変わっていくかもしれない。何が一番時間がかかるかという、もし湖側のほうにそういったものが流れるのであれば、漁協さんとの協議というものは絶対欠かせないわけです。それにも時間がかかるわけですから、だから一日も早く排水のことを確定させなければいけないということで、この計画が発表された当初から指摘させていただいています。それがいまだに進んでいないから、こういう指摘をさせていただいているし、そのことというのは、最終的にこの工事が期限内に完了するかしないかということにもなりかねないわけですよ。もうちょっとそこら辺の改修終了までのスケジュールと、それから指定管理になっていただく方々の準備期間と

あわせて考えて、本当に相手方にも、もちろんこれまで以上に誠意を見せていただいて、きちんとお話をしていただかないと、今までどおり同じ話を繰り返していても、きっと変わらないのではないかなと思うのですね、2年間変わっていないわけですから。

だから、そこら辺の町の姿勢というのを、もう一度よく考えさせていただいて、憩の家の改修、それから開設の準備を進めていただきたい。その中で指定管理者の法人化とか、そういったことが完了した段階で、またその指定管理に関するさまざまな問題点、それは話し合っていかなければ、議論していかなければならないと思っていますので、まずは最低限の工事が終わるか終わらないかというところのクリアを急いでいただきたいと思います。

私の質問は以上です。この件に関しては以上です。

#### ◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 5時18分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地   誠 道

署名議員   8 番            深 見            迪

署名議員   9 番            本 多   耕 平

署名議員 10 番            黒 沼   俊 幸

## 令和4年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和4年 3月 7日（月曜日） 午後 1時30分開議

第 1 一般質問

第 2 決議案第1号 ロシアのウクライナ侵略を断固糾弾し、ロシアの軍事作戦の中止を  
求める決議

第 3 議案第 3号 公の施設に係る指定管理者の指定について

第 4 議案第 4号 工事請負契約の変更について

議案第 5号 工事請負契約の変更について

第 5 議案第 6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

第 6 議案第 7号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

第 7 議案第 8号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

第 8 議案第 9号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の全部を改正する条例の制定に  
ついて

### ○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君

2番 類 瀬 光 信 君

3番 長 尾 式 宮 君

4番 松 下 哲 也 君

5番 熊 谷 善 行 君

6番 鈴 木 裕 美 君

8番 深 見 迪 君

9番 本 多 耕 平 君

10番 黒 沼 俊 幸 君

11番 鴻 池 智 子 君

12番 後 藤 勲 君

13番 菊 地 誠 道 君

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 吉 彦 君

副 町 長 牛 崎 康 人 君

総 務 課 長 齊 藤 正 行 君

企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	齊藤昇一君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	穂刈武人君
農委事務局長	川村勉君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午後 1時30分開議)

◎一般質問

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

類瀬君。

- 2番（類瀬光信君）（発言席） 4日に引き続きまして、私が事前に通告した質問をさせていただきます。

3点目になるのですが、まちづくりポストを正しく運用しているか。

コロナ禍によって、対面での町民の意見や提案を受ける機会が激減していることは、町民との協働によってまちづくりを進める上で大きな痛手だ。そんな中、令和3年7月29日付訓令第74号は、町民の町政に対する意見及び提案をまちづくりに生かすことを目的に発せられたものと理解している。

町民の声を聞くとしながら、町民の意見を選別あるいは無視するようなことがあってはならないと考えるがどうか。訓令第74号に定める「意見として取り扱うことが不適切」な意見とは、具体的にどのようなものを指すのか。また、「不適切」の乱用を防ぐため、決定の経過を透明化する体制を構築しているか。

以前、私は、身分を公表して意見を述べる「まちづくりポスト」投稿者に対して、いかなる場合も行政として正しく丁寧な対応をするべきだとしていましたが、実際の対応には疑問符がつきます。そのような実態を把握していますか。

- 議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

- 町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員のまちづくりポストを正しく運用しているかのご質問にお答えします。

お尋ねの町民の声を聞くとしながら、町民の意見を選別あるいは無視するようなことがあってはならないと考えるがどうかについてでございますが、議員ご指摘のとおり、そのとおりであると考えております。

次に、意見として取り扱うことが不適切な意見とは、具体的にどのようなものを指すかのお尋ねですが、議員ご承知のように、「標茶町まちづくりポスト実施要綱（以降、実施要綱）」は、令和3年7月29日付訓令第74号で、新たに規定されたものでございます。従前は、まちづくりポストの運用については、明文化されたものがございませんでしたので、取り扱いについて示させていただいたところでございます。

実施要綱第3条に取り扱う意見等の規定があり、第3項に「意見等の内容が次のいずれか

に該当するときは取り扱わないものとする」と規定し、同項の第7号にその他意見として取り扱うことが不適切と判断したものの規定がございます。第1号から第6号まで具体的なものについて明記しており、第7号のその他不適切と判断したものは、ケース・バイ・ケースによると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、「不適切」の乱用を防ぐため、決定の経過を透明化する体制を構築しているかについてですが、実施要綱第5条に意見等の処理、第6条に回答の規定があり、意見等の処理から回答までの処理について規定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、「以前、身分を公表して意見を述べる投稿者に対して、いかなる場合も行政として正しく丁寧な対応をしているとしたが、実際の対応には疑問符がつく。実態を把握しているか。」についてでございますが、具体的にどのような内容のものかは把握しておりませんが、第6条の規定に基づく処理を基本としていると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私は、令和2年第1回定例会の予特の総括質疑の中で、まちづくりポストに関して、次のような質問をしています。「一番大事なのは、意見の選別をしているのではないか、そういう誤解を招かないような対応が必要だと思うが」という、そういう質問をしています。それに対して、担当課長からは「町は隠し事をしないで、公平にきちんと内容を町民にお知らせしていくのが、広報のあり方だと考えている。今後、内容によっては広報には掲載せず、本人に文書での回答で済まされる形がとれないか、検討しなければならない」と、このように答弁をいただいています。昨年7月29日に発せられた訓令第74号というのは、このときの答弁に基づいて、まちづくりポストの実施要綱というものを制定されたのだと、そんなふうに私は理解しています。

町の対応に関して疑問符がつくということ、私、質問の中で申し上げましたが、何のことを指しているのかわからないという、そういうご答弁であったと思います。令和3年8月9日付で、まちづくりポストに投稿された方に対して、その後一切連絡をとっていないというケースがございます。質問の内容は、広報しべちやに掲載された「町民の意見を聴く会」等に関する疑問点でありまして、町長のご答弁にあった、その不適切な内容というものに到底当たらない、そういったものであるというふうに、私個人的には思う内容であります。

しかし、それに対して、半年にわたり回答いただけていないということをお伺いしました。さらに、そのことで役場のほうにお伺いしたら、答えなくてもいいことになっているということ、担当係のほうから言い渡されたということでもあります。

訓令第74号というのは、町長が職員に対して、このように事務をやりなさいという命令、簡単に言うと命令であると私は思っています。それを担当の係の段階で答えなくてもいいというふうに言われているということは、これは町長自身が答えなくてもいいというふうに判断されて、そういう指示を出したというふうに思うわけです。まず、それが私の思うとおりかどうかということ。そして、私になぜそんなふうに、まさか町長が訓令を出しながら、そ

ういった指示を出すわけがないと思うのですが、ちょっとやはり疑念を抱かなければいけない、そういう日ごろの町長の言動というのが、今回私が質問をするきっかけになっています。

というのは、内部的に町民の意見を聴く会のことに関して、内部会議で町民の意見を私は聞く気はないということ、管理職を前におっしゃっている。そして、そのときに内容について、町民に知らせるためのチラシが出ていましたけれども、これに関しても非常に悪意を感じると、そういった発言を内部的にされている。こういったことがあって、私は今回のこの対応、町長が答えなくてもいいというふうに指示をしたものと、そういうふうに判断するわけですが、これはどうでしょう、間違っているのでしょうか。事実誤認もあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

令和3年8月9日付の投函されたものの扱いについてですけれども、ちょっと担当のほうからお聞きになっている話などという部分で、若干違いが出てくるのかもしれないのですけれども、私どもとして、まちづくりポストの要綱の中で、議員からもあったとおり、意見及び提案を受け付けるというふうに仕組みを考えていたところであります。これまで、議員が令和2年の総括で、ほかにも平成30年にも、まちづくりポストの取り扱いについてという質疑応答がこの場でされているところなのですけれども、意見または提案に対して、原則広報しべちに掲載する、また広報しべちに掲載しないで、直接やりとりしながら返事を差し上げる、そんなような規定ぶりになっているわけでございます。くだんの投稿につきましては、広報には掲載しないことにしましょうという話は、担当のほうとも話をしているところであります。かなり膨大なボリュームになるというようなところで、そこが1つネックになったというところで、そういう判断をさせてもらったところであります。

ただ、ご指摘をいただいて、これは議員からではなくて、ご本人からご指摘をいただいて、返事もよこさないのはなぜかというところで、それに関しては要綱の中で広報に掲載しなくても直接文書等で返事をする旨のことがありますので、それについては考えさせてくださいという返事をするようにと伝えていたところであります。

ただ、冒頭言ったように、意見または提案に対するというところで、質問に対してのやりとりになってくると、何度も何度も繰り返しということが、よくよく起きるところでありまして、それに関して言うと、ちょっと取り扱いは今後どうしていけばいいのか、実はまだ答えを持っていないところであります。

まちづくりポスト、随分前にできているのですけれども、内容等を要綱等でしっかり定めたのが昨年であります。議員からご質問があったように、不適當とはどういうものなのか、それをどういうふうに判断していくのか、あるいはそれをどういうふうに説明できるようにしていくのかということだと思っておりますけれども、そういった詳細の部分あるいはケース・バイ・ケースで判断していかなければいけない部分につきましては、大変町民の方には申しわけないのですけれども、まだまだ私どものほうもシステムのほうも考え方的にも未成熟なところがあって、これについては気づき次第よりよい方向に直していく、そういうことを心がけていくべきだというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いろいろ対応に苦慮しているのだということをおっしゃられているわけですが、ただ半年という時間はとても長いです。さらに申し上げれば、11月5日付でそのことに関する別の質問状というのを町のほうにも提出しています。それもあわせて、今日現在、何の音沙汰もないと。これは町の姿勢として、そしてまちづくりポストの中で町民の意見なり提案なり、いろんなことを聞くという、そういう仕組みとして、どうですか、適切ですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） まちづくりポストに関しましては、先ほども申し上げたように、要綱で規定をして、それに基づいた運用をしていかなければいけないというふうに考えております。それから、11月5日付のお手紙というところが、ちょっと今何も資料が手元にないものですから、どれのことを指しているのかわからないのですけれども、もしも私個人にいただいたお手紙のことだとすると、それについては課題として認識をして、今後の私どもの取り組みに反映させるべきというふうに考えているところであります、お返事は差し上げておりません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 副町長宛てに、ではこのことに関して、取り扱いに関して質問があるけれども、それについて副町長はお答えになっていないということで、それはなぜですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど、議場でまちづくりポストの取り扱いについて、過去にもやりとりがあったという話をさせてもらいました。平成30年の9月定例会であります。その場で、当時は、まず第一に議会議論がされているものについては、議員の皆さんにお答えした範疇で、まずそれを第一とすべきであるというふうに考えていると当時の理事者はお答えになっております。私もそれを踏襲いたしまして、議会議論されているものについて、それを大きく上回るようなお答えはできないのではないか、そういう考えのもとで、お答えについては差し控えさせていただいているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今までも町長は一貫して、議会で説明しているから、そういったことに関しては改めて町の方に説明する、しないということを言われてきていますから、確かにそこを踏襲されているというふうに思うのですが、ではそういう理由で回答を差し控えるとか、例えばこういったところが不適切であったので、回答なり掲載を見送るとか、そういった対応を普通するのではないですか。どうですか。

ちなみに、令和2年の定例会、予特の総括質疑で私質問させていただいた件というのは、後日非常に素早く、その理由なり、回答が遅れた理由、掲載を見送る理由、そういったことをいち早くまちづくりポストへ投稿された方に回答しています。正しいと思うのです。今の状況がどういった状況であるかということ、少なくともそれは伝えなければいけないので

はないですか。無視するという形は、これは町と町民という関係以外でも、失礼以外の何物でもないと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町民の方からそういったものをいただいて、それに何らお答えをしないというのは、ご指摘のとおり失礼に当たる部分もあろうかというふうに思います。ただ、相手との関係性等々で、なかなかそういうことができなかつたということもありますので、ご承知おきいただきたいと思いますし、手紙については、公開質問状という題名がついて何通もいただいているところであります。それらについて、私としてどういった対応が正しいのか、本当にそれについては大変苦悩しながら現在に至っております。

今日のご指摘を受けて、改めてどういった対応が適切か、あるいは先方ともどういった接触をとっていくのがいいのか、考えさせていただきたいと思いますが、まず私どもが行政として心がけていかなければならないのは、広く町民の声を聞き、そしてきちんと対応していく、それには間違いないというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 答えていないことの理由として、質問されている方との関係性ということを持ち出されていますが、それは関係なくないですか。私は関係ないと思うのですよ。それがまず1点。

それと、一番最初に私申し上げましたけれども、そもそも町長は町の人意見を聞くつもりがないということを言っているわけで、今回担当の係の方が、答えなくてもいいというふうに言われていると。その指示自体は、それは町長が指示したのではないですか。担当課では当然のごとく、答えを考える、あるいは答えようとする、訓令とはそういうものではないのでしょうか。それをとめられるのは町長だけではないのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 関係性は関係ないのではないかとということでもありますけれども、一般論で言うと、恐らくそういったことが当てはまるのだろうなというふうに思いますけれども、私の場合については、その方との関係性において非常に悩ましいものがあったというところで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えいたしたいと思うのですが、類瀬議員、かなり私の一部の発言を誤解して、過大に話をしているのかなという気がします。

なぜその町民の意見を聞かなくていいという部分の、事の発端というのは、茅沼のことかなと思っています。茅沼について、私は茅沼の方向性について、町民の皆さんに2,000を超える署名をいただきながら、さらに基本計画をこういう形でやりたい、おおよその金額、これは幾らですよというのを議会にかけて、全会一致でご承認をいただいたので、改めてその時点で町民の意見を改めて聞くことについては今は要らないのではないですかということ、

ずっと、お話をしたことを全てのことに関して、今、類瀬議員は、私が町民の意見を聞かないのだというようなことにすり替えて発言しているように聞こえます。それについては、撤回してください。私は、職員にもそういうことは言っていませんし、町民から例えば意見を聴く会についても3回、コロナの中で実際にやっていますし、それは全然違う話ですから。そういうふうにならぬところで類瀬議員が誇大に、何か全てを、私が町民の意見を聞かなくて、職員にも言っている、町政もそうやってやっている、そういう誤解を招くような発言をしていますので、それについては撤回してください。

○議長（菊地誠道君） 類瀬議員。

○2番（類瀬光信君） 町長、もう少し冷静になって聞いていただければ、私がそういう言い方をしていないというのは、後で議事録を読んでいただければわかります。私が町長が内部的に、内部会議でそういうことをおっしゃったというのは、それは町長ご自身が会議録を見ていただければわかります。戦略会議なのか、課長職会議なのか、その記録を見ていただければ、私が申し上げたとおりの言葉でおっしゃっている。私はそのことを言っているのであって、ふだんから町長がそんなことを言うわけがないと思っていますし、言うべきでもないと思っています。それは、ご自分の目でご自分の言ったことを確認してください。人の言葉には、言霊が宿るのですよ。責任を持つ必要があります。しかも、そのときには、町民の当然の権利である請願についても言及されている。請願に関するチラシ、ビラの類いのものに関して、悪意のあるものを流布された。それは私が別に誇張しているわけでも何でもないです。まずは、ご自分で思い当たる節がないのであれば、会議の記録を調べてください。

私は、だから今ここで申し上げたことに関しては、別に撤回する必要がないと思っていますし、そういう根拠に基づいて、その部分だけお話ししています。全体としては、コロナ禍のもとで町民と対面する機会が減っていて、直接的にいろんなお話を聞くことができないことは痛手ですよというふうに言っていますから。町長こそ、私の話をねじ曲げないでいただきたい。

それと、いかなる理由があつたとしても、どんな関係性が町とその個人の方との間にあるとしても、全く何の音沙汰もなく訪ねて行ったら、答えなくていいと言われていたという。だからそれを誰が言ったのですかというのに、まずまだ答えていないし、そういう対応は、やはりこれは訓令まで定めて、町民の意見を聞こうとしているはずなのに、ふさわしくない、私はそう思います、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいまの件につきましては、先ほどお答えさせていただきましたつもりなのですが、まず広報紙に掲載するかという1点に関して、これについては、広報についての公表は見合わせましょうという話をしました。それはしましたという、私が担当のほうに申し上げたという、伝えたという、指示をしたということでありますので、ご理解いただきたいと思いますし、関係性については、事細かにここで話すというのも、なかなか不都合が生じるかと思っておりますので、これ以上のことは申し上げられないのですが、

何度も申しますけれども、大変煩悶苦悩しながらここに立っておりますので、今後についてはどういった対応が適切か、しっかり考えながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時05分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） さまざまな町民の意見を受けて、そしてようやくその運用のルールというものが昨年発せられたわけですから、そういったルールに基づいて、議会に説明したからとか、それから不適切だからとか、いろんなこと、それはあるかもしれませんが、仮にそうであったとしても、そのことが当事者に速やかに伝わるような、そういう仕組みをつくっていかなければならないのではないかと思います。

そういう意味では、取り扱いについて受付簿だけというのは、それはやはり不十分ではないかなと。そういった不適切な意見であるとか、いや、そうではなく参考にさせていただき、掲載しますということについても、きちんと記録に残って、後々投稿者が疑問を抱いたときに公開できるような、そういったルールもきちんと定めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたのですが、要綱を定めて、いわば器をつくった後にどういうふうに運用していくかというところで、まだまだ私どものほうでも未成熟なところがありまして、それについては、より高い完成度に近づけるように内容の見直し、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、一日も早く当事者と連絡をとっていただき、そして仕組みとしては、今、副町長おっしゃられたように、よりよい仕組みをこれからも研究し続けていただきたいと、そのように思います。

次の質問に移ります。

職員の採用、任用について透明性の確保を。

正職員か非正規職員かを問わず、職員の採用または任用については、地方公務員法及び町条例・規則に基づいて厳格に行われるものと理解している。こうした法律や条例・規則によらない採用や任用も行われることがあるのか。その場合、身分、給与等は何を根拠に決定するのか。常勤職員の増加を否定しないが、明確な理由が必要なのは言うまでもない。関係機

関の職を専任化あるいは兼務化する手続には、透明性の確保が肝要ではないか。

行政組織をコンパクト化してきた代償として、多くの会計年度任用職員の配置が常態化している。一方で、正職員採用時に「即戦力を採用したい」との理由からさまざまな条件を付している場合があるが、非正規職員に多くを頼っている町の雇用実態と、矛盾しているのではないですか。こうした募集時の要件を撤廃し、町が抱えている多くの非正規雇用者に正職員の採用への門戸を開いていくべきではないですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の職員の採用、任用について透明性の確保をお尋ねにお答えします。

1点目の法律や条例・規則によらない採用や任用の有無についてですが、本町においては職員の採用、任用に当たっては職種を問わず、当然ながら法律に基づき、公平・公正・透明性を確保しながら実施しているところであります。よって、法律等によらない採用や任用の場合の身分、給与等の決定の根拠は答弁いたしかねますことをご理解願いたいと思います。

2点目の関係機関の職の専任化や兼任化に係る手続については、関係部局との人事協議を経て決定しており、透明性は確保されていると認識しているところであります。

3点目の過去の募集条件の撤廃と非正規雇用者への門戸を開くべきではないかのお尋ねですが、これまで過去3年間において、正規職員として勤務した期間が2年以上あることを条件とした募集を行った実態はございません。

昨年の12月の一般事務職の募集では、新卒者以外は1年以上の事務経験があることを条件に付している状況です。1年以上の事務経験という条件の設定につきましては、他の事務所等で培ったノウハウやアイデアを即戦力で発揮してもらいたいことなどを期待しており、町村会試験の補完として実施しているところであります。

先ほど申し上げたとおり、採用後の即戦力の期待から、その方が持つスキルを推しはかるために、一定の経験年数を求めてきた経過がありますが、過度な募集条件を設定することで、優秀な人材が応募できず断念することは、人材確保の観点から本意ではありません。他の自治体の募集等も参考にしながら、応募条件の設定については研究させていただきたいと存じます。

議員ご指摘のとおり、職員の採用、任用についての透明性は肝要であり、また優秀な人材確保は役場組織全体の行政能力、行政執行能力が高まり、住民サービスの提供の向上につながるものと考えます。町民皆さんの期待に応えて、よりよい行政サービスができる体制の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、募集条件の設定について、研究を今後重ねていくという答弁をいただきました。やっぱりその事務経験というところには、ひっかかるわけです。実家で牛を飼っていた人はノーチャンス、やすらぎ園で会計年度任用職員としてチャンスをとか、勉強をしていた人もノーチャンス。やはりそういった状況というのは、町として幾ら即戦力、

それから1年間のそれ以上の事務経験の中で培ったスキルやアイデアを即戦力として使いたいのだということはわかりますけれども、事務というその概念自体が、非常に広範だと思うのです。そういう意味では、ぜひ事務経験であるとか、例えばパートの経験しかないようなとか、要するに正職員の経験がないこととか、もちろん今どきですから男女を区別したりということもないでしょうし、それから応募する人の数を考えれば、年齢の要件の緩和ということも当然考えていかなければいけないだろうと。もちろん職員の年齢階層を考えなければいけないですけれども、そういった意味で本当に広く、範囲を広げて優秀な人材、標茶を愛している方、そういった方を採用していく、そういう方が町に奉職できる、そういったチャンスというものをぜひ広げていただきたい。

それから、1点目に法律や条例・規則によらない採用や任用がないのかということをお伺いしましたが、手元に令和2年4月1日現在の機構図、それから令和3年4月1日付の機構図というものが今あります。それで見ると、令和2年から3年にかけて管理職が兼務であった部分に専任の職員を置くという、そういう人事が1件あります。

まず、その部分に関して、なぜ兼務ではなく専任化しなければいけなかったのかという、そういった部分がはっきりしているのかどうかということ。それから、その部分に関して配置機構図を見ていくと、増えた部分は非常勤特別職という職になっています。ただ、条例、それから規則、いろいろ見ていきますけれども、非常勤特別職に該当しない部署の長を発令している。要するに条例・規則にない部分で発令しているのではないかと思うのですが、これは私の認識の違いでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

前段の募集条件のお話につきましては、町長からも答弁させてもらったとおり、こちらのほうで必要な人材をどういうふうを集めるか、それもできれば効率的にできるだけ多くの優秀な人材を集めたい、そういう中でこれまで検討してきたところでありまして。答弁にもあったように、過度な条件をつけるというのは、それによって優秀な人材が受験できなくなるというのは、私どもにとっても本来旨とするべきところではないというところでありまして、条件については議員からのご提言も参考にしながら、今後研究していきたいというふうに考えております。

それから、専任と兼任の話でありますけれども、これにつきましては、一般論で申し上げますと、例えば何々課長は専任の職員でなければいけない、何々課長は兼任だとかと、そういうふうな規定ぶりはどこにもないという理解であります。それではなぜそういったことが起きるのかというと、その時々的人事組織編成上、事情により例えば兼務をして1人で2つの課や係を持ってもらう、あるいはそうしたほうがより組織のためにいいだろうと、さまざまなことを考えながらそういったことでやっているところでありまして、どこにも書いていないのではないかとはいえ、そのとおりどこにも書いておりません。いわゆる人事の中で執り行っていることであるので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから、お手元に機構図があるというところで、非常勤特別職の発令があったがという

ところなのですが、これにつきましては、冒頭町長の答弁では法令に基づいてやらせてもらっているというふうにお答えいたしましたけれども、法令に基づいてやっている中で、この件に関しては、誤りというか、後に是正すべき、是正したほうがいいだろうという判断に立ちまして、発令を取り消して違う形で発令をさせてもらっております。これについては地公法等々の規定に従って、現状正しい形で運用させてもらっているというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） つまり、令和3年4月1日の時点では、法律、それから町の条例・規則によらない発令をしたということで、それは間違いないということ、それが今のご答弁だと思うのですが、だとすると不思議なのは、条例にも規則にもない発令を、発令をするということは給料表なり当てはめていくわけですが、これ給料表、何を当てはめたのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

令和3年4月1日時点のご指摘の職に関しましては、地公法の趣旨に反するおそれが高いという、そういう判断のもとで撤回をして是正しております。ですので、町条例云々ではなく、地公法のことを念頭に行ったところであります。それから、令和3年4月1日時点では特別職非常勤の報酬に関する条例に基づいて規定をしておりましたけれども、それを撤回、是正した上で、今現在は行政職給料表を適用しているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ちょっとこちらで、私のほうで伺っていることに対する答えになっていないような気がするのですね。地公法を意識して、それだけを頼りに標茶町の職員、発令しませんよね。町の条例あるいは規則にその根拠というものがきちんとなければ、給料も、それから待遇も決められないではないですか。ないものをどうやって発令したのですかということ伺っています。給料についても、どういったどの種類の給料表、給料の額については伺いませんから、どの給料表を当てはめたのだということきちんと言わねえと皆さんにわかるように、もちろん私にわかるように答えてください。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時32分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

条例上の任用根拠というお尋ねだったというふうに思うのですが、令和3年4月1

日の発令につきましては、改正後の地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職員だという判断で発令をしたところなのですが、先ほど言ったように、地公法の趣旨に反するところがあってというところ取り消しをして、今、是正をしているというところであります。議員が町の条例はどうかという話なのですが、もちろんそれは町の条例に反さないというところで運用しているところであります。くだんの職員については、例えば特別職でなければいけないとか、一般職でなければいけないとか、そういった規定については、条例上はうたわれておりません。そういったところについては、地公法を参照しながら、町の条例の中で定めている職に当てはめたというところであります。

それから、任用根拠に基づいて、ではその報酬はどうかというところは先ほど言ったように、当初は特別職非常勤でしたから、特別職非常勤の報酬に関する条例に基づいて設定をしておりました。是正後については、その職員について一般職であるべきだという、そういう考え方があったものですから、一般職に該当する職員を当てはめた。それについては、条例上根拠のあるというところで、行政職給料表を適用しているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） この際、地方公務員法にその根拠があるのだということをちょっと置いておいて、町の条例の中に非常勤特別職とはどういう職かということが定められていますが、そこにはないですね。ないものをなぜ発令したのですか、どのような根拠で発令したのですか、どういう必要性だったのですかということを繰り返し聞いているのですよ。ここで地公法のことを特に持ち出してくる内容ではないことを私は聞いていますよね。

町の条例・規則の中で、非常勤特別職とはこういった職種だということを定められていますよね。その中に、この配置図、機構図に出ている職というのは、存在しないのですよ。私の調べ方がもし悪くてということであれば、それは大変申しわけないのですが、結構隅々調べましたけれども、ないのですよ。そのことに関して、例えば例外的に町長がそれを認めてくれるという、そういう規定もないのですよ。ないのに、なぜそれが発令、間違いであるということ、それも地公法の部分で間違いが、不適切なところがあるからというふうにお答えになっていて、町の条例のことには触れていないのですね。だから、町の条例上は、では正しいということになるのですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

議員ご指摘の特別職の枠組みというか、それを定めている条文は、本町の条例にはないと思います。あるのは報酬の条例ですとか、もしかしたら該当すると思われるのが、各種委員会が地方自治法第138条の4の規定が網羅されているか、どちらかだと思います。ただし、先ほど来副町長から答弁あったのは、地公法に基づいて任用しているというのは、条例に明記していなくても、我々は地公法、法律を堅持しなければなりませんし、条例で明記していなくても法律で明記していれば、それを根拠に任用することは当然であろうかなと思っています。それに基づいて今回は任用した、ただ、それが誤りであったため4月5日に是正をしたというのが、今回のケースだというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 正直、そういった形での条例・規則にないそういった発令というのは、いまだかつてというか、私御存じのとおりそういった分野の担当もしてございましたけれども、ないですよ。条例・規則によらず地方公務員法でそう定めがあるからというような、そういった発令というのはないと思うし、それがありだとしたら、何でもありということではなくて制限はつきますけれども、何でもできることになりかねない。しかも今回、だから誤発令になっていますよね。その理解が不十分だし、町の条例のところを飛ばしてしまっていることが間違いの原因になったのではないのですか。町の条例・規則にないけれども、地方公務員法まで広げていけばできるのではないかという、ただ、結果としてそのことが誤発令になっているわけです。そうではないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えをしたいと思います。

以前にこういうことはなかったのではないかというご質問ですけれども、過去にも同じ場所で何代か前の名誉館長的な任用は、これを根拠に任用しているというふうに考えております。しかも報酬も、この特別非常勤のその他の者、月額現在20万円だというふうに記憶していますけれども、それを適用して任用していたというふうに考えております。ですので、そういったケースもあって、今回も同様に任用できるのではないかというふうに考えて任用した。ただし、令和2年4月1日改正の会計年度の制度導入がクローズアップされていますけれども、中身は地方公務員法の改正でありまして、特別職非常勤の任用についても厳格化がされました。議員ご指摘の何でもというのは当然この中で排除されるべきだというふうに思っています。ただし、その読み込みが私どもの部分でも欠けていた部分はあって、議員ご指摘の誤発令、誤った発令になってしまったのは大変申しわけございません。ただし、それを是正すべく4月1日にさかのぼって是正をさせていただいたというのが今回のケースでございますので、誤った発令をしたのは事実でありますし、おわびしなければなりません、それを是正したということを行っていますので、そこもあわせてご理解いただければというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そのとおりだと思うのです。結局、現在の条例、それから規則、法律によらず、過去の例があったからということで発令したと、それが事実だと思うのですよ。今ご答弁いただいたとおり、最初から答弁すべきだと私は思います。そして、それ自体が誤りであったのだと。これ誤りではないのかという指摘を受けなかった場合、誤った任用が例えば1年間続いて、誤った報酬を1年間払い続けるという、そういった事態になっていたかもしれないわけです。

それと、もう一つ、先ほど専任か、それから兼任かというのは、その時々いろいろな担当部署の状況を見てということになるのでしょうかけれども、ではそのところがなぜそういった過去の例だけに頼って発令することに至ったかということ、検証しなければいけないですよ。そういう意味では、担当の部局の課長さんたちは、この発令について、いつ知り

ましたか、いつ起案されたのですか。そういう法律、それから条例・規則、そういったものを十分に精査する時間というのが与えられていたのですか。先ほどの副町長の答弁だと、そういった現場の状況を見て、当然人事権は町長にあるわけですから、全体調整の中で今回の場合だと専任化を図ったという、そういう意味だと思えるのですけれども、では担当の部局の方々はいつこの内容を知ったのですか。

(何事か言う声あり)

(「ちょっと追加いいですか」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ちなみに、起案自体は3月24日というふうに聞いています。それ以前にどのぐらいの時間を与えられて発令の準備をされたのですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

3月24日というのは、ちょっと手元に何も持っていないのであれなのですが、人事協議の関係だったというふうに記憶しております。通例、新年度の組織編成に関しては、1月、2月ぐらいから少しずつ話をしていきながら、最終的な詰めというのは、3月定例会が終わってから集中的にやるというような形で、そういったスケジュール感で進めてきております。

昨年も同様だったというふうに思うのですけれども、当初からの課題は、先ほど話題になっていた社会人採用の採用決定をした方が、ちょっと直前になってという言い方は語弊があるかもしれませんが、正確な日付まで申し上げられないのですが、採用通知を差し上げて辞退届が出てきて、配置できる人数に欠員が生じてしまったというところで大変窮屈なものになっていった。その中でどうやって職場のパフォーマンスを落とさないようにしながらやっていけるのかというようなことを考えた末に、24日のその協議に至ったというところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それで、何も今手元に資料がないということですが、要するにそういった予定の人事ができなくなって、それで今回の、結果として誤発令になってしまった部分にシフトしていくわけですが、後に結局法律にのっとっていない部分があるというふうにわかったわけですね。そこのところの確認などもする、いとまもなかったということなのか。

それと、あとは4月5日の時点で再度発令をされているということですが、それ自

体もそれまで兼務で行ってきた部分ですから、それ一旦兼務にするという、そういう選択肢はなかったのですかね。それをどうしても専任化しなければいけないほど、窮屈な事業展開になったのでしょうか。新規で採用する方以外の部分で言うと、6名プラス兼任、課長の兼任、それが6名プラス非常勤特別職、間違ってしまったけれども非常勤特別職の専任というふうになっていくわけなのですからけれども、それ、もう一度、兼任という間違いのない方法も選択として当然あったのではないかと思うのですが、それをしなかったのはなぜですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長、島田君。

○教育長（島田哲男君） 一般質問の答弁者に入っていないですけれども、お話を伺うと教育委員会の関係のようですので、私のほうから若干今の質問に対してお答えをさせていただくことになろうと思います。

実際に兼任から専任という発令になったというその経過といいますか、それに兼任でもよろしかったのではないかというご質問だというふうに伺っております。実際にその発令前は、兼任発令の部署でありました。実際に専任にしたというのは、全体的な教育委員会各機関の中でそれぞれ人事配置をする上では、どこを専任するか、兼任するかというのは人数に、配置によりますけれども、それによつての発令ですので、あくまでも人事上、あるいはその上でそれぞれの住民サービスの低下にならないような、影響のないような形で考えた人事配置でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしましても、今、町長部局、それから教育委員会部局、それぞれからご答弁をいただいたものを総合して時系列で例えば並べていったときに、なぜいろいろな選択をしたり、あるいは公募をしたり、そういう時間があるにもかかわらず、そういった実態、根拠に乏しい過去の事例に基づいた発令になってしまったのかと。しかも、それがもし町民の指摘を受けなければ、そのまま誤った取り扱い、身分の取り扱い、それから報酬の支払いといった、そういう非常に大きな影響を与えかねない、そういった事態であったと私は思うのです。だとすれば、間違いに気づいた時点で、一度リセットして、なぜそうなったかということ、きちんと確認をして検証をして、それから新たな手当てをしていく。そうすべきではなかったかなと、そういうふうに思うのです。間違っただけでも、訂正したからいいでしょうということではないように思います。もし指摘されなければ、そのままその方はずっと不利益をこうむった可能性がある、そうですね。報酬と一般職の給料表に基づく給料で、損得ではないかもしれませんが、損得は出ますよね。そういった状況だったと思うのですよ。ほかの役場の事務で、そういった例えば法律の読み違いかもしれないし、それから過去の事例にとらわれて現状の条例・規則をちょっと拡大したかもしれないというようなことであっても、間違いだとしたら、それに関しては訂正するし、場合によっては相手がいれば謝罪もするだろうし、どういった事後の対応が必要かということ、例えば懲戒審査委員会なんかでやるケースもありますよね。今回の誤発令、関連する一連のそういったことに関して、どのように検証したのかが今回の、それぞれご答弁いただきましたけれども、全く見えない。そういったことを今後きちんと、1年前のことですけれども、

検証して、そういった誤りのないような、そういう体制を築いていかなければならないのではありませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、住民の方からのご指摘の部分では、指摘のとおりでございます。それによって気づきがあったということはありません。それによって新たにきちっとした法令遵守といいますか、法令に一番近い形で、違反という部分では私どもは認識していなくて、手続上のミスだというふうに私は理解してございます。そういった部分で本人の、先ほど議員ご指摘の不利益に当たるのではないかとというご指摘がございました。本人にもきちっと説明をしながら、本人の理解のもとで、実際には現在の形になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員から根拠に乏しい任用をしたというようなお話もありましたけれども、そこに関しましては地公法と、それから条例を照らし合わせて、合致する形に是正をさせてもらったと、先ほどお答えさせてもらっておりまして、その考え方には間違いがないというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、間違いがありました、是正もさせていただきました、相手がいれば謝罪という部分については、今、教育長からあったのかと思うのですが、一連については、町長部局と教育委員会部局で、人事協議の末に形づくられたというところで、ともに今回どこが誤りだったのか、それについては既に共有をさせてもらっているつもりでおりますので、今後に向けて同じことが繰り返されないように、それについては約束をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれの事務についても、そういった見落とし、誤りというものがないということはもちろんありません。ないと思います。ただ、それを、きちんと経過を明らかにして、どこが問題だったのかということをはっきりと明らかにして、その後の行政運営に生かしていかなければ何の意味もないです。間違えました、でも違う形をとりました、でももっと選択肢はあったかもしれないということも含めて、きちんと検証していなければいけない。でも、今、一連のご答弁いただいた部分で言うと、そういったところまでは考えておられなかったというふうに感じます。

もちろん人事権は町長にあるわけですから、教育長にあるわけですから、そういったことで、ぜひ、例えばお手盛りと思われぬような、そういった人事がないように、きちんとこれからの参考になるような、そういう反省の仕方というか、検証の仕方というのをさせていただきたい。間違ったことをやっぱり間違いとして認める姿勢、それは必要だと思うのです。そして、なぜそれが起きたかということが、実際にはもっともここに出てこないようなことがあるのだと思うのです。それはただ人事権を持っている方のそういった権利の中で

人事調整を行っていることだということでしょうから、それはいいとして、この先もこういった誤りがないよう、そういうふうに努力していただきたいということで、私の質問は終了します。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

#### ◎決議案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。決議案第1号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

深見君。

○8番（深見 迪君）（登壇） 決議案第1号について、ご提案申し上げます。

ロシアのウクライナ侵略を断固糾弾し、ロシアの軍事作戦の中止を求める決議

標茶町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定によりロシアのウクライナ侵略を断固糾弾し、ロシアの軍事作戦の中止を求める決議を別紙のとおり提出する。

ロシアのウクライナ侵略を断固糾弾し、ロシアの軍事作戦の中止を求める決議

ロシアは2月24日、一方的に「独立」承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、ウクライナ各地の軍事施設、首都キエフをはじめ、ウクライナ全土で攻撃を行っている。

これはウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじる、紛れもない侵略行為であり、断固糾弾する。

民間人には危害を加えないと発表したプーチン大統領の言葉はまやかしであり、高層住宅へのミサイル攻撃などにより、多くの民間人を含めた死者、負傷者が出ている。このような軍事力をもって他国に侵攻し、意のままにしようとした戦争行為に対し、国際社会がロシアのウクライナ侵略反対の一点で団結し、侵略をやめさせることを呼びかける。

プーチン大統領は同日の演説で、今回の軍事行動はウクライナ東部地域の「要請」を受けたもので、国連憲章51条の「集団的自衛」だとしている。しかし、一方的に「独立」を認めた地域・集団との「集団的自衛」などあり得ず、国際法上全く根拠がない暴論である。

さらにプーチン大統領は、ロシアが世界で最大の核保有国であることを強調した上で「攻撃を直接加えれば、どのような攻撃者であっても敗北は免れず、不幸な結果となるのは明らかだ」と発言し、「核兵器を使うという威嚇」さえ行って見せた。この発言は、唯一の被爆国である日本はもとより、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、決して許されるものではなく、怒りを込めて糾弾する。

標茶町議会は、ロシア軍が直ちに軍事行動をやめ、ウクライナから撤退することを強く求める。

以上決議する。令和4年3月4日、北海道標茶町議会。

提案は以上であります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

議題となりました決議案については、会議規則運用細則第40項の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本決議案については質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、決議案第1号を採決いたします。

決議案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、決議案第1号は原案可決されました。

#### ◎議案第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。議案第3号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、本町の火葬場であります、しべちゃ斎場について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の指定管理者による管理・運営を行うため公募を行い、このほど指定管理者の候補者を選定いたしましたので、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公募の結果につきましては、1団体から申請があり2月10日開催の指定管理者選定委員会において、しべちゃ斎場の指定管理者の候補として、標茶美警総合・すずき指定管理者共同企業体を選定されました。

以下、内容について議案第3号と議案説明資料により説明いたします。

議案書1ページ、議案説明資料1ページをお開きください。

議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 しべちゃ斎場

所在地 標茶町字標茶936番地54

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称 標茶美警総合・すずき指定管理者共同企業体

代表者 標茶美警総合株式会社 代表取締役 大越隆義

所在地 標茶町常盤6丁目5番地

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。

続きまして、議案説明資料1ページをお開きください。

しべちや斎場の指定管理者候補者概要について説明いたします。

団体の構成につきましては、標茶美警総合株式会社、代表取締役 大越隆義。有限会社すずき、代表取締役 鈴木勝己。設立年月日は平成25年10月30日。目的は、しべちや斎場の指定管理者を共同連携して行うことを目的として設立されております。従業員の状況につきましては、従業員数25名となっているところでございます。

以上で議案第3号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号ないし議案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第4号、議案第5号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第4号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

令和3年第6回臨時会、議案第68号をもって議決をいただき、契約を締結しました「標茶

町茅沼地区観光宿泊施設改修建築主体工事」は、外部改修工事一式、内部改修工事一式、鉄筋コンクリート造・木造、面積は2,046.58平方メートルの改修工事でございます。

議案説明資料2ページ、変更理由の欄をご覧ください。

今回の契約変更の内容は、

- ・本館軀体外壁のひび割れ補修のための既存塗膜除去
- ・本館2階フロアの床レベル調整
- ・大浴場天井仕上げ材及び下地材の材質変更
- ・本館内壁断熱材の増厚
- ・新館土台等腐食による部材交換修理
- ・2階宴会場の間取り変更

以上6点について、設計変更を行い、工事請負金額を5億3,570万円から、1,734万7,000円を増額し、5億5,304万7,000円に変更を行いたいというものでございます。

議案2ページをご覧ください。

議案第4号 工事請負契約の変更について

令和3年9月29日議案第68号をもって、議決を経て締結した「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修建築主体工事」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「5億3,570万円」を「5億5,304万7,000円」に変更するというものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続きまして、議案第5号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

令和3年第6回臨時会、議案第69号をもって議決をいただき、契約を締結しました「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修機械設備工事」は、給排水設備一式、空気調和設備一式、換気設備一式、ガス設備一式、給湯設備一式、温泉設備一式、水処理設備一式、浄化槽設備一式の工事でございます。

議案説明資料3ページ、変更理由の欄をご覧ください。

今回の契約の変更の内容は、

- ・1号温泉井閉栓工事追加
- ・2階宴会場の間取り変更に伴う空調設備の追加
- ・大浴場レイアウトの変更に伴う設備の追加

以上3点について、設計変更を行い、工事請負金額を3億5,167万円から、1,501万5,000円を増額し、3億6,668万5,000円に変更を行いたいというものでございます。

議案3ページをご覧ください。

議案第5号 工事請負契約の変更について

令和3年9月29日議案第69号をもって、議決を経て締結した「標茶町茅沼地区観光宿泊施設改修機械設備工事」の請負契約を次のとおり変更する。

契約金額「3億5,167万円」を「3億6,668万5,000円」に変更するというものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 私、専門的なことはちょっとよくわからないのですが、例えば第5号なんかはレイアウトの変更、それから間取りの変更とかってというのはなんか突然出てきたような気がするのですけれど、こういうことってこれからも起きることなのでしょうか。

○議長(菊地誠道君) 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君) お答えさせていただきます。

今回、2階の宴会場の間取りと大浴場のレイアウトの変更に伴う設備の追加ということで、ご提案申し上げますが、今後につきましては、やはりまだ見えない部分が、改修しながら進めていますので、基本的にはないとは思っているのですが、レイアウト自体は今のままいけるのかなと思っておりますが、工事上、やむを得ない場合があれば若干の変更等は出てくるかなというふうには考えているところです。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○8番(深見 迪君) これ4号、5号の2つ合わせて3,000万円を超える補正なんですよ。設計の変更があれば当然そういう補正が発生してきますよね。これからもあり得ますか、こういう規模の補正が。ないってということではないような気もするんですけど。

○議長(菊地誠道君) 建設課長・富原君。

○建設課長(富原 稔君) お答えいたします。

昨日、類瀬議員からもご質問ございましたけれども、この後考えられるものとしましては、物価上昇に伴う変更を受注者から要求があった場合に対応するという変更と、取り壊しはほぼ終了しているのですけれども、その取り壊したものを廃棄しなければならないのですけれども、廃棄数量についてはまだ廃棄が終わっていないので、確定していませんので、その部分で変更等が今後、発生すると思っております。ただし、今回みたいな金額の変更は今後は起きないものと思っておりますけれども、物価上昇の部分につきましては見通しがきかない部分もありますので、今後の状況次第になるとしかお答えできない状況であります。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので議題2案は起立により採決いたします。

まず、議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案可決されました。

○議長(菊地誠道君) 次に議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第6号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第6号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

改正理由は2点ありまして、1点目は、昨年8月10日人事院勧告が出され、本年2月1日、一般職の職員の給与に関する法律の改正を行うとされた閣議決定に倣い、今回の提案内容につきましては、期末手当の減額を行うものでございます。

この期末手当についてであります。民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当を0.15か月分引き下げ期末勤勉手当の合計で4.40か月分とするものです。なお、既に支給済みの令和3年度分は実施せず、本年6月期から実施するものです。

もう1点の改正は、時間外勤務手当などの算定基礎となる1時間当たりの給与額の算定方法についての改正でございます。時間外勤務手当につきましては、労働基準法に基づき算定しておりますが、このたび他の自治体の給与条例を準用する独立行政法人におきまして、時間外勤務手当の算定に係る是正勧告がなされました。これに伴いまして、総務省から1時間当たりの給与額の算定方法について、適正な算定をするようにとの情報提供がなされたところでございます。これを受けまして、本町の算定方法を確認したところ、算定基礎額に対象となる手当が含まれていなかったことが判明し、関係条例の改正を行うものでございます。具体的には、寒冷地手当を算定基礎額に盛り込む内容となっております。

以下、内容について、ご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。また議案説明資料も4ページから新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページにまいります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条の改正は、時間外勤務手当などの1時間当たりの給与額の算定基礎額に寒冷地手当の月額を加えるという改正です。改正の本文にまいります。

第14条中「月額」の次に「及び寒冷地手当の月額の合計額」を加えるというものです。

続いて、第16条の改正は先ほどご説明申し上げましたが、人事院勧告に基づき期末手当の0.15か月分の引き下げ率を本年6月期・12月期と均等に引き下げるための改正です。なお再任用職員も同様に0.10か月分引き下げる改正内容です。改正の本文にまいります。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

続いて第18条の改正についてですが、先ほど説明しましたが寒冷地手当が時間外勤務手当などの算定基礎額に算入することがわかり、その支給方法について、これまで年額一括11月の給与に合わせて支給しておりましたが、11月から3月までの月額手当とすることが望ましいため所要の改正をするものでございます。なお、改正前の額と改正後の総額についての変更はございません。改正の本文にまいります。

第18条第2項中「11月の給料支給定日」を「毎年11月から翌年3月までの毎月の給料支給定日」に改め、同条第3項中の表世帯主である職員の項寒冷地手当の額の欄中「13万1,900円」を「2万6,380円」に、「7万2,900円」を「1万4,580円」に改め、同表その他の職員の項寒冷地手当の額の欄中「5万1,700円」を「1万340円」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附則としまして、

この条例は、令和4年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私、この人勧の問題が出るたびに言ってきたことでありますけれども、一つは人勧の決定が地方自治体のこういう給料表に反映しなければいけないということはないですねという確認を一つ、したいと思います。

二つ目は一般質問で私が言いました。岸田さんがケア労働者の報酬を上げると言っただけでも一方では人勧はこういうふうにはスライドさせて下げるわけですから。結局、岸田さんが言ったケア労働者が大変だから待遇改善しますよと言っているけれども、それはしないと。そして、これはするということで結局のところ、そういう人たちの報酬は下がると、待遇が悪化するというふうには理解してよろしいでしょうか。この2点です。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず人勸をやらなければならないものなのかどうなのかというところにつきましては、規定上は強制的ではないという認識でおります。ただ、人勸どおり行わない場合については、さまざまな指導あるいはさまざまな措置がとられるということが、過去のほかの自治体でもありましたので、これまで標茶町においては人勸どおり実施するというのが通例であったというふうに思っております。

それから待遇が悪化するのかということですが、全ての職員が同じく期末手当の率が同様に引き下げられる、そういう結果を生むというものであります。

寒冷地手当については提案説明であったとおり、総額は変わらず、一括支給ではなくて、冬期間の間、毎月支給するものになると。

時間外勤務手当の算出根拠にその手当が加えられたということで、時間外勤務手当の単価は逆に上がるという結果を生むというものであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 副町長、今お答えになった、このとおりやらないと指導がある、あるいはペナルティがあると。本当にそうですか。だって人勸は国家公務員が相手ですよ。そういうことを裏で国はやっているのですか。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 国の通達等を見ておりますと、先ほど副町長がご答弁されましたが、これでなければ絶対だめですよという言い方はしていません。ただ最近の方式は全国の市町村の給与実態を国は公表しております。いわゆるラスパイレス指数と言われているものでございます。国を100とした場合に、それ以上地方が高い場合には100以上、それ未満ですと99.何ぼとか。そういった指標で公表されています。

また、私ももも年に1回住民の皆さんに広報を通じて給与実態についてはお知らせさせていただいておりますが、そういった中で公務員の給与が高いのか安いのかというのは町民からの評価をいただきながら、現在の給与制度が存在しているのだというふうに認識しております。

ただ、実際に国からはそういった直接的、ただ交付税の検査のときには実際にラスパイレスが100を超えていればかなりの指導がある可能性はあります。ですので、やはりそういった部分で国よりも高い給与があるということは影響があるというふうに担当としては認識しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 理解をいたしますが、春闘前という時期もありまして、当然給与等に関するところにつきましては、労働組合との話し合いはあるのだろうというふうに思っておりますが、労働組合との話がどうであったのかを伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 担当からお答え申し上げます。

昨年12月28日の日でございます。組合幹部と事務レベル交渉を行い、人勧どおり。12月にずれ込んだというのは、実際に国会召集、この法案が解散等に伴いまして、この法案が通るか通らないかというのが11月の末に行われるかどうかというのが非常に不透明でございました。

仮の話、11月の末に閣議決定をし法案が通れば、12月1日で令和3年度の人勧分も12月の手当で0.15下がったはずです。条例が通ればのあれですけれども。ただその時点では不透明で令和3年の分の実施も持ち越した、法律の改正は今年に入ってからになりました。それで12月28日に組合幹部と事務レベル交渉を行い、人勧どおり期末手当の引き下げについて説明提案をさせていただいております。組合側は現状、新型コロナであるとか災害で奮闘している職員の努力を踏まえると遺憾な内容であるというふうな見解が組合当局から示されております。

しかしながら、民間準拠の反映ですとか、これまでも人勧を準拠としているところをご説明申し上げました。その後、1月25日団体交渉を実施して同様にご説明申し上げましたが、この段階ではまだ国家公務員法案の閣議決定がなされていない時点でありましたので、いつ上程するかとか細かい話については、基本合意には至っておりませんでした。ただ、令和4年度分については実施させていただきたいという旨と、令和3年度分については国の動向を注視しながら継続協議としていたところでございます。その後、1月末、2月上旬だったと思っておりますが、管内状況の取り扱いを勘案して、令和3年度分については実施せず、令和4年度分で実施したいという旨で合意に至ったという通知をしたという内容でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第7号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月10日に人事院勧告が出されたのに伴い、勧告に準じて、先ほどご審議いただきました一般職と同様に、特別職につきましても今日的な情勢を勘案し、期末手当の改定を行いたいというものであります。

改定内容は期末手当について6月期、12月期をそれぞれ0.075か月分、合わせて0.15か月分減額して、いずれも年間の支給率を3.55か月から3.40か月に改正をしようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書6ページ、議案説明資料6ページをご覧ください。

議案第7号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。次ページにまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。

先ほども申し上げましたが、6月期、12月期をそれぞれ0.075か月分の減額、100分の177.5か月を100分の170か月に改正しようとするものです。条文にまいります。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の170」に改めるというものであります。

附則としまして

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第8号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年8月に人事院より、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置」が示されました。当該措置のうち非常勤職員の育児休業等の取得要件に係る事項は令和4年4月実施となっているところでございます。

地方公共団体の職員につきましても地方公務員法第24条第4項の規定により、国家公務員と同様に措置することが求められていることから所要の改正及び規定の整備を行うものでございます。

主な内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置であります。

以下、内容について、ご説明いたします。議案書8ページをご覧ください。

改正の内容につきましては、お手元に配付の議案説明資料の7ページから8ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。

議案第8号 標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。次ページをご覧ください。

標茶町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の育児休業等に関する条例（平成4年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、育児休業の取得要件を定めております。非常勤職員の取得要件の一つに、引き続き在職した期間が1年以上との要件がありました。つまり1年以上勤務した者が2年目以降に育児休業を取得できるという在職期間の要件がございました。この要件を撤廃する改正です。またその改正によって符号の整理を行ったものでございます。条文にまいります。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第17条の改正は部分休業の規定の改正です。

部分休業とは、養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しない休業でありまして、30分単位で最大1日2時間以内の取得ができることとされております。今回の改正につきまして

は、先ほどの改正と同様に1年以上勤務した者が取得できる要件を撤廃したものでございます。あわせて符号の整理を行ったものでございます。条文にまいります。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削除する。

第21条と第22条は新規制定でありまして、それまでの第21条を第23条に繰り下げたものです。この第21条と第22条は、冒頭説明申し上げました、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置についての規定です。条文にまいります。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則としまして

この条例は、令和4年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第9号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君）（登壇） 議案第9号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成7年に本条例が制定され、26年以上経過されていますが、この間、新規就農者の受け入れにつきましては、旧中御卒別小学校に設置した標茶農楽校の供用開始とともに、就農コーディネーターを配置して、標茶町担い手育成協議会を受け入れ組織としてみなし、従来の新規就農等関係機関会議としての役割を担って本条例を運営してきましたが、条例運用に当たり、よりわかりやすくするための見直しを行うこと、また現行条例第5条において新規就農者の受け入れについて規定されていますが、現行では社会情勢に合わせて5年ごとに見直しをすることとしておりましたが、今後も本町の基幹産業である酪農の振興・発展には欠かせない取り組みであるため、新規就農予定者の登録期限は設けないこととして改正するものです。

現行条例の登録期限は平成32年3月31日までの期限となっていますので、既に登録され、研修されている新規就農予定者に不利益が生じないよう、附則として令和2年4月1日から遡及適用するものとしてご提案申し上げ、あわせてご理解いただきご審議賜りますようお願いいたします。

本来でありましたら、継続して適用できるよう適切な時期に議案をご提案させていただいてお諮りするところですが、本定例会になりましたことをおわびさせていただきます。誠に申しわけございませんでした。

以下、内容についてご説明申し上げます。議案書11ページ、議案説明資料9ページの新旧対照表をお開きください。

議案第9号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の全部を改正する条例の制定について

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。次ページにまいります。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例

標茶町新規就農者誘致特別措置条例（平成7年標茶町条例第15号）の全部を改正する。

第1条は本条例で支援対象とする就農体験実習を行う者の範囲について、現行では若者・女性に限定していますが、より広く受け入れることができるよう、若者・女性を削るものいたします。

（目的）

第1条 この条例は、標茶町（以下「本町」という。）の区域内において、新たに農業を営

み農業振興に寄与しようとする者及び就農体験実習を行う者に対し、助成金及び奨励金その他の援助を行うことで、新規就農者の誘致と定着、地域農業の担い手づくりの促進を図り、もって生産力の持続的発展と地域コミュニティの維持を図ることを目的とするものです。

第2条は、標茶町新規就農者誘致特別措置条例に基づく事務取扱規程の第2条、新規就農者の定義の部分をただし書きで追記し、第2条第3項では現行では就農体験生及び実習生をアグリモニターと定義していますが、その呼称を「実習生」と改め、現在求められている雇用労働力にも対応できるよう、雇用就農を目指す者についても実習生としての優遇措置を対象とすることといたします。

(用語の定義)

第2条 この条例において「新規就農者」とは、就農時の年齢がおおむね45才以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者もしくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業協同経営を行う者又は農業法人構成員として新たに経営に参画する者をいう。ただし、3親等以内の親族が経営する経営体を継承する農業後継者は新規就農者に含まないものとするが、町内農業者の子弟であっても、ほかの経営体の経営継承を受けるとき又はほかの経営体の離農跡地に就農するときはこの限りではない。

2 この条例において「新規就農予定者」とは、本町において就農時の年齢がおおむね45才以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者もしくは同居の成人親族との家族経営を行おうとする者、3名以上で農業共同経営を行おうとする者又は農業法人構成員として新たに経営に参画しようとする者で、新規就農者として経営を開始する強固な意志を持ち、自立して農業経営するまでの間、農業実習等による営農技術の習得及び環境への順応のため研修の必要がある者をいう。

3 この条例において「実習生」とは、前項の新規就農予定者の登録を受けられない単身者等で、本町において、離農予定者からの経営移譲、農業後継者のパートナー又は雇用就農を目指す者をいうものです。

第3条は、受け入れ農業者及び新規就農者の認定手続について、現在、標茶農楽校の供用開始とともに標茶町担い手育成協議会の作業部会に諮り、決定しておりますので現行の作業の実情に合わせて改正するものであります。

(認定)

第3条 この条例による受入農業者及び新規就農者として農業経営を始めようとする者の認定は、標茶町担い手育成協議会作業部会の場において意見を聞き、遅滞なく審査し決定するものとするものです。

第4条は、第2条の改正に伴う呼称の変更でございます。

(新規就農予定者又は実習生の登録)

第4条 新規就農予定者又は実習生としてこの条例の適用を受けようとするときは、新規就農予定者又は実習生の登録申請をし、町長の承認を受けなければならないものです。

第5条は、受入農業者、新規就農予定者、実習生の優遇措置について整理をして改正する

ものであります。

(優遇措置)

第5条 町長は、受入農業者、新規就農予定者又は実習生に対し、次の各号により予算の範囲内で助成金の交付を行うものとし、交付方法については別に定める。

- (1) 受入指導費又は研修手当助成
- (2) 家賃助成
- (3) 交通費助成
- (4) 研修経費

2 町長は新規就農者に対し、次の各号により予算の範囲内で奨励金の交付を行うものとする。ただし、法人構成員としての新規就農者の場合は、奨励金の交付は行わないものとする。

(1) 次のアからカの事業等による農用地及び農業用施設等の賃借料のうち、経営開始後最初に支払い義務が生じた年度から起算して5年間に係る当該賃借料のそれぞれ4分の1相当額

- ア 農地保有合理化事業
- イ 公社営農場リース事業
- ウ 農地中間管理事業
- エ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農用地利用権設定に伴う賃貸借
- オ 農業協同組合が行う農場リース事業
- カ 上記のほか町長が特に認める賃貸借

(2) 経営継承型就農支援として継承資産額の8分の1相当額

(3) 就農一時金

ア 移転就農一時金

町内で農業を営んでいた者が、別の施設に移転就農した場合 50万円

イ 新規就農一時金

新規就農予定者が研修を終え、町内に新規就農した場合 100万円

(4) 経営開始後3年以内に取得した農用地及び農業用施設等に係る固定資産税相当額を、経営開始後最初に賦課された年度から起算して5年間

(5) 農業経営に必要な農用地及び施設等の取得並びに家畜等を導入するため、経営開始の属する年度から5年間に借り入れした農業関係制度資金に対して、個人経営については5,000万円、共同経営については8,000万円を限度として、その利息に対し、借入年度から5年間、定められた利率のうち年2.5%以内の額を利子補給補給金として交付

3 前項の奨励金を受けようとする新規就農者は、町長が別に定める申請書を毎年度指定した期日までに提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請を受理したときはその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めるときは、その交付の決定を申請者に通知するものとする。

第6条、第7条は助成金、奨励金の返還に関する規定で、内容の変更はございません。

(助成金又は奨励金の返還)

第6条 町長は、助成金又は奨励金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成金又は奨励金の交付の決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金又は奨励金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 農用地及び農業用施設等を第1条の目的外の用途に供したとき。
- (2) 農業を廃止又は休業したとき。
- (3) 町税並びに公課を滞納したとき。
- (4) 不正行為により助成金又は奨励金の交付を受けたとき。
- (5) その他指令条件に違反したとき。

(助成金又は奨励金の返還の免除)

第7条 町長は、次の各号の一に該当するときは、既に交付した助成金又は奨励金の返還を免除することができる。

- (1) 新規就農者認定の日から10年を超える経営を行ったとき。
- (2) その他特別の事情があると認めたとき。

第8条は第2条の改正に伴う呼称の変更でございます。

(義務)

第8条 この条例により助成金又は奨励金の交付を受ける者は、町長の求めに応じ、次の各号の関係書類を提出し、又は報告しなければならない。

- (1) 受入農業者 実習計画書
- (2) 新規就農予定者又は実習生 実習等記録簿
- (3) 新規就農者 経営収支実績書

第9条は委任に関する規定で内容の変更はございません。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、施行期日については、令和2年4月1日とし、経過措置につきましては旧条例で承認を受けた新規就農者に対する優遇措置については従前どおりとする経過措置を設けるものであり、標茶町振興条例第5条に規定する整備資金と重複にならないよう条例で明記するものであります。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旧条例の規定により新規就農予定者の承認を受けた者に対する優遇措置については、なお従前の例による。ただし、その者が、この条例による改正後の標茶町新規就農者誘致特別措置条例第5条に規定する優遇措置を受けようとする場合は、この限りではない。

(標茶町振興条例第5条の適用除外)

3 第5条の優遇措置を受けることになった者は、標茶町振興条例(昭和63年標茶町条例第13号)第5条に規定する整備資金の助成の対象としない。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

#### ◎延会の宣告

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時03分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地   誠 道

署名議員   8 番            深 見            迪

署名議員   9 番            本 多   耕 平

署名議員 10 番            黒 沼   俊 幸



## 令和4年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和4年 3月 8日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第10号 令和3年度標茶町一般会計補正予算  
議案第11号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算  
議案第12号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算  
議案第13号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算  
議案第14号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算  
議案第15号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算  
議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算  
議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算  
議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算  
議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算

### ○出席議員（12名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君  | 2番 類瀬光信君  |
| 3番 長尾式宮君  | 4番 松下哲也君  |
| 5番 熊谷善行君  | 6番 鈴木裕美君  |
| 8番 深見迪君   | 9番 本多耕平君  |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君  | 13番 菊地誠道君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |       |       |
|-------|-------|
| 町 長   | 佐藤吉彦君 |
| 副 町 長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長  | 齊藤正行君 |

企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	齊藤昇一君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	穂刈武人君
農委事務局長	川村勉君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第10号ないし議案第15号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第10号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算(第13号)であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ3億9,212万1,000円を追加し、総額を134億227万円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、障がい児施設措置費1,150万円、造林事業(合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業)1,348万6,000円、道営草地整備事業(標茶北部地区)3,613万3,000円、改良住宅ストック総合改善事業(桜団地)2億4,211万円、学校保健特別対策事業、小中合わせて900万円などあります。

なお減額につきましては、事務事業の実績等に基づく精査によるものとなっておりますが、主なものは、造林事業(保育)1,348万6,000円、道営草地整備事業(標茶南部地区)1,511万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金2,700万円などあります。

基金では、新型コロナウイルス感染症対策基金881万5,000円を減額しております。

他会計への繰り出し等につきましては、介護保険事業特別会計へ7,086万3,000円を追加しております。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で1,691万3,000円の減額、川上郡衛生処理組合で708万4,000円の減額であります。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところであります。

また、継続費1件、繰越明許費5件、債務負担行為2件、地方債で2件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算(第13号)

令和3年度標茶町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,212万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億227万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、内容につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

20ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

6ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名茅沼地区観光宿泊施設改修事業。補正前の総額10億9,527万5,000円。年割額、3年度1億9,148万6,000円、4年度9億378万9,000円を補正後の総額を10億8,175万4,000円。年割額、3年度1億9,122万円、4年度8億9,053万4,000円とするものです。

36ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名は茅沼地区観光宿泊施設改修事業。計で申し上げますが、補正前の年割額10億9,527万5,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億9,046万2,000円、地方債7億470万円、一般財源11万3,000円、当該年度支出予定額1億9,148万6,000円、当該年度末までの支出予定額1億9,148万6,000円、翌年度以降支出予定額9億378万9,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、3年度は17.5%、4年度は82.5%、計100%を補正後ですが、計で年割額、10億8,175万4,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億9,409万8,000円、地方債6億8,750万円、一般財源15万6,000円、当該年度支出予定額1億9,122万円、当該年度末までの支出予定額1億9,122万円、翌年度以降支出予定額8億9,053万4,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが3年度17.7%、4年度82.3%、計で100%とするものです。

7ページをお開きください。

第3表 繰越明許費でございます。全て新規の設定でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は社会保障・税番号制度システム整備事業で272万8,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名は道営草地整備事業負担金（標茶北部地区）で3,750万円。

8款土木費、4項住宅費、事業名は町営住宅建設事業で2億4,211万円。

10款教育費、2項小学校費、学校保健特別対策事業で540万円。3項中学校費、学校保健特別対策事業で360万円とするものです。

次のページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正でございます。

事項は地域応援資金（令和3年度）、補正前の期間、令和4年度から令和10年度、限度額、融資金4,000万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）332万円を補正後の期間、令和4年度から令和10年度、限度額ですが融資金1,100万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）46万3,000円とするものです。

次にセーフティネット利子補給資金（令和3年度）、補正前の期間ですが、令和4年度から令和13年度、限度額ですが融資金3億1,000万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）2,100万1,000円を補正後の期間、令和4年度から令和13年度、限度額ですが融資金2億1,550万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）1,312万8,000円とするものです。

37ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項ですが、地域応援資金（令和3年度）、補正前の債務負担行為の限度額、融資金4,000万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）332万円、当該年度以降の支出予定額、期間が令和4年度から令和10年度、金額が332万円。財源内訳ですが、その他で321万9,000円、一般財源で10万1,000円を補正後の債務負担行為の限度額、融資金1,100万円に対する利子補給（年2.1～2.3%）46万3,000円、当該年度以降の支出予定額、期間ですが令和4年度から令和10年度、金額を46万3,000円、財源内訳ですが、その他で45万9,000円、一般財源で4,000円とするものです。

次に、セーフティネット利子補給資金（令和3年度）、補正前の債務負担行為の限度額、融資金3億1,000万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）2,100万1,000円、当該年度以降の支出予定額、令和4年度から令和13年度、金額が2,100万1,000円。財源内訳ですが、その他で1,658万6,000円、一般財源441万5,000円を補正後の債務負担行為の限度額、融資金2億1,550万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）1,312万8,000円、当該年度以降の支出予定額、期間ですが令和4年度から令和13年度、金額が1,312万8,000円、財源内訳ですが、その他で1,031万円、一般財源で281万8,000円とするものです。合計では債務負担行為の限度額6億3,206万3,000円、前年度末までの支出（見込）額ですが、3億4,311万6,000円、これにつきましては当初予算の額でございます。当該年度以降の支出予定額ですが、金額2億8,894万7,000円、括

弧内の6,170万2,000円につきましては、令和3年度の支出予定額であり当初予算の額と変更はございません。財源内訳ですが、国道支出金2,264万4,000円、その他で5,341万8,000円、一般財源は2億1,288万5,000円とするものです。

9ページをお開きください。

第5表 地方債補正でございます。

起債の目的、3公営住宅建設事業、補正前の限度額1億2,350万円に9,350万円を追加し、補正後の限度額を2億1,700万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、8辺地対策事業（茅沼地区観光宿泊施設改修事業）、補正前の限度額、1億4,690万円から420万円を減額し、補正後の限度額を1億4,270万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では補正前の限度額19億2,150万4,000円に8,930万円を追加し、補正後の限度額を20億1,080万4,000円とするものです。

38ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額ですが19億2,150万4,000円に補正額8,930万円を追加し、補正後の額を、20億1,080万4,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額134億2,955万8,000円に補正額8,930万円を追加し、補正後の額を135億1,885万8,000円とするものです。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第11号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出は、保険給付費で、国民健康保険被保険者の葬祭費の増加に伴い15万円の増額、国民健康保険事業費納付金で、令和3年度に納める額が確定したため461万2,000円の減額、諸支出金のうち償還金利子及び割引料で、令和2年度北海道国民健康保険給付費等交付金（普通交付金）が確定したことに伴い、精算返還金が生じたため51万8,000円の増額、また、一般会計操出金としまして、インフルエンザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチン費用分、被保険者証更新に係る郵送料の経費分、これらに関する交付金につきましては、国保会計に交付されるため、国保会計で受けた交付金を一般会計に繰り出すという予算措置として157万2,000円を増額しておりますが、本項につきましては、新たに設けることとしております。

歳入は、保険税で、当初課税後の収納状況から、把握できました現計予算との差を調整するもので、1,620万円の減額、保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金、道の補助金になりますが、普通交付金、葬祭費増額分として15万円の追加、特別交付金、インフルエン

ザワクチンの費用分、肺炎球菌ワクチンの費用分、被保険者証更新に係る郵送料経費分に対するもので78万6,000円とし、令和2年度からの繰越金1,289万2,000円を追加し、収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、2月22日書面開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）

令和3年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,111万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第12号、令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、歳出につきましては、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の減額補正、公共下水道整備費の執行精査に伴う減額補正及び、それに伴い国庫支出金及び町債の減額補正と繰越明許費を提案しております。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,522万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,777万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる

経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複しますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名公共下水道整備事業、金額は5,011万9,000円です。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1公共下水道事業、補正前合計額1億50万円を800万円を減額し、補正後合計額9,250万円とするもので起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

変更合計で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1億50万円を800万円減額し、補正後の額9,250万円。同じく当該年度末現在高見込額も800万円減額し、補正後の額は16億4,364万5,000円です。

以上で、議案第12号の説明を終わります。引き続き、議案第14号の説明をいたします。

議案第14号、令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費精査による補正で受託工事に伴う収入・支出の減額と、道営農地整備事業における国の補正による事業費が配分され、これの負担金及び町債の増額と繰越明許費を提案しております。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,119万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費

2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名道宮農地整備事業負担金、金額は4,510万円です。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1簡易水道事業、補正前の限度額7,520万円に470万円を増額し、補正後の限度額を7,990万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額7,520万円に470万円を増額し、補正後の額7,990万円。同じく当該年度末現在高見込額は、470万円を増額し、補正後の額2億6,532万4,000円です。

以上で、議案第14号の説明を終わります。引き続き、議案第15号の説明をいたします。

議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算(第2号)で、執行精査に伴う車両燃料費の増額補正、修繕費の減額補正、固定資産除却費の減額補正、消費税及び地方消費税の増額補正と建設改良費の減額補正、これに伴う企業債の減額補正及びキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和3年度標茶町上水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和3年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1款水道事業費用、補正予定額35万2,000円の追加で、8,931万3,000円。第2項営業外費用、補正予定額35万2,000円の追加で、752万7,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,915万4,000円は減債積立金878万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,725万5,000円」を「4,637万8,000円は減債積立金878万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額276万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,483万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、補正予定額110万円の減額で830万円。第1項企業債、補正予定額110万円の減額で830万円。

支出、第1款資本的支出、補正予定額387万6,000円の減額で5,467万8,000円。第2項建設改良費、補正予定額387万6,000円の減額で、3,043万3,000円。

2ページをお開きください。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額940万円を110万円減額し、補正後830万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

4ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、（1）当年度純利益から（14）利息の支払い額までの合計で、補正前と比較して35万円増加し3,157万4,000円です。

次に、2 投資活動によるキャッシュ・フローは、（1）有形固定資産の取得による支出から（3）他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して352万4,000円増のマイナス2,766万6,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは（1）から（3）までの合計は補正前と比較し、110万円減少しマイナス1,594万5,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比較して277万4,000円増加し、マイナス1,203万7,000円となります。

5 資金期首残高は補正前と同じ、2億2,204万2,000円です。

したがって、6 資金期末残高は補正前と比較して277万4,000円増加し2億1,000万

5,000円となります。

次の5ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）（令和4年3月31日）です。

資産の部。1 固定資産、（1）有形固定資産から（2）無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して352万2,000円減の6億198万7,000円です。

2 流動資産については、（1）現金預金から（3）貸倒引当金までの合計で、補正前と比較して277万4,000円増の2億1,570万5,000円です。資産合計は補正前と比較して74万8,000円減の8億1,769万2,000円です。

次の6ページをお開きください。

負債の部。3 固定負債、（1）企業債から（3）修繕引当金の合計で、補正前と比較して110万円減の2億8,630万円。

4 流動負債、（1）一時借入金から（7）その他流動負債までの合計で、補正前と比較して35万2,000円増の2,699万2,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、補正前と同じ1億3,481万8,000円。負債合計は補正前と比較して74万8,000円減の4億4,811万円となります。

次に資本の部。6 資本金は補正前と同じ3億5,758万2,000円です。

7 剰余金、（1）利益剰余金と剰余金合計で補正前と同じ1,200万円。資本合計は補正前と同じ3億6,958万2,000円となります。

負債資本合計は補正前と比較し74万8,000円減の8億1,769万2,000円となります。

3ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第13号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）で、年度末を控え予算内容を精査した結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費を給付実績見込み額により、歳入、歳出とも100万8,000円追加し、総額を8億8,876万1,000円とするものであります。

サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通しにより歳入、歳出とも1,472万8,000円を減額し、総額を6億578万7,000円とするものであります。なお、財源につきましては繰入金等により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和3年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,876万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,472万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億578万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以降、歳入歳出予算補正事項別明細書に沿ってご説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後0時58分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議題6案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第10号から議案第15号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第10号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第10号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番(鈴木裕美君) 22ページの上段の記念品の関係ですが、ふるさと納税の返礼品と理

解するわけなのですが、仮に利用者様から苦情というのは受けているかどうか、その苦情というのはどこで対応しているか伺っておきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

苦情を受けているかということなのですが、議員がおっしゃるその苦情の中身、どういったものを指すのかちょっと私どもの方でははっきりと把握しているわけではございませんけれども、ただ寄附者の中にはやっぱりワンストップ特例で寄附されている方もいますので書類がまだ送られてきていないのですがとか、あとは寄附をいついつしたのですがけれどもまだ返礼品が届いていないのですがけれども、私の寄附したのはそちらのほうに届いているのでしょうかというような問い合わせはございますけれども、一般的にそういう電話はきまずけれども、返礼品の発送や何かは事業者さんのほうで行っておりますので、原則的には私ども役場の職員が特にすることというのはございません。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっと説明お願いしたいのですが、23ページの障がい児施設措置費1,150万円、中身をちょっと説明してください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

これにつきましては放課後デイサービスへの通所ですとか、それらに係る計画相談、こういった支援に対する費用でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 事業所は一つですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 放課後デイサービスにつきましては2か所ございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 24ページの保健衛生総務費の需用費の消耗品で抗原キットの購入というふうにご説明ありましたが、これはどこに配布をするキットですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

こちらにつきましては、配布ではなくて役場等のほうで管理するという部分のキットの購

入でございます。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 役場で管理すると、それぞれの課なり職員さんが必要なときはその窓口に申し込むという形をとるのですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

必要な職員がおりましたら、住民課のほうに申し出ていただきまして、こちらのほうで対応するという形になると思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 25ページの環境衛生費の備品購入費とありますが、先ほどの説明で加湿器とお聞きしたんですがどこへどのような形で加湿器を整備したのかお聞きします。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

加湿空気清浄機を町立病院のほうに設置するということでの購入でございます。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） ちょっと今聞こえにくかったので、場所はどこでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 町立病院のほうに3台設置するものでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款・商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、8款・土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 29ページの小学校と中学校で器具購入費ということで学校保健対策

ということなのですが、どういう器具を購入する予定でおりますか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

学校等における感染症対策等支援事業という補助事業でございまして、学校における感染症対策に必要な物品等の支援に充てられる事業でございます。そのうちの器具購入費でございしますが、今回の事業については各学校にある水道蛇口、水飲み場の蛇口、あとは手洗い場の蛇口、全てではありませんが、各学校の必要な数を自動水栓の蛇口に取りかえるという器具の購入費が主にございまして、そのほか必要なサーキュレーターとか空気清浄機不足分の部分の器具購入費になります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、12款・公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第4条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第5条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第10号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第11号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これもちょっと説明お願いしたいのですが、6ページの2目、1,620万円が減額になっています。この現年課税分でそれぞれ出ているわけですが、これはどういう意味ですか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

令和3年度2月現在の国保税の収納状況についてなのですが、収納率ベースでみた場合、収入額が試算すると約500万円ほど減っている状況になります。2月末現在の収納率なのですが、80.61%で前年度比約1.67ポイント減というふうになっております。最終的な収納見込みについては、特に3月とかは被保険者の異動が大きいですので、調定が大きく動きますのでまだ現時点でははっきりとはわかっていない状況です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第11号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第12号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ第3条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第12号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第13号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、保険事業勘定、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 17ページ、2項1目で大幅に一般職の給料、会計年度任用職員の報酬が減っていますが、内容とか人数を教えてください。

○議長(菊地誠道君) やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

まず給料なのですけれども、会計年度任用職員のフルタイムの職員の給料の減額補正であります。当初、欠員が出ておりますので、当初から募集をかけてはいたのですけれども、結果的に応募がないという状況で今回5名分の会計年度任用職員、フルタイム職員分を減額補正させていただいたものでございます。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 5名分というのは、これは……会計年度任用職員の報酬と一般職給料と分けて出ていますよね。今5名分と言ったのは、この両方のことを言ったのでしょうか。

○議長(菊地誠道君) やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

まず報酬のほうなのですけれども、会計年度任用職員報酬ということになっておりますが、これにつきましてはパートの会計年度任用職員の部分でありまして、4名募集をかけておりましたけれども、ここも結果的に応募がないということで、今回減額補正をさせていただいているところです。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番(深見 迪君) 15ページ、短期入所施設、これずっとマイナスになってはいますが、おそらくコロナの影響だと思うのですけれども、どの程度の人数でどういう状況になっているのか説明願いたいと思います。

○議長(菊地誠道君) やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

まず、居宅介護から施設介護給付費、それとサービス利用料、減額補正という形をとらせてもらっていますけれども、入所者の入所状況、実態等々によって、例えば入院が長期になるとか、お亡くなりになられてから新たに別の利用者さんが入所するまでの期間とかいろいろ細かいところはあるのですけれども、1番大きなところでいうと、入所定員一応100名ですけれども、ご承知のとおり今年度も当初から80名に制限させていただいておりますので、その分がちょっと大きな収入減につながっているかなというところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ショートステイのほうは。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ショートの方は一応定員12名という形になってはいますが、ショートの方につきましても入所制限させていただいておりますので、12名のところ当初から6名という形にさせてもらっていますので、その分でショートの方も収入減になるということでの減額補正でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ちょっとショートの12名の定員のところ6名に制限しているというのはいつかのときに言っていたのかもしれませんが、今、初めて聞いたものですから、原因は何ですか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

1番の原因は介護職員の欠員補充というところで、施設の部分100名から80名、短期の部分も12名から6名、そういう形で制限させていただいているということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第13号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第14号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第14号、簡易水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第15号、上水道事業会計補正予算。

第1条、総則から第4条、企業債まで一括して質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第15号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議案第10号から議案第15号まで、6案一括して採決いたします。

議題6案は原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号は、原案可決されました。

#### ◎議案第16号ないし議案第23号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） 議案第16号から第23号までの令和4年度各会計予算について、まず最初にその概要をご説明申し上げます。

令和4年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で触

れられておりましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「令和4年度地方財政計画」では、地方交付税は3.5%の増額、臨時財政対策債は67.5%の減額となりましたが、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、279本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第5期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、令和4年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。町民税、固定資産税の増などにより、対前年比2.2%、2,422万7,000円の増額を見込み、全体で11億1,516万3,000円と見込んだところであります。

地方交付税につきましては、令和4年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、総額では対前年比1億6,565万7,000円、率にして4.1%増の42億5,533万3,000円を見込み、そのうち、普通交付分では対前年比1億6,265万7,000円増の39億6,733万3,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の1番多かった平成11年度と比較して16億6,446万2,000円減少となっております。

一方、歳出ですが、義務的経費、継続的経費を優先させながら、且つ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等に重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な捕捉に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金6億6,000万円、備荒資金7億8,000万円の支出で収支を調えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分3億4,599万8,000円を除きますと10億9,400万2,000円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、追って確定次第、補正措置をとらせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、119億6,300万円といたしましたが、前年度当初比では6,300万円の減、率にして0.5%の減でありまして、令和3年度12月末予算と比較しますと8億4,631万1,000円の減で、率にして6.6%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き3,323万

円の減であり、その内容は会計年度任用職員退職手当組合負担金の減などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰出金ではトータルで6,517万3,000円の増となっておりますが、主なものは国保会計1,889万1,000円の増、下水道会計1,330万2,000円の減、介護会計745万4,000円の増、病院事業6,608万6,000円の増、衛生組合445万3,000円の増、北部消防1,969万7,000円の減などとなっております。

ソフト事業では、1億8,296万2,000円増の17億9,187万1,000円ですが、新規では、標茶町町勢要覧作成事業で198万円、地域活性化事業31万4,000円、地域おこし協力隊事業450万2,000円、6公民館共同事業26万4,000円、標茶高校への学校給食提供事業215万5,000円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、標茶町クリーンセンター旧最終処分場閉鎖事業400万円、同じく新最終処分場埋立地門扉設置事業500万円、標茶町合葬墓建設事業800万円、多和平公衆トイレ改修工事2,049万3,000円、改良住宅ストック総合改善事業250万円などとなっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比1,353万4,000円減の11億7,856万8,000円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが2,338人でありまして、医療費の見込みは総額7億3,765万7,000円であります。若人の一人当たりの医療費につきましては28万円、7歳未満の一人当たりの医療費につきましては19万円、前期高齢者の一人当たりの医療費につきましては56万円と推計し、保険者負担額では6億3,361万2,000円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては4億910万5,000円が北海道より示されております。

これらを基に算定いたしました本年度の保険税につきましては3億1,388万2,000円を見込ませていただき、一般会計から9,032万5,000円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比6,300万円減の予算額4億8,000万円であります。公共下水道につきましては処理場電気設備更新工事、雨水函渠更新工事等で6,151万4,000円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります。施設整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業運営のために一般会計から2億9,442万8,000円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。保険事業勘定で8億5,219万4,000円、サービス事業勘定で6億1,699万1,000円、総体予算額14億6,918万5,000円で、対前年比0.4%の増でありまして一般会計からの繰り出しは3億5,537万8,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第8期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費7,714万1,000円、短期入所生活介護事業費3,521万2,000円、介護老人福祉施設費4億8,636万1,000円、居宅介護支援事業費

1,694万6,000円、介護予防支援事業費が118万1,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億2,508万6,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,339人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億2,398万8,000円となっております。

財源につきましては、保険料8,634万4,000円が主であります。一般会計からは3,855万7,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

簡易水道事業特別会計につきましては、対前年比6,300万円減の2億円といたしました。本年度は老朽化した施設の補修、受託工事の実施、検定満了量水器取替、道営農地整備事業負担金等の事業費を1億2,408万6,000円としております。

財源につきましては、水道使用料1億600万円をはじめ、それぞれの特定期源を見込んだところであります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります。その業務予定量を年間入院患者数9,490人、1日平均26人、年間外来患者数2万5,515人、1日平均105人を見込みまして、収益的収支で13億4,997万2,000円、資本的収支のうち支出で1億7,650万4,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないよう、一般会計から負担分5億3,091万5,000円と補助分2億7,036万2,000円の合計8億127万7,000円を繰り入れ、収支を調べたところであります。

また、今年度は超音波診断装置購入1,027万4,000円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,175戸、年間総配水量46万2,500立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては9,141万6,000円、支出は8,886万4,000円、また、資本的収支のうち支出を5,180万8,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計から644万6,000円の負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として614万9,000円の負担を受け、財源調整に支障のないよう配慮したところであります。

それでは、お配りしております「令和4年度予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計119億6,300万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに比較数値を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では154億1,583万9,000円で、対前年比1.2%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやりとりがありますので、その金額が8億299万6,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は146億1,284万3,000円で、対前年比1.4%減ということになります。

下のほうの表になりますけれども、企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比7.2%増の14億5,584万3,000円、支出は7.5%増の15億2,647万6,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比3.6%増の1億511万6,000円、支出は4.6%減の1億4,067万2,000円となったところであります。

2ページをお開きください。

一般会計の歳入であります。1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

1と番号がついております町税が2,422万7,000円増の11億1,516万3,000円、10の地方交付税は1億6,565万7,000円増の42億5,533万3,000円、13の使用料及び手数料は899万1,000円減の6億3,788万2,000円、14の国庫支出金は1億2,089万3,000円増の11億3,928万4,000円、15の道支出金は2,570万7,000円増の6億4,799万9,000円、17の寄附金は5,000万円増の1億5,110万円、18の繰入金は4,211万7,000円増の11億8,511万8,000円、20の諸収入は1億1,157万6,000円増の10億5,470万4,000円、そして最後、町債は5億9,100万円減の12億6,700万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。42億598万4,000円であり、収入総額に占める割合は35.2%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、77億5,701万6,000円で64.8%であります。ちなみに、前年度自主財源は33.2%、依存財源は66.8%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げます。町税9.3%、地方交付税35.6%、使用料及び手数料5.3%、国庫支出金9.5%、道支出金5.4%、繰入金9.9%、諸収入8.8%、町債が10.7%となっております。

3ページにまいります。

歳出についてであります。1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載してあります。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げます。

総務費が1億3,282万6,000円増の11億8,589万8,000円、民生費が5,685万5,000円増の12億5,525万2,000円、衛生費が8,622万2,000円増の14億9,667万8,000円、農林水産業費が7,590万1,000円減の14億5,408万1,000円、商工費が9億9,197万9,000円増の12億7,197万4,000円、土木費が2億7,181万円減の7億6,587万3,000円、教育費が9億5,213万7,000円減の8億1,941万8,000円、職員費が7,567万5,000円減の17億6,583万7,000円となりました。

各款の構成比につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

次のページにまいります。4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類してあります。

人件費につきましては18億4,806万1,000円で、歳出総体に占める構成比は15.5%で、前年度と比較しますと額では6,348万8,000円、率で3.3%の減となっております。構成比でも0.4ポイント減少しております。減少の主な要因は、会計年度任用職員制度によるものです。

物件費につきましては、17億2,785万9,000円であり、構成比は14.4%で、前年度と比較し

ますと額で1億49万6,000円、率で6.2%の増、構成比でも0.9ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げますと、扶助費につきましては、5億6,698万5,000円で、構成比は4.7%、前年度と比較しますと額で2,252万8,000円、率で4.1%の増、構成比では0.2ポイントの増となっております。

補助費等につきましては、21億5,841万1,000円で、構成比は18.0%、前年度と比較しますと額で9,063万3,000円、率で4.4%の増、構成比では0.8ポイントの増となっております。

普通建設事業費につきましては、26億6,370万7,000円で、構成比は22.3%、前年度と比較しますと額で3億4,181万7,000円、率で11.4%の減となり、構成比でも2.7ポイントの減となりました。

公債費につきましては、11億8,792万6,000円で、構成比は9.9%、前年度と比較しますと額で3,830万7,000円、率で3.3%の増となり、構成比では0.3ポイントの増となりました。

積立金につきましては、5億2,124万2,000円で、構成比は4.4%、前年度と比較しますと額で6,063万円、率で13.2%の増、構成比では0.6ポイントの増となりました。

繰出金につきましては、8億1,898万5,000円で、構成比は6.8%、前年度と比較しますと額で2,069万8,000円、率で2.6%の増、構成比でも0.2ポイントの増となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が36億297万2,000円あります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計しますと80億2,516万円となり、構成比で申し上げますと67.1%を占めます。

したがって、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は32.9%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は2億2,234万2,000円の増、構成比では1.9ポイントの増となり、普通建設事業費等は2.4ポイントの減であります。

5ページにまいります。

こちらは、一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

次に6ページにまいります。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は6億6,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、令和3年度末で15億3,110万3,000円を予定し、令和4年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では12億1,710万1,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほど3ページの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、

款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を当てはめた場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が5,875万5,000円で、それに人件費2,660万3,000円を加えますと議会費の総額は8,535万8,000円ということになります。

この人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化します可能性があることをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

以下、同様の考え方をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますので、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておられませんけれども、地域交通対策費がありますが、町内6路線につきましてバス使用料をいただき運行しているわけですが、これにつきましては予算額が1億656万4,000円、対してバス使用料276万円をいただいておりますが、一般財源を6,215万1,000円投入しております。したがって一般財源充当率は58.3%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が3億648万円で一般財源の充当額は2億9,215万3,000円であり、これも95.3%と高い比率であります。

9ページのほうにまいります。

衛生費における塵芥処理費ですが、数値はここには出ておりませんが、予算額が2億3,628万円で、ごみ処理手数料は1,583万円であり、一般財源を2億1,617万8,000円充当しており、その充当率は91.5%となっております。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費ですが、これも表示されておられません。予算額が2,861万7,000円で、70万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,791万7,000円で、その充当率は97.6%と高くなっております。

10ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,471万7,000円で、その一般財源充当率は100%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費ですが、これも表示されておられません。予算額3,458万円で、体育施設使用料を40万1,000円予定しておりますが、一般財源を3,375万2,000円充当し、その充当率は97.6%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は79億1,567万3,000円で、その充当率は66.2%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は63.9%で2.3ポイント増加しており、引き続き高い水準であることから、継続しての経費削減努力はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討していく必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字として表現されていませんことをご理解いただきたいと思います。

続いて11ページにまいります。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から移住促進事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しております。事業費総額は3億9,538万6,000円で、一般財源の充当額は1億4,705万4,000円であり、その充当率は、37.2%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載されております。

12ページにまいります。

民生費の事業総額は4億6,799万8,000円で、一般財源の充当額は1億5,586万4,000円であり、その充当率は33.3%であります。

次に、衛生費であります。事業費総額は1億2,912万9,000円、一般財源充当額は9,284万4,000円で、充当率は71.9%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載されております。

事業費総額は14ページのほうにありますけれども、9億8,188万1,000円であり、一般財源充当額は2億8,926万2,000円、充当率は29.5%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は12億3,612万7,000円、一般財源充当額は9,731万7,000円で、充当率は7.9%であります。

事業費の増加につきましては、主に茅沼地区観光宿泊施設改修事業の事業費の増加に伴うものであります。

次に、土木費につきましては、14ページから15ページにかけて記載されております。

事業費総額は15ページになりますが、6億5,568万4,000円、一般財源充当額は1億9,669万5,000円で、その充当率は30.0%となっております。

事業費の減少につきましては、主に町営住宅建設事業、住戸改善の川上団地、桜団地になりますが、そちらは事業費の減少に伴うものであります。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費につきましては、15ページから16ページにかけて記載しております。

事業費総額は16ページに記載しておりますが、4億6,675万円、一般財源充当額は2億4,944万8,000円で、一般財源充当率は53.4%となります。

事業費の減少につきましては、主に標茶中学校講堂防音事業及び学校給食共同調理場改築事業の事業費の減少に伴うものであります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

合計ですが、事業費として押さえております総額が44億2,033万6,000円で、この一般財源が12億5,142万5,000円であり、一般財源の充当率は28.3%となっております。

次に、1ページ飛びまして18ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては、財政の健全化を図る上で

非常に重要な事項でありまして、これまで第1期から第5期行政改革を実施する中で、起債の抑制とともに、地方債残高を大幅に削減してきたところでありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は令和4年度末見込みでは20年前と比較し12.2倍の28億7,509万8,000円となり、一般会計全体残高の21.0%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に大きな問題とはなりません。地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予算のあらまし、及び21ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費につきましてはそれぞれお目通しいたごきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第16号から第23号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願ひしたいと存じます。

以上をもちまして、議案第16号から第23号までの令和4年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第16号の提案内容についてご説明いたします。

令和4年度標茶町一般会計予算

令和4年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119億6,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については、歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明いたします。

46ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表 継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。総額は2億5,026万円、年割額ですが4年度4,476万円、5年度は2億550万円とするものです。

153ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名が茅沼地区観光宿泊施設改修事業。全体計画の計で申し上げます。年割額ですが10億8,175万4,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億9,409万8,000円、地方債6億8,750万円、一般財源15万6,000円。前年度末までの支出(見込)額1億9,122万円、当該年度支出予定額8億9,053万4,000円、当該年度末までの支出予定額10億8,175万4,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、3年度17.7%、4年度82.3%、計で100%とするものです。

次に8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、3年度から4年度までの分であります。年割額1億6,500万円、財源内訳ですが、国道支出金1億1,550万円、地方債は4,940万円、一般財源を10万円。前年度末までの支出(見込)額2,930万円、当該年度支出予定額1億3,570万円、当該年度末までの支出予定額1億6,500万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、3年度17.8%、4年度82.2%、計100%とするものです。

次に4年度から5年度までの分ですが、年割額2億5,026万円、財源内訳、国道支出金1億7,518万2,000円、地方債7,500万円、一般財源7万8,000円。当該年度支出予定額4,476万円、当該年度末までの支出予定額4,476万円、翌年度以降支出予定額は2億550万円。継続費の総額に対する進捗率、4年度17.9%、5年度82.1%、計で100%とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校防音事業。年割額ですが1億9,429万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金1億3,215万1,000円、一般財源を6,214万2,000円。前年度末までの支出(見込)額3,445万4,000円、当該年度支出予定額1億5,983万9,000円、当該年度末までの支出予定額1億9,429万3,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、3年

度17.7%、4年度82.3%、計で100%とするものです。

9ページをお開きください。

第3表 債務負担行為でございます。

事項は、パソコンLAN機器導入費。期間は令和5年度から令和8年度まで、限度額につきましては利子6万円を含み、1,348万円とするものでございます。

154ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

1番上のパソコンLAN機器導入費から、158ページの1番下になりますが教育用パソコン機器導入費までの44件の設定でございます。合計でございますが、債務負担行為の限度額5億4,061万9,000円。前年度末までの支出（見込）額3億1,858万2,000円。当該年度以降の支出予定額2億2,203万7,000円。財源内訳ですが、国道支出金1,948万5,000円、その他で3,621万7,000円、一般財源で1億6,633万5,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良5,520万円、虹別61線道路改良2,370万円、常盤10号線道路改良1,380万円、建設機械整備1,150万円、町有バス更新2,730万円、内水処理対策3,230万円、医師確保対策で4,770万円、子ども医療費助成1,400万円、森林整備対策事業1,350万円、合わせて限度額を2億3,900万円。起債の方法でございますが証書借入、利率は7.0%以内。償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございますので説明を省略させていただきます。

2 辺地対策事業（茅沼地区観光宿泊施設改修事業）、限度額5億7,980万円。

3 地域活性化事業、限度額2億1,180万円。

4 公共施設等適正管理推進事業、限度額9,000万円。

5 緊急防災・減災事業、限度額3,000万円。

6 緊急浚渫推進事業、限度額280万円

7 臨時財政対策債、限度額1億1,110万円。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。利率でございますが7.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

次に、8 災害援護資金貸付債、限度額250万円。起債の方法、償還につきましては、過疎債に同じであります。合計でございますが限度額、12億6,700万円とするものでございます。

159ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込

みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高126億7,575万2,000円、前年度末現在高見込額135億1,885万8,000円、当該年度中起債見込額12億6,700万円、当該年度中元金償還見込額11億895万3,000円、当該年度末現在高見込額でございますが136億7,690万5,000円とするものです。

以上で、議案第16号の内容説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 4時26分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地 誠 道

署名議員    8 番            深 見            迪

署名議員    9 番            本 多            耕 平

署名議員    1 0 番            黒 沼            俊 幸



## 令和4年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第4号）

令和4年 3月9日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算  
議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算  
議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算  
議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算  
議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算

### ○出席議員（11名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 渡邊定之君  | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君  | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君  | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君   | 9番 本多耕平君 |
| 11番 鴻池智子君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 菊地誠道君 |          |

### ○欠席議員（1名）

- 10番 黒沼俊幸君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |       |
|---------|-------|
| 町 長     | 佐藤吉彦君 |
| 副 町 長   | 牛崎康人君 |
| 総 務 課 長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長  | 武山正浩君 |
| 税 務 課 長 | 齋藤和伸君 |
| 管 理 課 長 | 齊藤昇一君 |
| 農 林 課 長 | 長野大介君 |
| 住 民 課 長 | 伊藤順司君 |
| 保健福祉課長  | 石塚剛君  |

建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	油谷岳人君
育成牧場長	若松務君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	穂刈武人君
農委事務局長	川村勉君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	常陸勝敏君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長兼 中央公民館長	服部重典君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開議)

◎会議録署名議員の追加

- 議長（菊地誠道君） 本定例会、開会当初に指名いたしました会議録署名議員の10番、黒沼君が遅参いたしますので、11番、鴻池君を追加指名いたします。

◎議案第16号ないし議案第23号

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

- 住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容について説明いたします。

議案第17号は、令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は、年間の平均値で比較しますと、令和2年度との対比では、64名の減となっております。

療養給付費の試算については、過去5年間の平均をもって1人当たりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額とし、6億3,361万2,000円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして3億1,388万2,000円を見込み、一般会計から義務的経費として、6,490万8,000円、赤字補填として2,541万7,000円、合わせて9,032万5,000円の繰り入れを行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2月22日書面開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和4年度 標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和4年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,856万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に

よる。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づき説明いたします。12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第20号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第20号は、令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和4年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただいております。

歳入歳出の総額1億2,508万6,000円で対前年比では、336万9,000円の増額予算となったものであります。

増額の要因としましては、高齢者医療広域連合納付金が増額になったことによるものでございます。

以下、別冊の予算書に基づき説明させていただきます。

別冊予算書1ページをお開きください。

令和4年度 標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,508万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして、ご説明いたします。

9ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複しますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 水道課長・油谷君。

○水道課長(油谷岳人君)(登壇) 議案第18号、令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について説明いたします。

歳入につきましては、主たる収入であります下水道使用料で、前年度68万3,000円減の見込みで計上しております。公共下水道整備費の事業費減により国庫支出金で前年度

2,610万円の減、一般会計繰入金は前年度1,330万2,000円の減、町債は2,320万円の減としています。

歳出につきましては、総務費で前年度306万8,000円の増、公共下水道事業整備費では前年度4,614万2,000円の減です。主な事業は開運地区の開運地区の標茶9号幹線更生工事と標茶終末処理場電気設備改築更新工事を計画しております。

1 ページをお開きください。

令和4年度 標茶町下水道事業特別会計予算

令和4年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億5,000万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

2 ページをお開きください。

2 ページから3 ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1 公共下水道事業、限度額6,010万円。2 特定環境保全公共下水道事業、限度額1,670万円。3 農業集落排水事業、限度額50万円。限度額の合計は7,730万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

23ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。

前々年度末現在高18億2,062万3,000円、前年度末現在高見込額16億4,364万5,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額7,730万円、当該年度中元金償還見込額2億

5,357万円、当該年度末現在高見込額14億6,737万5,000円です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

引き続き、議案第21号の説明をいたします。

議案第21号、令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算の内容について説明いたします。

歳入につきましては、使用料は前年度215万4,000円増を見込んで計上しております。道支出金は、施設補修、計装設備機器の更新を計画しておりますが、事業費は前年度より減っていることから、前年度1,134万7,000円減で計上しております。

歳出につきましては、工事請負費中、補修工事請負費2,117万5,000円、計装機器設置工事請負費として、機器更新に1,918万4,000円の計上、計量法に基づく水道メーターの更新で922万9,000円、負担金補助及び交付金、道営事業虹別地区において、水量及び水質安定に向けた施設整備で3,540万円、令和6年度簡易水道事業法適化移行事務負担金で786万5,000円を計上いたしました。

1 ページをお開きください。

令和4年度 標茶町簡易水道事業特別会計予算

令和4年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6,300万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」はただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1簡易水道事業、限度額3,610万円、起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、

もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。

区分、1 普通債、前々年度末現在高 1 億8,606万2,000円。前年度末現在高見込額は 2 億6,532万4,000円。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額3,610万円。当該年度中元金償還見込額63万8,000円。当該年度末現在高見込額 3 億78万6,000円です。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

引き続き、議案第23号の説明をいたします。

議案第23号、令和4年度標茶町上水道事業会計予算の内容について説明いたします。

収益的収支の収入におきましては、主たる収入である給水収益については、前年度99万7,000円の減額見込みで計上としております。一般会計負担金につきましては、基準内繰入金で、前年度20万1,000円の増額、営業外収益につきましては、前年度13万2,000円の増額を計上しております。

一方、支出につきましては、営業費用で前年度16万2,000円の増、営業外費用で前年度25万9,000円の減となっています。資本的収支の支出におきましては、老朽管更新で開運地区で1件、民地内排水管の移設で川上地区で1件を計画しています。また計量法に基づく水道メーターの更新では、前年度1,052万7,000円の減となります。このほかに既設配水池の耐震診断の調査を行います。

1 ページをお開きください。

令和4年度 標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 2,175戸
- (2) 年間総配水量 46万2,500立方メートル
- (3) 一日平均配水量 1,267立方メートル
- (4) 受託工事費 255万円
- (5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業262メートル、事業費1,376万1,000円。

検定満了メーター取替事業、管径13ミリメートルから50ミリメートルまでで213個です。事業費は1,431万1,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、水道事業収益9,141万6,000円。第1項、営業収益8,049万7,000円。第2項、営業外収益1,091万9,000円。

支出、第1款、水道事業費用8,886万4,000円。第1項、営業費用8,144万8,000円。第2

項、営業外費用691万6,000円。第3項、予備費50万円。

次の2ページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,810万8,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,555万6,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入1,370万円。第1項、企業債1,370万円。

支出、第1款、資本的支出5,180万8,000円。第1項、企業債等償還金2,373万6,000円。第2項、建設改良費2,807万2,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、1,370万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,735万8,000円

(2) 交際費 2万円

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 一般会計 644万6,000円。

(2) 下水道事業特別会計(減価償却費分) 614万9,000円。

以下、内容について予算説明書に従い、説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、3,186万6,000円、前年度比229万7,000円の減です。(3) 引当金の増加額、マイナス3万4,000円、前年度比3万2,000円の減。(4) 長期前受金戻入額、マイナス391万1,000円、前年度比1万4,000円の増。(5) 受取り利息及び受取配当金、マイナス1万円。前年度と同額。(6) 支払利息、447万3,000円、前年度比46万5,000円減。(7) 固定資産除却費、98万8,000円、前年度比115万

円の減。(8)未収金の減少額、5万円、前年度比7,000円の減。(9)未払金の増加額、マイナス1,000円、前年度比174万5,000円の増。(10)前払金の増加額と(11)その他はございません。(12)小計3,342万1,000円で前年度比219万9,000円の減。(13)利息及び配当金の受取額、1万円、前年度同額。(14)利息の支払額、マイナス447万3,000円、前年度比46万5,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は2,895万8,000円で前年度比172万7,000円の減。

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1)有形固定資産の取得による支出、マイナス2,552万円、前年度比567万円の増。  
(2)国庫補助金による収入と(3)他会計からの繰入金による収入はございませんので投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス2,552万円。

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1)建設改良企業債による収入、1,370万円、前年度比430万円の増。(2)建設改良企業債等の償還による支出、マイナス2,373万6,000円、前年度比50万9,000円の増。(3)他会計からの出資による収入はございません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1,003万6,000円、前年度比480万9,000円の増加。

4 資金増加額はマイナス659万8,000円となり、前年度比875万2,000円の増です。

5 資金期首残高は2億1,000万5,000円、前年度比247万9,000円の減。4資金増加額に5資金期首残高を加えた、6資金期末残高は2億340万7,000円となり、前年度比627万3,000円の増となる見込みであります。

9ページをお開きください。

令和4年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(令和5年3月31日)でございます。

資産の部、1固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、5億9,418万5,000円、前年度比1,079万1,000円の減。(2)無形固定資産、イ施設利用権で46万8,000円。固定資産合計は5億9,465万3,000円。前年度比1,082万5,000円の減。

2流動資産、(1)現金預金、2億340万7,000円。(2)未収金、565万円。(3)貸倒引当金はゼロ円。流動資産合計は2億905万7,000円、前年度比514万3,000円の増。資産合計は8億371万円です。前年度比568万2,000円の増です。

10ページをお開きください。

負債の部、3固定負債、(1)企業債と(2)一般会計借入金で2億4,653万6,000円。(3)修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は2億7,673万3,000円、前年度比1,066万7,000円の減。

4流動負債、(1)一時借入金はございません。(2)企業債と(3)一般会計借入金で2,326万7,000円。(4)未払金147万8,000円。(5)前受金50万円。(6)引当金、イ賞与引当金で122万3,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7)その他流動負債で2万円。流動負債合計額は2,648万8,000円、前年度比11万6,000円の増。

5繰延収益、(1)長期前受金1億7,056万7,000円。(2)長期前受金収益化累計額

3,966万円。繰延収益合計は1億3,090万7,000円、前年度比391万1,000円の減。負債合計は4億3,412万8,000円、前年度比1,446万2,000円の減となります。

資本の部、6資本金、3億5,758万2,000円。

7剰余金、(1)利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億6,958万2,000円、前年度比878万円の減。負債資本合計は8億371万円で前年度比568万2,000円減となります。

次の11ページです。

令和3年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの令和3年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございますので、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページの令和4年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございしますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第19号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

議案第19号は、令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算であります。

2年目となる第8期介護保険事業計画に基づき、当初予算につきましては、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただいております。

保険事業勘定につきましては、8期計画に基づき保険給付費で164万1,000円の増額、地域支援事業費を205万7,000円増額、基金積立金658万5,000円の減額など総額で、対前年度145万7,000円減額し、歳入歳出それぞれ8億5,219万4,000円といたしました。

また、介護サービス事業勘定につきましては、やすらぎ園で介護ロボットの購入費187万円を見込むなど、サービス事業費全体で684万5,000円の増額を見込み、歳入歳出それぞれ、6億1,699万1,000円といたしました。

なお、財源につきましては、それぞれ特定財源や繰入金により、収支のバランスを図ったところでございます。

以下、予算書に基づき、ご説明いたします。

令和4年度介護保険事業特別会計予算書1ページをご覧ください。

令和4年度 標茶町介護保険事業特別会計予算

令和4年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,219万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,699万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以降、歳入歳出予算事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時14分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

病院事務長・浅野君。

○病院事務長(浅野隆生君)(登壇) 議案第22号、令和4年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和4年度 標茶町病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、60床。

(2) 年間患者数、入院、9,490人。外来、2万5,515人。

(3) 1日平均患者数、入院、26.0人。外来、105.0人。

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費1,734万4,000円。病院建設費5,344万9,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、13億4,997万2,000円。第1項、医業収益、7億2,058万2,000円。第2項、医業外収益、6億2,939万円。

支出、第1款、病院事業費用、13億4,997万2,000円。第1項、医業費用、13億2,868万2,000円。第2項、医業外費用、2,079万円。第3項、予備費、50万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,063万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,063万3,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、1億587万1,000円。第1項、出資金、1億587万1,000円。

支出、第1款、資本的支出、1億7,650万4,000円。第1項、建設改良費、7,079万3,000円。第2項、企業債償還金、1億571万1,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、8億7,580万2,000円。

(2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、2億7,036万2,000円。

(2) 医療対策費負担、5億2,196万9,000円。

(3) 企業債償還金負担、7,942万円。

(4) 施設設備費負担、3,539万7,000円。

合計、9億714万8,000円。

次のページへまいります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億1,790万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産、種類は建物付属設備、名称は病院電気設備(ナースコール及び電話交換設備)、病院電気設備(自動火災報知設備)、数量はそれぞれ1式、及び種類は器械・備

品、名称は超音波診断装置、数量は1台です。

2 処分する資産、種類は建物付属設備、名称は病院電気設備（ナースコール及び電話交換設備）、病院電気設備（自動火災報知設備）、数量はそれぞれ1式、及び種類は器械・備品、名称は超音波診断装置、数量は1台です。処分の態様はそれぞれ廃棄となります。

次に予算説明書によりご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

次に、6ページをお開きください。

令和4年度 標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

#### 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

（1）当年度純利益ゼロ、前年同額。（2）減価償却費、7,004万6,000円、前年度比471万1,000円の増。（3）引当金の増加額、382万3,000円、前年度比686万円の増。（4）長期前受金戻入額、マイナス730万1,000円、前年度比148万2,000円の減。（5）受取利息及び受取配当金、マイナス1,000円、前年同額。（6）支払利息、1,349万円、前年度比376万2,000円の減。（7）固定資産除却費、1,942万2,000円、前年度比1,566万9,000円の増。（8）未収金の減少額から（12）その他までいずれもございません。（13）小計、9,947万9,000円、前年度比2,199万6,000円の増。（14）利息及び配当金の受取額、1,000円、前年同額。（15）利息の支払額、マイナス1,349万円、前年度比376万2,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は8,599万円で前年度比2,575万8,000円の増加。

#### 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

（1）有形固定資産の取得による支出、マイナス6,438万円、前年度比1,439万6,000円の減。（2）国庫補助金等による収入と（3）他会計からの繰入金による収入はいずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス6,438万円で、前年度比1,439万6,000円の増。

#### 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

（1）建設改良企業債による収入はございません。（2）建設改良企業債等の償還による支出はマイナス1億571万1,000円で、前年度比359万8,000円の減。（3）他会計からの出資による収入1億587万1,000円、前年度比1,031万7,000円の増。（4）他会計からの償還金による収入はございません。財務活動によるキャッシュ・フローの合計は16万円で、前年度比671万9,000円の増。

以上により、4 資金増加額は、2,177万円となり、前年度比1,808万1,000円の増。

5 資金期首残高は、1億4,828万7,000円で、前年度比1,237万3,000円の増。

4 資金増加額に、5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は、1億7,005万7,000円となり前年度比3,045万4,000円の増となる見込みであります。

次に、16ページをお開きください。

令和4年度 標茶町病院事業予定貸借対照表（令和5年3月31日）でございます。

資産の部、1 固定資産、（1）有形固定資産、イの土地からへのリース資産までの合計

で15億5,688万5,000円、前年度比4,178万7,000円の減。(2)無形固定資産、イ電話加入権で38万8,000円、前年同額。固定資産合計は15億5,727万3,000円で前年度比4,178万7,000円の減。

2 流動資産、(1)現金・預金、1億7,005万7,000円、前年度比3,045万4,000円の増。(2)未収金、6,000万円、前年同額。(3)貯蔵品、795万円、前年同額。流動資産合計は、2億3,800万7,000円、前年度比3,045万4,000円の増。資産合計は17億9,528万円、前年度比1,133万3,000円の減となります。

次のページへまいります。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債、2億490万9,000円、前年度比1億944万円の減。(2)リース債務、198万8,000円、前年度比2,315万3,000円の減。固定負債合計は2億689万7,000円、前年度比1億3,259万3,000円の減。

4 流動負債、(1)企業債、1億944万円、前年度比372万9,000円の増。(2)リース債務、132万3,000円、前年度比89万5,000円の減。(3)未払金、7,000万円、前年同額。(4)引当金、イ賞与引当金、4,006万6,000円、前年度比179万3,000円の増。(5)預り金、655万円、前年同額。流動負債合計2億2,737万9,000円、前年度比462万7,000円の増。

5 繰延収益、(1)長期前受金、2億879万8,000円、前年度比1,000万1,000円の増。(2)長期前受金収益化累計額、4,773万円、前年度比730万1,000円の増。繰延収益合計は1億6,106万8,000円、前年度比270万円の増。負債合計では5億9,534万4,000円、前年度比1億2,526万6,000円の減となります。

資本の部、6 資本金、11億9,662万9,000円、前年度比1億1,393万3,000円の増。7 剰余金、(1)資本剰余金、イ国庫補助金、330万7,000円、前年同額。(2)利益剰余金、イ減債積立金、ロ当年度未処分利益剰余金いずれもございません。剰余金合計、330万7,000円、前年同額です。資本合計は、11億9,993万6,000円、前年度比1億1,393万3,000円の増となります。負債と資本の合計で17億9,528万円、前年度比1,133万3,000円の減となります。

次のページへまいります。

こちらは令和3年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)です。19ページと20ページにつきましては令和3年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)であります。こちらにつきましては説明を省略させていただきます。

次に、4ページをお開きください。

4ページと5ページは、令和4年度標茶町病院事業会計予算実施計画です。こちらの説明につきましてはただいまの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

本案につきましては、2月10日書面開催の第3回町立病院運営委員会に報告し、原案どおり承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「令和4年

度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く11名で構成する「令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

(午後 1時36分延会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長                      菊 地      誠 道

署名議員      8 番                      深 見              迪

署名議員      9 番                      本 多      耕 平

署名議員      1 1 番                      鴻 池      智 子

## 令和4年標茶町議会第1回定例会会議録

### ○議事日程（第5号）

令和4年 3月10日（木曜日） 午後 3時43分開議

- 第 1 議案第24号 教育委員会委員の任命について  
第 2 議案第16号 令和4年度標茶町一般会計予算  
議案第17号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算  
議案第18号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計予算  
議案第19号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計予算  
議案第20号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計予算  
議案第22号 令和4年度標茶町病院事業会計予算  
議案第23号 令和4年度標茶町上水道事業会計予算  
(令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)
- 第 3 意見書案第1号 ケア労働者の大幅賃上げと職員配置基準の見直しを求める意見書
- 第 4 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

### ○出席議員（11名）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 渡邊定之君  | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君  | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君  | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君   | 9番 本多耕平君 |
| 11番 鴻池智子君 | 12番 後藤勲君 |
| 13番 菊地誠道君 |          |

### ○欠席議員（1名）

- 10番 黒沼俊幸君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐藤吉彦君

副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
農 委 事 務 局 長	川 村 勉 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	
会 計 管 理 者 兼	瀬 山 祐 美 子 君
出 納 室 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員11名であります。

(午後 3時43分開議)

◎議案第24号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第24号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第24号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、教育委員、高野政広さんは現在3期目、令和4年3月31日で任期満了となります。

教育行政に保護者などの声を反映するために、教育委員には未成年の子供の親などの保護者に委員を任命することが法律で義務づけられていることもあり、このたび新しい方を選任したいので提案するものであります。

議案第24号 教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町桜6丁目45番地、氏名は渡邊かおり、生年月日は昭和57年5月25日、職業は会社員であります。

渡邊氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、高校卒業後、平成21年に本町にお住まいになり、現在に至っております。

公職歴にもありますが、渡邊さんはこれまでPTA活動に対し、熱心に取り組まれておりました、周囲からの信頼も厚く、教育委員会委員として最適任者と判断し、提案申し上げます。

ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案第24号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案同意することに決定いたしました。

#### ◎議案第16号ないし議案第23号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号を議題といたします。

本案に関し、付託をしておりました「令和4年度標茶町各会計予算審査特別委員会」委員長から審査報告書が提出されました。

お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

類瀬君。

○2番(類瀬光信君)(登壇) 私は、茅沼地区温泉宿泊施設改修工事に関する費用を含む予算案、議案第16号に反対の立場で討論します。

私は、旧憩の家かや沼の再開には賛成です。しかし、改修計画の内容にはこれまでも異議を唱えてきました。改修工事が進む現状においても、釧路湿原国立公園内唯一の温泉宿泊施設であるということを最大のセールスポイントとしながら、その温泉排水設備が使用できない状況にあります。改修計画発表時から排水設備が所在する土地の所有者との協議を優先し、用地を確定するよう、促してまいりました。残念ながら2年7か月たった今も温泉の排出先は決まっていません。

次善策についての準備もなく、このままでは改修が完了しても開業することはできません。環境省への補助申請の内容も不誠実であったことになり、補助金の返還対象にもなりかねません。また、昨年3月、後に法人化することを前提に町民4名からなる任意団体を当該施設の指定管理者に選定しました。この指定管理者については、いまだ法人化がされていません。結果として施設の経営や運営に関する町との協議ができていません。

このままでは、指定管理料や収益が上がった場合の納付金といった重要案件について、議会での十分な議論の時間がなくなってしまいます。町は赤字が生じた場合に補填する方針を打ち出していますが、議会では議論されていません。議会の判断にも矛盾が生じています。

旧憩の家の経営悪化を受けて公的資金、すなわち町民の血税を投入するか否かの議論が議会を二分しました。結局、町と議会の間で「第三セクターとは何か」の認識の溝が埋まらず、半官半民の施設ながら、民間事業者が運営する施設への血税投入を議会は否定しました。このことによって、旧憩の家は廃業したわけです。

現在進行中の改修工事、さらには民間による運営については、当時と同じく町民の血税を民間事業に投入すべきかどうか議論されなければなりません。当該施設は開業後も毎年数千万の血税を投入し続けなければならない、そんな可能性があります。今からでも町民の意見に耳を傾け、過去の議論の経過も踏まえた、筋の通った議論をする必要があります。

以上のことから、改修工事を一旦とめ、事業用地の確定や指定管理者の準備期間、並びに町との協議、議会での議論の時間をしっかりとるべきと考えます。

本件に関しては、その事業費の大きさから費用対効果への不安、周辺地域への波及効果の不透明などを心配する町民も多いことから、見切り発車は許されません。

よって、町民のために立ちどまるべきと考え、関連予算を含む議案第16号には反対します。当初予算に反対することは苦渋の選択であることを申し添えます。

○議長（菊地誠道君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

松下君。

○4番（松下哲也君）（登壇） 私は、議案第16号から23号に賛成の立場で討論を行います。

私も議員は、日ごろ、町民の声を聞き、どういうことを求めているのかそういうことを判断し、各定例会の中で一般質問また、総括質問等で提言してきております。その中で町は精査の上、事業に取り上げていただいております。

今年度は合葬墓の調査・設計、多和平のトイレの改修、また、子供の眼科検査の器具の購入等に予算をつけていただきました。

年度当初、予算は町民の生命と暮らしを守るため、さまざまな分野で予算を組んでおり、安心してこの町に住み続けることができるように取り組みをしているものであります。国保会計をはじめ、上・下・簡易水道、介護、後期高齢者、病院とそれぞれの会計運営も一般会計から繰り入れて運営されており、これを否決することは今後の町民の生活に大きな影響を与えることになります。

行政の取り組みは、ゆりかごから墓場までと言われておりますが、全ての分野で対応していかなければなりません。これはいつときも停滞させるわけにはいきません。今は新型コロナ

ナウイルスに対するワクチン接種を早急に進めていかなければならないと考え、速やかに成立させることが必要と考え、賛成討論といたします。

○議長（菊地誠道君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（登壇） 私は、議案第16号、令和4年度標茶町一般会計予算について、歳入、歳出には賛成いたしますが、一部である地方債、辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設改修事業に反対をいたします。

観光宿泊施設憩の家かや沼は、多くの町民の再開を望む声を受けて改修にあたること自体は評価をいたします。しかし、改修事業の内容は町民の思いと大きな隔たりがあり、富裕層を対象にしたと思われる設計で、環境省の補助金や辺地債、80%の交付税措置があるとはいえ、10億円を超える事業となりました。

先ほども議論いたしました。未解決の課題やいまだに明確になっていない事項もあまりにも多いのではないのでしょうか。今定例会の同僚議員の一般質問で工事費の増加は無制限ではないと答えておりましたが、じゃあ施設維持、運営負担はどうなんでしょう、示されておられません。また、利益が出た場合はその20%を町に納付してもらうとのことですが、利益が出なかった場合、どのように対応するのか、先ほど答えておりましたが、なかなか理解をできるものではありません。

町長は、町政執行方針で令和2年度ベースでの財政状況について実質公債比率8.7%、将来負担比率27.7%、経常収支比率88.5%と依然厳しい状態があると述べられております。今後の財政負担増が懸念される茅沼地区観光宿泊施設改修事業については、早急に解決すべき課題や見直しが必要な点もあると考えまして、よって、議案第16号に反対するものです。

○議長（菊地誠道君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

本多君。

○9番（本多耕平君）（登壇） 私は令和4年第1回定例会に提案された、議案第16号から23号に賛成の立場で討論に参加をいたします。

皆さんご承知のように、本町は少子高齢化、人口減少の中、社会活動の低迷に加えて、新型コロナウイルスの猛威により、この2年間は町理事者とともに議会も町民の命と暮らしを守るため、賛否両論がありましたけれども、常に政策優先に立ち、とどまることなく前に進んでまいりました。特に茅沼施設の再建問題については、たび重なる議会、全員協議会等で施設の進む方向が協議され、令和4年度再出発のスタートラインが切られたことは、全ての町民が望んでいた事業であると考えます。

地方財政が厳しい中、本町の自主財源42億598万円で収入総額の35.2%、依存財源77億5,700万円、64.8%、令和3年12月予算と比較しますと8億4,600万円の減となっておりますが、町長、事務方の努力により、ソフト事業をはじめ、多くの事業にめり張りのある予算が計上されていると理解いたします。

予算審議は前段、十分な時間を割き、理事者と協議いたしました。予算執行が遅延することは直接町民の生活が脅かされることであり、今後の町政に多大な問題が生じてまいります。

私は常に考えます。議会は、議論を怠らず議決された事案については、議員総意でまちづくりに取り組むべきと考えます。令和4年度当初予算、今後も補正予算が当然提案されることと思います。しかし、その都度十分議論を重ね、町民のため、執行予算をつくり上げていかなければなりません。よって、私は本議案8案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） これで討論を終わります。

ただいま、討論がありましたので、議案第16号は起立により採決いたします。

議案第16号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案可決されました。

次に、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号について一括して採決いたします。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号について、委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号は委員長報告のとおり原案可決されました。

#### ◎意見書案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第4。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時29分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和4年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 4時30分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長            菊 地 誠 道

署名議員    8 番            深 見            迪

署名議員    9 番            本 多            耕 平

署名議員    1 1 番            鴻 池            智 子

